

3月9日(金)

出席委員

委員長 大沢 真一 君
副委員長 たけうち 忍 君
同 飯 沼 雅 子 君
委員 のだて 稔 史 君
同 石 田 ちひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 高 橋 伸 明 君
同 松永 よしひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 横 山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君

委員 須 貝 行 宏 君
同 高 橋 しんじ 君
同 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 辺 裕 一 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 南 恵 子 君
同 藤 原 正 則 君
同 西 本 貴 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

安 藤 たい作 君

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

参 事
企画部財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

文化スポーツ振興部
オリンピック・パラリンピック準備課長
小 川 陽 子 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長
松 山 香 里 君

参 事
福祉部障害者福祉課長事務取扱
中 山 文 子 君

福祉部障害者施策推進担当課長
飛 田 則 文 君

福祉部生活福祉課長
矢 木 すみを 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
西 田 みちよ 君

健康推進部国保医療年金課長
三ッ橋 悦 子 君

参 事
品川区保健所品川保健センター所長事務取扱
鷹 箸 右 子 君

都市環境部都市計画課長
中 村 敏 明 君

都市環境部建築課長
鈴 木 和 彦 君

防災まちづくり部防災課長
古 卷 祐 介 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○大沢委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

本日の議題に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○古巻防災課長　私から、本日の未明にありました大雨に関しまして、区の対応状況についてご報告をさせていただきます。

昨日、3月8日でございますが、品川区に対しまして大雨洪水注意報が発表されました。その時点から委託事業者によりまして監視を続けておりましたが、日付が変わりまして3月9日、本日の4時10分に洪水警報が発表されましたので、それに伴いまして拡大監視ということで応急対策本部を設置いたしまして、人員を拡大して情報収集を始めております。

応急対策本部でございますけれども、災害監視の委託事業者が2名、それから管理職が9名、係長級以下防災まちづくり部、都市環境部、災害対策待機寮の職員15名、計26名でございますが、こちらで情報収集を進めました。4時49分、大雨警報が発表されましたが、徐々に雨は弱くなってきてまして、7時21分には大雨洪水警報は解除になっております。その時点で応急対策本部は解散をいたしました。

現時点で区のほうに被害の報告は入っておりません。また、8時30分、大雨洪水注意報は解除になりました。もう既に雨は上がっているという状況でございます。

なお、7時の時点で大雨洪水警報が継続しておりましたので、児童生徒の安全に配慮いたしまして、区立の学校につきましては全校休校の措置をとっているということで、教育委員会事務局から報告を受けております。

本日の雨に対しましての区の対応状況、被害等につきましては以上になります。

○大沢委員長　それでは、本日の議題に入ります。

第5号議案、平成30年度品川区一般会計予算、第6号議案、平成30年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、平成30年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出、第3款民生費、ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入・歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○秋山財政課長　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

208ページでございます。第3款民生費、1項社会福祉費は、対前年16.6%増の279億3,287万5,000円、1目福祉計画費は6億5,715万6,000円で、右ページに参りまして中ほど地域福祉推進費では地域福祉計画策定経費等を計上しております。

2目高齢者福祉費は65億56万5,000円で、211ページに参りまして中ほど、高齢者福祉施設運営費、特別養護老人ホーム運営費では荏原特養の大規模改修による増であります。213ページに参りまして中ほど、戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事は、居ながら工事で長期間にわたるため債務負担行為を設定するものであります。

214ページに参りまして、3目高齢者地域支援費は9億10万4,000円で、1枚めくっていただいて217ページ中ほど、平塚シルバーセンター跡高齢者福祉施設整備は平成31年3月の開設を予定しております。

218ページに参りまして、4目障害者福祉費は118億9,207万6,000円で、右側に参りま

して中ほど下、自立支援給付事務、障害者介護給付事務では重度訪問介護、生活介護、短期入所などを充実するものです。221ページに参りまして、障害者訓練等給付事務では、共同生活援助、就労移行支援等は実績見合いの増、中ほど、地域生活支援事業では移動支援事業（ガイドヘルプ）を充実いたしました。223ページに参りまして、社会参加支援事業では4行目、福祉タクシー・自動車燃料費助成の所得制限を撤廃しております。2枚めくっていただいて、227ページに参りまして中ほど下、品川児童学園運営費では、障害児者総合支援施設建設費は平成31年の開設を目指すものであります。

228ページに参りまして、5目国保医療年金費では79億8,297万4,000円で、主なものは右側に参りまして特別会計の繰出金であります。

3款民生費、2項児童福祉費は対前年度18.8%の増の456億6,841万1,000円、1目子ども育成費は31億7,778万9,000円で、231ページに参りまして中ほど、しながわネウボラネットワーク事業では産後家事育児支援を充実いたします。233ページに参りまして下のほう、児童相談所移管推進事業は新規計上であります。

2目子ども家庭支援費は、90億1,805万円で、一番下、奨学金貸付事業では次のページに参りまして在学応援資金は新規計上であります。各種手当事務では児童福祉総合システムの更新を行います。237ページに参りまして中ほど、子どもの未来応援事業では、子ども食堂開設・運営支援等を行います。

3目児童保育費は125億8,070万9,000円で、239ページに参りまして中ほど下、保育園改築事業では南ゆたか保育園、一本橋保育園改築に伴う設計等を計上しております。241ページに参りまして八潮地区保育園、三ツ木保育園、東大井保育園、大井保育園等は新規計上であります。243ページに参りまして中ほど、幼保一体施設維持管理費では、八潮地区幼保一体施設整備は平成31年4月開設のもの、245ページに参りまして旧荏原第四中学校跡地公設民営保育園は新規計上。

246ページに参りまして4目保育支援費は208億9,186万3,000円で、主なものは私立保育園費では定期利用保育事業が新規計上であります。249ページに参りまして、区内私立保育園開設経費では新規開設助成は12園を予定しております。251ページに参りまして下から7行目、認可外保育施設等経費では一番下、認可外保育施設等保育料助成では253ページに参りまして2行目、認可外居宅訪問型保育はベビーシッターの利用を助成するもの、中ほど下オアシスルーム・ポップンルームの運営では平塚シルバーセンター跡と戸越六丁目の開設を計上しております。

254ページに参りまして、3款民生費、3項生活保護費は対前年1.3%増の135億1,328万1,000円、1目生活保護費は135億1,328万1,000円で、主なものは中ほど、生活保護システム改修・保守委託はシステムの全面入れ替えであります。257ページに参りまして生活保護費の生活扶助費は実績見合いの増、259ページに参りまして下のほう、生活困窮者自立支援事業では、学習支援事業等を行います。

民生費は以上であります。

次に、国民健康保険事業会計に移ります。

17ページをご覧ください。国民健康保険事業会計予算は、第1条では歳入歳出それぞれ379億6,277万3,000円とするもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は18ページ第1表歳入歳出予算によるもので、その内容につきましては事項別明細書でご説明させていただきますので、408ページをお願いいたします。歳入、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は、対前年6.6%減の100億2,418万2,000円で、410ページに参りまして、2款使用料及び

手数料、1項手数料は前年同額の9万円。3款国庫支出金、1項国庫負担金は科目存置であります。412ページに参りまして、3款国庫支出金、国庫補助金は皆減。4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金は科目存置。5款都支出金、1項都負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は238億8,590万8,000円で皆増であります。その次、都負担金は皆減であります。414ページに参りまして、都補助金も皆減であります。6款繰入金、1項繰入金は対前年2.8%減の38億246万1,000円、7款繰越金、1項繰越金は、前年同額の2億円であります。416ページに参りまして、8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は科目存置、8款諸収入、2項雑入は対前年0.01%増の5,012万8,000円、418ページに参りまして、前期高齢者交付金と共同事業交付金は皆減であります。

歳入は以上です。

422ページをおめぐりください。こちらからは歳出です。1款総務費、1項総務管理費は対前年10.8%減の7億6,765万2,000円。

424ページに参りまして、2款保険給付費、1項療養諸費は対前年5.6%減の206億4,761万6,000円。426ページに参りまして2款保険給付費、2項高額療養費は対前年2.9%減の27億3,958万2,000円、428ページに参りまして、2款保険給付費、3項移送費は前年同額の10万円。4項出産育児諸費は、対前年6.8%減の1億7,228万7,000円。5項葬祭費は前年同額の3,500万円。6項結核・精神医療給付金は、対前年4.6%減の2,336万9,000円。

430ページに参りまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は90億6,431万1,000円。2目退職被保険者等医療給付費分は5,241万円いずれも皆増であります。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分26億6,642万4,000円と、432ページに参りまして、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分1,652万6,000円はいずれも皆増でございます。3項介護納付金分は10億9,689万1,000円で皆増であります。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は対前年1.0%増の3億8,694万3,000円、434ページに参りまして4款保健事業費、2項保健事業費は、対前年57.4%増の2,305万1,000円。

5款諸支出金、1項償還金及び還付金は、対前年37.1%増の7,061万1,000円、436ページに参りまして、6款予備費、1項予備費は前年同額の2億円、老人保健拠出金と438ページに参りまして後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、440ページに参りまして共同事業拠出金はいずれも皆減であります。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計に移ります。恐れ入りますが23ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ83億4,126万4,000円とするもので、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は24ページ、第1表歳入歳出予算によるもので、その内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、458ページをお願いします。

458ページは歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、対前年5.5%増の40億2,444万9,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料は6,000円。3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は、前年同額の660万円。

4款繰入金、1項繰入金は、4.3%増の40億7,207万1,000円。460ページに参りまして、5款繰越金、1項繰越金は科目存置。6款諸収入、1項受託事業収入は、対前年15.2%増の2億3,789万円。2項雑入は、前年同額の24万7,000円。

歳入は以上であります。

3枚めくっていただいて、466ページ、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は、対前年11.9%増の1億5,669万9,000円、1款総務費、2項徴収費は、対前年0.1%増の2,886万5,000円。468ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、対前年4.5%増の76億8,716万7,000円。3款保健事業費、1項保健事業費は、対前年15.6%増の2億8,793万3,000円。470ページに参りまして、4款保険給付費、1項葬祭費は対前年15.8%増の1億5,400万円。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は前年同額の660万円。6款予備費、1項予備費も前年同額の2,000万円であります。

後期高齢者医療会計は以上でございます。

次に、介護保険特別会計に移ります。29ページをお願いいたします。

品川区介護保険特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算それぞれ244億7,574万9,000円とするもので、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、30ページの第1表歳入歳出予算によるもので、その内容につきましては事項別明細書でご説明させていただきますので、488ページをご覧ください。

488ページ、歳入であります。1款保険料、1項介護保険料は、対前年3.9%増の54億8,835万5,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、対前年0.2%減の39億4,174万6,000円。3款国庫支出金、2項国庫補助金は、対前年3.1%増の12億4,483万3,000円。490ページに参りまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、対前年3.3%減の63億990万5,000円。492ページに参りまして、5款都支出金、1項都負担金は、対前年0.2%増の32億8,025万4,000円。5款都支出金、2項都補助金は、対前年10.6%減の2億2,915万7,000円。6款財産収入、1項財産運用収入は前年同額の18万5,000円。494ページに参りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金は、対前年13%減の36億2,677万9,000円。7款繰入金、2項基金繰入金は、対前年32.8%増の3億2,232万2,000円。8款繰越金、1項繰越金は、前年同額の2,000万円。

9款諸収入、1項雑入は、対前年12.1%減の1,221万1,000円であります。496ページに参りまして、9款諸収入、2項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

歳入は以上です。

500ページをお願いします。歳出、1款総務費、1項総務管理費は、対前年59.1%減の3億4,518万7,000円。2項徴収費は、対前年1.0%増の4,296万8,000円。502ページに参りまして、3項介護認定審査会費は対前年13.6%減の2億2,507万5,000円。504ページに参りまして、4項趣旨普及費は、対前年70.4%増の1,037万5,000円。5項介護保険制度推進委員会費は、対前年90.4%減の108万円。6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は、対前年58.0%減の52万2,000円。

506ページに参りまして、2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は、対前年1.6%減の141億7,750万3,000円。508ページに参りまして、2款保険給付費、2項施設介護サービス費は、対前年1.7%増の60億6,471万円。510ページに参りまして、2款保険給付費、3

項介護予防サービス等諸費は、対前年34.1%増の7億6,107万5,000円。512ページに参りまして、2款保険給付費、4項その他諸費は、対前年2.9%増の2,405万4,000円。514ページに参りまして、2款保険給付費、5項高額介護サービス等費は、対前年5.2%増の7億650万円。2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費は、対前年17.1%減の4億8,769万8,000円。516ページに参りまして、2款保険給付費、7項特別給付費は、対前年0.1%増の1,487万3,000円。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、対前年7.9%増の10億105万4,000円。518ページに参りまして、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費は、対前年6.5%減の1億4,482万6,000円。520ページに参りまして、3項包括的支援事業・任意事業費は、対前年3.4%増の4億3,896万5,000円。522ページに参りまして、3款地域支援事業費、4項その他諸費は、対前年6.3%増の259万9,000円。

524ページに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金は、前年同額の18万5,000円。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、前年同額の650万円。

6款予備費、1項予備費も前年同額の2,000万円。

介護保険特別会計は以上でございます。以上で、本日の説明を終わります。

○大沢委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は29名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願いたします。

本日は、245ページの3目児童保育費から病児保育事業新規開設補助、239ページ、保育園運営費から保育園の園運営および感染対策について、順次お伺いたします。委員長のご許可を得まして、途中で資料の提示をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

病児保育は、多様な保育サービスの一つに位置づけられていますが、平成20年に行われた内閣府の子育て助成の意識調査でも、保育所の数と定員を増やすことに次いで2番目に要望が多かった、子育て家庭のニーズが非常に大きい保育事業です。私のクリニックには、特別養子縁組の親子が何組か受診されておりますが、保護者の方に今一番してほしい支援は何かとお尋ねしたところ、病児保育だと即答されました。子どもが病気になったときが一番大変だとそのお母様はおっしゃっておりました。きちんと病気の親子を受け入れ精神的にも身体的にも社会的にも子どもを守り親を支えるトータルケアを行うセーフティーネットが必要とされています。病児保育こそ、その役割を担う究極の子育て支援なのだの一貫して訴えてきました。2月の文教委員会でも中延に新規開設する民設民営の保育園の1階部分に病児保育室を併設するという報告を受けました。この決定を高く評価いたします。まず改めて品川区の病児保育の取り組みやその必要性についてのご認識について、ご答弁をお願いいたします。

○佐藤保育課長 病児保育の必要性等についてでございます。区といたしましては病気のときにはご家庭で見ていただくことが基本と考えておりますが、一方、保護者の就労支援という面で委員ご指摘の子育て助成の意識調査や、子ども・子育て計画のニーズ調査等の結果から病児保育の需要が高い状況であると認識しております。

区としての取り組みですが、子ども・子育て計画に目標値を明記いたしまして、病児保育施設の新規開設に向けてさまざま調整・検討を進めているところでございます。

○鈴木（博）委員 品川区の病児保育施策で今一番必要なのは、医師がしっかりと管理した施設を増やすことです。病児保育所がいつでも必要なときに利用できる存在であるからこそ、安心なのです。

9月補正で大井地区に新しい病児保育施設を整備する費用が計上されておりました。この病児保育施設の整備計画のその後の推移はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 9月補正でご審議いただきました病児保育施設の件でございますが、医療法人が病児保育の開設に当たりまして確保しておりました管理医師が急に辞退の申し出をしたため、ほかに担える人材がいなかを探してもらうなど、運営事業者と開設が可能か調整を続けてきました。当該医療法人では人材の確保が困難な状況であるため、現状では残念ながら予定していた4月開設は難しい状況ですが、今後も引き続き働きかけてまいります。

○鈴木（博）委員 なかなか大変な事態になっているようです。病児保育の開設は大変ですので、4月は無理だとしてもなるべく早い開業に向けて、保育課としても運営事業者と十分協議してご努力いただきますようお願いしたいと思います。

また、東大井の病児保育室が3月31日付で閉鎖すると、その医院のホームページに告知されておりました。この経過についてもご説明お願いいたします。

○佐藤保育課長 病児保育事業を行っていた医療機関の閉鎖の件でございますが、長年病児保育に貢献していただいておりますが、大井地区に開設の予定があったこともありまして年度末で閉じる予定でこの間の調整をしてきました。以前から本来業務がお忙しく、地域医療で地元貢献されているところを区が無理を言ってこの間続けてきていただいた経過もありますので、今年度で閉鎖するというのは、さまざまな状況から致し方ないかと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 今お話のこの診療所はもともと内科であることと、高齢者の地域包括ケアシステムの構築でも、現在区に多大な貢献をされているので、病児保育室の閉鎖に関してはやむを得ないものとして了解いたしました。

ただ、大井地区の病児保育施設の開所もおくれているということなので、区の構想する今後の病児保育施設の開設の見込みについてはいかがお考えでしょうか。

○佐藤保育課長 今後の病児保育の開設の見込みでございますが、現在南大井地区に調整中の医療施設がございます。詳細がより明確になりましたら、また補正予算でお願いして、年度内早い時期の開設を目指したいと今は考えております。

また、来年度中延に新設する保育園と併設をいたしまして病児保育を実施する予定もございます。今後も医師会等と連携して病児保育の拡充に努めてまいりたいと思います。

○鈴木（博）委員 病児保育はキャンセルが多いこと、病気の子どもを施設まで連れていかなければならないことなどを考えあわせると、1施設の定員数を増やすよりも、かねて要望し、今もお話があったように施設を分散して数を増やすということを目指していただきたいと思います。病児保育施設はネウボラネットワークと同じように、身近に点在しいつでも必要なときに利用できる存在であるからこそ、安心で頼れる究極の子育て支援施設となるのです。病児保育をやりたいという意欲的な医療機関は今後も手を挙げてくると思われまますので、ご希望があれば区としても前向きな対応をお願いしたいと思います。

また、医師会も社会貢献として病児保育へのかかわりを考えています。両医師会ともしっかりと連携して、病児保育の質・量の向上を図り、品川区の子育て支援の輪が大きく広がることを希望して、次の質問に移ります。

働き方改革が叫ばれる中で、決算特別委員会でも質問いたしました。公立保育園の職員の負担軽減に対する保育課の対策の進捗状況はいかがでしょうか。ご質問いたします。

○佐藤保育課長 公立保育園の負担軽減対策の状況についてですが、今年度4月当初からPTを立ち上げまして事務の効率化を進めており、一定の成果を上げているところでございます。

一方、各園によって事務処理方法や報告書等の様式の違いが予想以上に大きいこと、またパソコンの操作がふなれなこともありまして、一つの資料をつくるのにすごく時間を要すること等がわかってきました。保育に専念する環境をより整備するために、幼保一体施設などを中心に事務員を配置し事務作業の実施、課題の分析、標準化作業を実施することで、事務の標準化を全園に広げまして、保育園職員の負担の軽減をより進めていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 ご説明は分かりました。現場職員の皆さんの健康管理、ワークライフバランスに十分配慮しながら、働きやすい職場、やりがいがある職場づくりへのご配慮を今後もよろしく願います。

次に、今シーズンのインフルエンザ流行を踏まえ、保育所における感染症対策を伺います。

今シーズンのインフルエンザ流行は、患者報告数が多く、国立感染症研究所の定点、これは報告する医療機関のことです。その定点当たりのインフルエンザ患者報告数、1週間におけるインフルエンザの新規の患者数ですが第5週は54.33人と過去最大となりました。特に、隠れインフルエンザとマスコミが命名した症状のない不顕性感染のインフルエンザ患者の存在が大きくクローズアップされ、症状がなくても病院で検査をしてもらうように言われたと言って、品川区の小児科はどこもパンク状態になってしまいました。

まず、この冬における品川区の保育園のインフルエンザ流行状況と品川区の対応について、簡単にご説明をお願いします。

○佐藤保育課長 保育園におけるインフルエンザの流行の状況等でございますが、今年度は33園、94クラス、人数といたしましては先月末の時点で約1,000人が感染している状況です。昨年度と比較いたしますと、約150人の増です。

次に対応ですが、例年どおりとなりますが、早目の受診、マスク・手洗いの励行を保護者をお願いするとともに、保育室内の消毒等を進めたところでございます。

○鈴木（博）委員 今季のインフルエンザの流行そのものに対する質疑は衛生費のほうで行いたいと思いますので、ここでは保育園におけるインフルエンザの感染予防のことにに関して質問を続けていきたいと思っております。

インフルエンザの典型的な症状は、大体1日から4日間の潜伏期の後、急激に発病し、全身の痛み、だるさ等の全身状態と、咳、鼻水、咽頭痛の風邪症状が出現し、1週間ほどの経過で回復するのが一般的です。経過中に、肺炎、熱性けいれん、インフルエンザ脳症などの合併症を起こすと重症になります。タミフルなど抗インフルエンザ薬は、この熱の経過を1日短縮すると言われております。

インフルエンザを発病した患者は、厚生労働省の定めた保育所における感染症対策ガイドラインに従い、学校保健安全法の出席停止期間に準じて発病後5日間、解熱後3日間は登園できません。この根拠は、症状が改善してもこの期間はインフルエンザウイルスの排泄が続くことが明らかにされているからです。そして病状が回復した後、再び医療機関を受診し、診察を受け、登園許可証を発行してもらった後に保育所に登園することになります。

これが患者にとっても医療機関にとっても大きな負担になっているため、現在改善を求める声が数多

く上がっております。この登園許可証を廃止した自治体があります。委員長のご許可を得ましたので、資料を掲示いたします。

沖縄県は医療機関による登園許可証は必要とされていません。これが沖縄県で登園許可証にかわるものとして、保護者が記載して保育園・学校に提出する書類ですが、最初にこの期間と、それからあと飲んでる薬と診断と、あと1日2回検温して熱の経過を書いて、それで解熱後3日間を確認するというシステムになっているようです。沖縄県のホームページを見ますと、インフルエンザに罹患した場合発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日間、幼児にあつては3日間を経過し、健康が回復すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、復帰に先立って医療機関を受診させ、治癒証明書を求めることは意義がないとされております。そのため、沖縄県では、治癒証明書取得に伴う本人の負担や医療機関の軽減を図るために、教育機関において治癒証明書を求めることを控えるようお願いしているところです。教育関係者ならびに保護者の方々におかれましては、ご理解とご協力のほどお願いいたしますというような記載があります。

実は品川区でも、区立の幼稚園では区立の小学校に準じて現在登園許可証は必要とされていません。出席停止解除願という書類を保護者が書くことによって代用することになっていて登園・登校できます。登園許可証を廃止すればインフルエンザから回復した園児をわざわざ医療機関に連れていく保護者の手間と、子どもが医療機関で別の感染症をもらうリスクが減ります。2番目として、医療機関によっては登園許可証の発行に料金が発生するため、保護者の経済的な負担を減らすことができます。3番目としては、医療機関の混雑が緩和されるというメリットがあります。デメリットとしては、親が不明確に書類を記載する可能性があります。現在の登園許可証でも親の申告で書類は作成されておりますので、十分な説明と十分な経過表の記載で間違いは最小限に防げると思います。品川区の保育園でも医療機関発行の登園許可証を廃止し、区立の小学校、区立の幼稚園と同じように保護者の登園停止解除の書類に変更することを強く要望いたしますが、保育課のご見解はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 登園許可証の廃止についてですが、まず、委員ご指摘のとおり、保育園については医師の確認を必要とし、登園許可証がないと保育園の登園ができない取り扱いとなっております。

根拠といたしましては、厚生労働省のガイドラインですが、あくまで努力義務となっております。昨今の待機児童対策により園医を掛け持ちされる医師が多く、区内の医師の皆様には大きな負担をかけているということもあります。また、保護者の負担軽減にもつながりますので、様式や事務手順等の見直しといった総合的な見直しに向けて調査検討したいと思っております。

○鈴木（博）委員 今回の質問をまとめますと、登園許可証の扱いに関しては現状のまま。それから医療機関の受診は必要だが書類は要求しないという、現在の教育委員会の対応。それとあと、治癒したかどうかの受診そのものは必要ないという沖縄県の方式。この3つの方式がありますので、最低2番目の教育委員会の登園許可証が必要ないというレベルまでにはなるべく早急に改善を検討していただくことを要望して、次の質問に移ります。

急な発熱、全身の痛み、だるさ、鼻水、咳、咽頭痛を示す典型的なインフルエンザ患者は、大量のインフルエンザウイルスをまき散らしており、咳、くしゃみ、鼻水による飛沫感染、その付着をこすることによって起る接触感染により感染が広がっていきます。しかし、もともと症状のない不顕性感染と呼ばれるインフルエンザ患者はウイルスの排出も少なく、咳エチケット、マスクの着用による飛沫感染対策、インフルエンザウイルスは体外に出ると数時間で死滅しますので、アルコールを用いた綿密な手洗いによる接触感染対策を行うことがインフルエンザの流行を防ぐためには基本的かつ最も重要なこと

です。また、学校保健安全法による登園基準は、発熱、解熱した日から数えて登園する日を決定することになっておりますので、そもそも熱が出ない隠れインフルエンザというのは登園許可証の日にちが決定できません。というより、発熱していない中で、インフルエンザウイルスの陽性が出た存在というものを、そもそも登園停止の対象として考えてはいないのです。学校保健安全法における取り扱いには以下の場合出席停止期間となるという記載がありまして、患者の出た家に居住する者またはかかっている疑いがあるものに関しては、予防処置の施行その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまでは登園停止をすることも可能であるというような記載があります。これをもとにして、現在家族がインフルエンザの場合は家族ぐるみで登園停止という処置が行われているようですが、これは附帯条件でありまして、医師の診断が必要であり、また先ほどお話したような原則的な感染予防の処置がしっかりと行われていれば、あえて5日間と3日間の登園停止というのは必要がないのではないかと思います。

例えば、夏風邪であるヘルパンギーナや手足口病は高熱と口内のアフタが治れば登園可能になっておりますが、ウイルスそのものはその後も2週間ぐらいは便中に排出されます。したがって、完全にウイルスの排泄がとまっていなくても、夏風邪に関しては登園が可能な扱いに現在なっているのです。

また、インフルエンザ検査の過信も問題です。インフルエンザは迅速診断は有効率が60%から80%ぐらいであり、インフルエンザ検査で陰性でもインフルエンザではないと診断できません。逆に、インフルエンザの検査が陽性でもインフルエンザでない人もいます。また、インフルエンザの検査は1回当たり約5,000円から6,000円ぐらいの費用がかかります。不必要な検査で医療費が無駄遣いされていることになるのです。

そもそもインフルエンザというのは、診断した医師が検査だけではなく症状、経過も加味して総合的に判断するものであり、検査するだけというのは全く意味がありません。感染症予防の基本的な知識が不足している各保育園の担当スタッフによるエビデンスを欠く指示のもとで家族が振り回されているのが現状だと考えます。

昨年の決算特別委員会で園児の健康管理や保育所における感染症対策を保育現場がいろいろと相談できる助言組織を立ち上げてほしい、また、保育園をまたいで幾つかの地域ごとに区が立ち上げることを提案しましたが、状況は悪化の一途をたどっております。最低1年に数回夏風邪、インフルエンザの流行前に各保育園の感染症対策の担当者を集めて、専門家による保育所の感染対策の研修会を開催することが絶対に必要だと思います。現状を見て区はどのようにお考えでしょうか。説明をお願いいたします。

○佐藤保育課長 保健業務等に係る研修会実施等の関係でございますが、園長会や看護師が参加する保健業務連絡会を通じて月に1回以上さまざまな周知を行っているところでございます。しかし、定員弾力化や特別支援児の増加等によりまして園業務も多忙となっておりますので、なかなか新たな知識の習得や徹底が進まない状況もあります。新たな取り組みとして医師会等と連携してさまざまな研修会の実施について検討したいと思っております。

○鈴木(博)委員 あまりエビデンスのない指示で保育園の園児と親が振り回されないように、正確な知識の伝達ということはやはり区の仕事としてしっかりやるよう要望したいと思います。

○大沢委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私から2点お伺いしたいと思います。

217ページ、高齢者住宅生活支援サービス、237ページ、子どもの未来応援事業についてお伺いします。

まず、高齢者の住宅支援について伺います。先日の歳入のところで少し時間がなくなってしまいましたので、改めてまた確認をさせていただきます。今回品川区がこの高齢者住宅の支援を行うということで、先日会派としてこの先進事例をどこでやっているのか調べる中で福岡市が先進的に行っていることがわかりました。福岡市と福岡市社会福祉協議会が行う住まいサポートふくおかを会派で視察させていただきました。住宅入居支援から生活支援サービス、見守り、家財処分や死後事務委任など、ワンストップの事業を展開し4年目ということで、現在国土交通省の補助金を受けてこの事業を行っているということです。

私が着目したのは、所得制限を設けていないことです。高齢者においては、誰もが住宅を探すのに困難があるという視点で行われているということでした。今回、この品川区の事業は、先月確認をしたときに今ある高齢者住宅あっせん事業が大体257万円以下の方対象ということで、これにのっってこの事業も同じように所得制限があると確認をいたしました。私は今お話したとおり、高齢者はやはり高齢者であるという1点で貸し渋りに遭ってしまうような事例が出ており、住宅を探すのには困難があると思っております。

そこで、この所得制限なくどなたでも利用できるような事業となるよう要望いたしますが、いかがでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 高齢者住宅生活支援サービス事業の所得制限についてのお尋ねだと思います。区といたしましては、まず一番お困りである低所得の高齢者の方の住まいの確保と生活支援を第一に考えまして、既にあります高齢者住宅あっせん事業をベースに考えたものでございます。今年度まず事業を立ち上げまして、どのような高齢者の方にニーズがあるのか、新たなニーズがあればその把握に努め検討していきたいと考えております。

○新妻委員 これまでも住宅相談が年間700件ぐらいあると伺っております。やはり低所得者の相談が多かったと思いますけれども、この事業が展開をされて、周知が広がっていく中で私も相談をしたい、こういうところで何か支援が受けられたらというニーズも出てくるかもしれません。そのニーズをしっかりと確に判断をしていただき、この事業が展開をされる中で改善すべきところはまた改善をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、あわせて昨年の10月の決算特別委員会の総括質疑の中で終活のことを取り上げてエンディングノートの提案をいたしました。今回、この高齢者住宅生活支援サービス事業において、見守りサービス、また最期のいざというときのところ、葬儀のところまで事業展開をしていくに当たって、聞き取りの中でさまざまご利用者の状況を確認をされていくと思います。エンディングノートというと非常に大げさなものかもしれませんが、その聞き取りこそがエンディングノートに資するものだと私は思います。なので、簡易エンディングノートのような冊子、そういう簡単なものをこの事業の中でぜひ作成していただき、利用者に提供していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご提案の簡易版のエンディングノートについてでございますが、恐らくこちらの事業で行う葬儀などに関しましては、基本サービスには入れずに選択、オプションサービスと考えております。住宅にお困りの方がまず相談にいらっしゃいますと、もちろんそちらのほうではまだいきなり葬儀の話はできませんので、社会福祉協議会の職員が定期訪問する中で信頼関係を築いた上で葬儀についての相談というのはお受けすることになります。葬儀を希望され、必要な方につきましては確かにエンディングノートに記載するようなことを社会福祉協議会のほうで丁寧に伺うことになるかと思っております。まだ社会福祉協議会と詳細については詰めておりますので、今後丁寧に検討していきたい

いと考えております。

○新妻委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、しながわ子ども食堂についてお伺いをいたします。

昨年6月、しながわ子ども食堂フォーラムを開催し、その後しながわ子ども食堂ネットワークの構築が進み、この1年間で急速に子ども食堂が立ち上がってまいりました。そして、現在は子ども食堂のマップがつけられるまでになりました。関係課の皆様には大変に感謝を申し上げます。マップには9カ所紹介されておりますが、試食を含めて13カ所あると認識をしております。何よりこのネットワークに参加をされている皆様のお力をお借りすることで、地域の子どもの居場所が増えつつあるというところでもあります。

そこで、改めて子ども食堂の目的と今後の方向性をお聞かせください。

○廣田子ども家庭支援課長 私から、子ども食堂についてお話させていただきます。

子ども食堂については委員ご案内のとおり13カ所開設しております。子ども食堂につきましては、地域の子どもの居場所、食の提供がある居場所というところで支援を進めていたところがございます。子どもが歩いていける範囲内で区内全域に子どもの居場所を増やすということを考えておまして、今現在は子ども食堂を中心に支援をしているところですが、居場所を増やしていくという趣旨から言いますと、学習支援をするところでもありますとか、遊び場となるところでもありますとか、食の提供をする子ども食堂以外の多様な居場所づくりを目指すということを発端として、目的としてやっているものがございます。

○新妻委員 私は先日八潮で行われた子ども食堂にあくつ委員とお邪魔をいたしました。ここは試食会ということで2回目の開催で、地域密着型の小規模多機能の高齢者施設で行われている子ども食堂でした。リビングがあってその周りに泊まりのお部屋がある。そしてまるで自宅に帰ってきたような雰囲気の子どもの食堂でありました。そこには施設に泊まるご夫婦、お母さんとお子さんで来ている方、また、スタッフが前日に声かけをしたところ子どもたちだけで来てくれた子もいるということでした。子どもたちだけで来た方の親御さんにはスタッフの方がご連絡をしっかりとされているということで、家族的な雰囲気の中でこの子ども食堂が展開をされておりました。また、代表の方とスタッフの方と懇談をさせていただきましたが、非常にこの代表の方が熱き情熱を持っていらっしゃるということで、この地域の中でのこういう場の提供をこれからもしていきたいというお話をされておりました。小規模多機能型というのは、日中夕方までは利用者がいるけれども、夕方以降は泊まりの方がいれば泊まりの利用者だけになるので、その方の夕食の時間に合わせて地域の子どもたちが集まる場所にできたらという思いを語ってくださいました。この方はこれまでも八潮地域の中で、例えばハロウィンをほかの施設にも声かけをしてやったださっているというようなこともありました。

そこで、品川区内の小規模多機能型の施設を利用して、子ども食堂がほかにも展開できないかということをご提案したいと思うのですが、まず、区内の中にこの小規模多機能型の施設がどれくらいあるのかお伺いをしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 区内にあります小規模多機能型は今現在8施設、それから看護機能のついた看護小規模多機能型というものが2施設ありますので、合わせまして10施設ということになります。

○新妻委員 まずは本業の事業が大事であります。全てのところではありませんが、可能性として考えられるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 委員ご指摘のとおり、小規模多機能につきましては在宅介護を支える重要な

施策でありまして、まずは本業をといるところは私どもも思っておりますが、その上で事業者の判断として子ども食堂の実施等が可能であればという条件つきで、先行事例として連絡会等で他の施設のほうにも情報提供していきたいと考えております。

○大沢委員長　次に、中塚委員。

○中塚委員　私からは、233ページの子ども・若者応援事業について、新規事業であります子ども・若者のための相談拠点づくりについてお伺いしたいと思います。

まず、私はさまざまな社会生活を送るに当たって困難を抱え引きこもりと言われる状態に苦しんでいる若者の悩みに応えて、一歩踏みこんで背中を押す支援が今とても急がれていると思っております。高校や大学を卒業し、就職や一人暮らし、結婚などさまざまな社会生活を送るに当たってここから距離を置かざるを得ない、いわば離れてしまった若者の引きこもりを支援する事業が大事だと思っております。例えば、就労につなげようと思ってもそのスタートラインに着くまでにさまざまな困難を抱えているので、一歩も二歩も踏みこんだ支援が必要だと思いますし、これは決して自己責任ではなく社会的な支援やその仕組みづくりが必要なのだと思います。

まず、なぜ支援する体制や居場所づくりを始めようと思ったのか、伺いたいと思います。そして、若者の実態、若者のどんな力になりたいと思っているのか、ご説明ください。

○高山子ども育成課長　子ども・若者応援事業についてのお尋ねでございます。

2点のお尋ねです。なぜこの事業を立ち上げるに至ったかという背景でございますが、今年度策定を進めてまいりました品川区子ども・若者計画が向こう5年間の計画ということで平成30年度スタートする計画となります。この中で、子ども・若者を支援する拠点をつくるということがこの推進体制の中に明記されましたので、それを具体化する施策としてこの事業を立ち上げるものでございます。そして、子ども・若者育成支援推進法の中には、第13条でさまざまな相談を受ける体制を地方公共団体がつくるよう努めるという明記もございますので、そうした趣旨を踏まえまして今般の事業化に至るものでございます。

そして、どんな力になりたいかという点で申しますと、委員ご紹介のような、いわゆる引きこもりのみならず不登校でありますとかその他就職に対して困難を抱えるようなさまざまなお困りごとに一義的には寄り添うような形で相談を受け、それをしかるべき機関につないでいく、そのような体制を考えているところでございます。

○中塚委員　計画としての背景はそういうことだと思いますけれども、私はこの社会的な背景が今とても切実だと思っております。私自身ちょうど今42歳ですが、周りを見ても私よりも若い人で、いわゆる引きこもりという状態が続いている方は決して珍しくありません。きっかけはさまざまですが、例えば私たちの世代では高校や大学を卒業し、就職をする時期がいわゆる超就職難、就職氷河期と言われ、何度も面接に落ち、傷つき、自分は社会に必要とされていないのではないかという体験をした方が大勢いらっしゃいます。また、同時に雇用の規制緩和で、非正規雇用が拡大し、派遣という働き方が広がったのもこの時期です。また、正規雇用についてもブラックな働き方に苦しめられる、これと同時に自己責任という言葉が広がり、自分の苦しみを自分の中に押し込め、自分の気持ちの置き場がない、そんな状況に苦しんでいたと思います。いわば仕事をしていても、またその仕事をやめることも認められず、日々の生活や将来を見出すことができない、さらには、家族など周囲の目など、いわば抜け出すことのできないアリ地獄のような体験をした世代だと私は実感しております。こうした体験をする中で、いわば自分を守るために、また前に進みたいという思いからも引きこもりをせざるを得ない、そ

んな苦しい気持ちがある方もいらっしゃると思います。

今回の相談拠点ですけれども、さまざまな困難を抱えた子ども・若者への支援とありますけれども、こうした社会的な背景についてはどのように捉えているのか伺いたいと思います。そして、この相談窓口の一元化とありますけれども、どのような体制で行っていくのかご説明ください。

○高山子ども育成課長 2点お尋ねいただきました。

この社会的な背景についてどのように捉えているかという点でございます。委員ご紹介いただいた内容がまさにこの間の引きこもりの長期化、高齢化などにつながる要因になっていると考えております。そうしたことを捉えまして相談事業の一元化という点で申しますと、この事業につきましては平塚橋ゆうゆうプラザにおきまして平成28年5月より週1回の相談という形、そして居場所づくりということで、この間2年の実績を積んできております。この事業の推進に当たりましては、NPO法人のご協力のもと、さまざまなNPO法人の持つ特性、そして優位性を活用しまして、これからの総合相談の体制づくりとしてまいりたいと思います。

また、あわせて、例えば精神保健福祉士でありますとか、あるいは臨床心理士のようなそういった心理的な面にも寄り添えるような、そうした専門性の活用も考えているところでございます。

○中塚委員 この事業はとても大事だと思います。そう思うのと同時に、若い人たちにとって複雑な状況がたくさんあるなと思っております。子どもたちが40歳を迎えると、その親が定年を迎える時期と重なります。私の周りにも、両親とも定年を迎え年金生活だが、息子が引きこもり状態で仕事についていない、近所の方と目が合うのが怖くて外に出ることもできない、たまに大学の友人と会うこともあるらしいのですけれども、今何をしているのと聞かれるのが怖くて仲がよかった人であればあるほどなかなか会いにくいということも伺いました。

このご両親は2人とも年金暮らしですけれども、2人の年金で仕事についていない息子との3人暮らしていくのは経済的にも厳しく、親に何かあったら土地と建物は息子には残るけれども、息子の将来は一体どうなるのかという不安について話しておりました。その不安を口にすると言い合いになってしまつて結果会話がなくなってしまう、食事をするときも部屋の前にご飯を置いておく、お風呂とトイレのときは無言で目を合わせようとしなないということをお聞きし、息子さんもご両親もとてもつらい状況であることを私も実感いたしました。結局解決に向けた糸口そのものが見えずに、混沌とした毎日が何年、いわば何十年と続いていると思います。この事業について、本人の状況に応じた段階的支援プログラムの実施とありますけれども、このプログラムはどのように作成してきたのか、またこのご両親も不安を抱えていると思うのですけれども、本人だけではなく親からの相談というものも受け付けるのか、誰が相談をしてもよいのかも伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長 2点お尋ねいただきました。

このプログラムの部分でございます。何分にも一足飛びに解決に到達するということはなかなか困難でございますので、一義的には最初のコンタクトとしまして、例えば電話による相談を受け、そして来所を促し、まず居場所としての認知をしていただく、これが第一段階かと思っております。その次の段階としましては、社会性を養うというフェーズになっていくかと思うのですが、なかなか家から出られないような状況についてまず外出の習慣をつける。今日行く場所があるというような、そういった居心地のいい空間へと外出する習慣をつけていく、そしてその後の話としましては、将来的には就職に結びつけていく、ないしはまた学業に戻っていく、そのような段階的なステップを踏めるような、ご自身にとって無理のないようなそういったプログラムを組んでいければと考えております。

また、相談の相手方につきましては、相談者本人のみならず親御さんの相談も受けることを考えておりました、この間の2年間の取り組みの中でも親御さんからのご相談が最初のコンタクトだったという事例もございますので、そうした点を踏まえて、双方の相談に乗っていきたくと考えております。

○中塚委員 最初のコンタクトとしては、電話だと。またこの居場所づくりとしての認知を広げたい、そして就職などにもつなげていきたいということですが、この引きこもりに悩む家族にとって状況が深刻であればあるほどなかなかこうした区の事業の周知が行き届かない、そういうところもあるかと思えます。ぜひ周知についても工夫をしていただきたいと思えますけれども、どんな工夫をされていくのか伺いたいと思えます。

○高山子ども育成課長 事業の立ち上げに際しましては区の広報、ホームページなどでの周知に加えまして、セミナーの開催なども予定をしております。そうした開催などを通じまして多くの方々に知っていただくよう努めてまいります。

○大沢委員長 次に、木村委員。

○木村委員 209ページ中ほど、地域福祉推進費の中の支え愛・ほっとステーション事業、13地区、1億2,500万円余からです。

この事業は、ひとり暮らしの高齢者や障害者など生活に不便を感じている人たちが、住みなれた地域でできるだけ不便なことをなくし、少しでも暮らしやすくなるためにお互いに助け合いながら支えていく地域の仕組みをつくることを目的としています。ひとり暮らしの高齢者の方などに対し、身近な福祉の相談窓口として支え愛・ほっとステーションを地域センターに設置し、運営は品川区社会福祉協議会に委託して、2人のコーディネーターが常駐しているということでもあります。地域支援員が30分200円でお手伝いをするサービスですが、支援内容は買い物代行や、すだれの交換、電球交換、粗大ごみ、資源ごみなどを出すこと、また通院の付き添い、掃除、花の水やり、震災に備えた家具の固定など多岐にわたっています。平成23年に2カ所からスタートした支え愛・ほっとステーションは、平成29年度には新たに5カ所が加わり、現在では13カ所全ての地域センターに設置をされております。支え愛・ほっとステーションの役割を大まかに言いますと、依頼を受け、そして支援員に割り振りをすると、実際に動いていただけるのは地域支援員ということですが、発注側、そして中継をする側、仕事をする側の3者がしっかりと動くことによってこの事業が成功を収めていくと思えます。

そこで質問ですが、問題は地域支援員の確保です。大変だろうと思えますけれども、現在どれぐらいの人数が確保されているのでしょうか。そして、実際に活動する地域支援員がお手伝いをするわけですが、この支援員のもう一つの役目に高齢者の見守りがあるということですが、この方々には何らかの資格が必要なのかどうか。お聞かせください。

○大串福祉計画課長 2点、支え愛・ほっとステーションに関してのご質問をいただきました。

1つ目が地域支援員の数でございます。各地区それぞれ、また今年度6月から始まったところもありますので、ばらつきがありますが、大体20人から30人の方に登録いただいておりますので、全体では200人ほどの方が登録されているかと思えます。それから、この地域支援員の方、これは通常のボランティアという形でございますので、特に資格等は問うてはおりません。

○木村委員 大まかに言えば、支え愛・ほっとステーションが依頼を受けて、そして地域支援員に割り振りをします。実際に動いて働いていただけるのが地域支援員ということですが、実際に地域支援員の方々は30分200円で支援を行います、この200円というものはどこに行くものなのか、お聞かせください。

○大串福祉計画課長 お尋ねである地域支援員が行っている活動は、ほっと・サービスと呼んでいるものでございます。委員ご紹介ありましたように30分200円で行っていただいております。先ほど事例をご紹介していただいたように簡易なお手伝いといったものでございます。粗大ごみを出したりですとか電球交換、そういったものでございます。

30分200円という形で値段を設定しておりますけれども、その200円は依頼者ご本人のところに地域支援員が伺った際にご本人から地域支援員にお支払いいただくという形になっております。

○木村委員 地域支援員に200円お支払いいただくということですが、200円そのものは、その人に入る。地域支援員がいただくということですか。

○大串福祉計画課長 その200円はボランティアで来ていただいた地域支援員にお渡しするということでございます。

○木村委員 今後、区内の13地区全てに見守る、相談を受ける体制ができたわけですが、本区も例外ではなく、少子高齢化の波に飲み込まれていくでしょうし、特に大変大事な部署になると思います。どのような準備をすることで高齢者の希望に応えることができるのか、そういうお考えがあればお聞かせください。

○大串福祉計画課長 今後の高齢者が増えていく、高齢化が進んでいくといったところでの備えというご質問かと思えます。私どものほうで展開しているこの支え愛・ほっとステーションは、まさに地域の中での身近な相談窓口というところで設置をさせていただいたところでございます。こういった形での相談の窓口、この充実を図り、地域でお世話になっている高齢者の方の相談あるいは支援、こういったものを今後とも進めていければと考えているところでございます。

○木村委員 次に、この予算書の3行下にありますユニバーサルデザイン普及啓発事業、275万円余からですが、ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家ロナルド・メイス氏が年齢、性別、個人の能力にかかわらず最初から全ての人に利用可能な製品や建物、環境をデザインするという利用者本位の考え方に基づくデザインで、施設の整備というハード面からソフト面までを含む考え方であり、区でも職員、そして区民、事業者などがこのユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、参画と協働により暮らしやすい地域づくりを進めていくことを目的とした研究会を実施しております。ユニバーサルデザインに関する基礎知識や事例紹介などを通じて、考え方やさまざまな取り組みを知っていただくとともに、車椅子や白杖などの体験を通して、当事者の立場から一人ひとりができることを考えていただく機会にもなっております。この事業をユニバーサルデザインのハードとソフトに分けるとソフトに当たり、実際に障害を持っている方々をお迎えをして講演をしていただくわけですが、聞く側は小学生ということですが、なぜ3年生から4年生に限っているのかお聞かせください。

○大串福祉計画課長 ユニバーサルデザインに関する区内の小学校の児童向けの学習会についてのご質問でございます。昨年は全部で7校で実際行われたものでございます。そちらにつきましては、小学3年生、4年生、あるいは5年生といったところになっておりまして、あくまでも教育委員会のほうをお願いをしてこの事業を展開したものでございます。小学校の3年生、4年生、5年生のタイミングでこういったユニバーサルデザインについて多くは市民科の中で行わせていただいているものですので、そのカリキュラムの中でこの学年になったというふうに理解しているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 各小学校は市民科学習でさまざまな方々について学ぶという場面の中で、ユニバーサルデザイン等についても学ばせているところでございます。市民科のテキストを使う中で学ぶと同時に、障害をお持ちの方を学校に招いてゲストティーチャーとしていろいろと教えていた

だいている学校もございます。

○木村委員 実際にこの講演を聞くことで子どもたちは何を感じ、どのように変わっていくのか、簡単にお答えください。

○大串福祉計画課長 学習会を実施した後のアンケートでも出てきておりますけれども、やはりそういった障害をお持ちの方ですとかそういった方の身になって物事を考えられるようになったという感想をいただいているところでございます。

○大沢委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 初めに、218ページの障害者福祉費からお伺いします。

去年初めて、障害者福祉課とオリンピック・パラリンピック準備課のコラボでふくしまつりを行ったと思うのですが、その成果と課題を各担当の課長にお伺いします。また、これから2回、3回、4回、5回と続けていくと思うのですがけれども、その確認もしたいと思います。

それと、障害者水泳大会が5回目だと思うのですがけれども、5という節目を記念して大会を行うのか、答弁をお伺いします。

それと、243ページ、公設民営保育園費なのですがけれども、旧荏原第四中学校跡地に5年を目途に設置するとのことですが、まずなぜ5年なのか。また延長はあり得るのか、お伺いします。

それから、ひろまち保育園が再開発絡みで開設期間が5年で終わると。5年で終わるならほかの園にどうやって吸収するのか。吸収できるのですか。私は再開発に300人とは言わず150人程度で取り組むとか、着工の順番を後のほうにするとかさまざまな策が考えられると思いますが、いかがでしょうか。

それと、249ページで保育園開設についてですけれども、保育園を開設するにあたり、近隣の方にとって保育園がいわゆる迷惑施設になる可能性もあると思うのです。おそらく保育課だと思うのですが、その課で近隣対策というのはどのようにやっているのか教えてください。

それと、233ページの児童相談所についてですけれども、最近も毎日毎日虐待の記事が新聞に載らないことがないぐらいの状況です。そこで区が児童相談行政を一貫して担うということには、私も大賛成なのですが、予算として基本設計が計上されているということは、いよいよ具体化して用地も決まったのでしょうか。計画はどの辺まで進んだのでしょうか。到達点についてお伺いします。

○中山障害者福祉課長 私からはふくしまつりと1000日前フェスタとの合同開催の成果と課題についてお答えいたします。

まず、成果といたしましては、何といたっても従前のふくしまつりに参加されていた方だけではなく、スポーツに関心のある方にも来ていただいたことです。その結果、5,000人弱ぐらいの参加者だったものが去年は7,000人ということでより多くの方にこの事業に参加いただきました。これが一番大きな成果だと考えております。

課題というところでは、それぞれ実行委員会がありましたので、単純にそれぞれの課同士の連携にとどまらず、実行委員会への説明、そうしたことは丁寧に行ったところでございます。

今後の開催についてということですが、平成30年度につきましてはスポーツ推進課が所管する障害者スポーツの事業と合同開催をするということで現在準備を進めているところでございます。

○小川オリンピック・パラリンピック準備課長 私からは、オリンピック・パラリンピック準備課からのお話をさせていただきます。

これまでオリンピック・パラリンピック準備課はさまざまなチャレンジをする中で、今回歴史のある

ふくしまつりとコラボレーションさせていただきました。それぞれ参加者層が異なる中でふくしまつりに参加されている方々に改めて東京2020大会に向けたアピールができたのではないかと考えております。それが大きな成果でございます。

課題というわけではないのですが、やはり障害者福祉課長も申しましたとおり、部を超えたそれぞれ実行委員会を持つ事業の連携の重要性を改めて実感いたしました。特に、オリンピック・パラリンピック準備課はさまざまな課と連携することが多いので、そうした意味で一つの大きな成功の実績となりました。

来年度でございますが、2年前フェスタということでまた違った形でのイベントにチャレンジしてまいります。

○吉田保育施設調整担当課長 公設民営保育園についてのご質問かと思えます。旧荏原第四中学校跡地における保育園につきましては、同じ場所を利用した老朽保育園の建て替えを、仮設園舎といたしますが、その利用期間と合わせて5年間の暫定利用を予定しております。

ひろまち保育園でございますけれども、平成32年度までの5年間の開設を予定しております。その時点での利用者につきましては、平成33年度以降、転園先の確保については、対応方法を含め今後検討してまいります。

○池田スポーツ推進課長 障害者水泳大会でございます。平成26年度から障害をお持ちの方の日ごろの練習の成果を発表する場として、これまで秋分の日に大会を開催しているところでございます。今年で5回目ということになりますので、これまでご協力いただいております、品川区水泳連盟を運営されている方と、スポーツ協会、参加されている方も大勢来ておりますので、いろいろと協議をしながら第5回目ということで何かしていきたいと考えているところでございます。

○大澤待機児童対策担当課長 保育施設の開設に当たりまして近隣への対応でございますが、やはり反対は何件かございまして、その場合は区の職員が事業者と協力して対応に当たっております。平成30年4月の開設は16園ございますけれども、それに当たりまして区の職員の説明会への出席は18回、戸別訪問は147件、電話対応が52件で18時間、ほかには書面による回答が34件というふうに、かなり職員のほうも粘り強く対応はしております。時には罵倒されることもありますけれども、そこは理解を得るために粘り強くやっているところでございます。おかげで3週間後には16園全て計画どおりに開設する予定でございます。

昨年度、他区では19園の開設断念があったと聞いております。品川区としましては、計画達成のために今後も引き続き事業者をサポートして計画どおりに開設できるよう努力を続けたいと思っております。

○高山児童相談所移管担当課長 私のほうからは、児童相談所移管推進事業についてご説明させていただきます。

2点お尋ねの中の1点目、用地の確保についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、施設の性質上一定規模の土地の確保が必要という中で、公有地の活用が目途が立ちましたので、今年年度当初予算に設計経費を計上させていただいたものでございます。

そして、2点目の到達点という点で申しますと、やはり最終的にはもちろん品川区児童相談所を開設するということではあるのですが、その意味するところは、子どもに関する相談全て区で受けることになり、現在都と区の二元体制にある相談体制が1つになるということでございます。そうすることで、やはり区民に最も身近な地域の中で相談体制が構築され、母子保健から児童福祉まで一貫した施策が構

築でき、きめ細やかなサービスが提供できるといったところが到達点と考えております。

○藤原委員　まず児童相談所についてです。公有地が決まったということですが、場所は教えていただけないのでしょうか。それと、これはもう移管する方向で進んでいるのですよね。徐々にかもかもしれませんけれども、進んでいるということでもよろしいですよね。スピードがおそいのは、やはりしょうがないことなのかということも改めて質問をします。

それと、待機児童対策担当課長。私は待機児童を少しでも減らすためにという意味だと思っていたのですがけれども、待機児は減っていますけれども、それだけ課がご苦労して近隣対策を行っていることを改めて知りまして、保育園を考えるとこういうふうに井戸を掘ってくださっている方がいるのだなと、水を飲むときはいつも思うようにさせていただきますので、まことに痛み入る次第でございます。

それと、209ページの社会福祉法人認可・指導監査事務費なのですがけれども、品川区は社会福祉法人に委託事業であったり補助事業をお願いしています。その中で、高齢者の福祉施設や保育園を運営している法人への指導監査が都から移管されましたが、補助事業と指導監査を同じ部の同じ課の中であるということは、仕事をする中で可能なのかをお伺いします。

それと、211ページの在宅高齢者支援事業の中にある社会福祉協議会助成なのですがけれども、社会福祉協議会は高齢者だけが対象にはなっていないのですよね。そもそも区内の福祉全般、障害者も子育ても範疇に入るのでよね。どうしてこういった分類になっているのか。去年は予算書に16行もあって少し詳しく書いてありましたが、今年は6行で3分の1近く減っていますが、これは何か意図するところがあるのか理由をお伺いをします。

それと、255ページの生活保護費なのですがけれども、生活保護者自立支援事業の中に進学資金貯蓄支援があります。予算額は小さいのですが、私は生活保護を受けている方は最低限の生活ができるような範囲でという思いがあったのですけれども、そこに貯蓄させる、これは将来的なことなのでしょうか、その意味を教えてくださいたいのが1点。

それと、品川区は生活保護を受けるよりも前に、暮らし・しごと応援センターでよろず相談を受ける等、取り組んでいると思うのですけれども、これの成果と課題を教えてください。

それと、生活保護でもう一点は、日本という意味で言うならば、東京都も品川区もそうなのですがけれども、超高齢化時代になってきます。高齢化ではないのです、もうすでに高齢社会なのですが、これからどんどん高齢者の方は増える。なおかつ2,000万人も非正規職員の方がいらっしゃる。プラス低所得者の方もいる。無年金の方もいらっしゃる。これから先、いわゆる人口動態等も見て生活保護というのは私は増えていくと思うのですけれども、その辺についての見解と、まだ先のことかもしれませんけれども、ずっとこれから続いていくわけですから、具体的にもう今から対策を考えているのかお伺いします。

○高山児童相談所移管担当課長　3点のお尋ねでございます。

まず、1点目の場所の部分でございます。これにつきましてはいわゆる公園用地の再定義の中で検討していくということでございます。

そして、2点目のこの間の進捗という点でございますけれども、平成28年の児童福祉法改正を受けまして、心理職の採用を復活させたところでございます。また、その後の話としましては、児童相談所設置の先進都市であります金沢市等の視察などを展開してきたところでございます。そして、来年度に向けましては、さらなる検討ということで、検討支援の委託についての経費も計上させていただく中で、この間着実に進めているところでございます。あわせて、児童相談所、東京都のほうに職員を派遣

する中で、人材育成についても並行して進めているところでございます。

最後のスピード感という点で申しますと、児童福祉法の改正附則の中に法施行後5年以内の開設ができるよう政府として支援をするという項目がございますので、こちらにのっとる形で現在、進めているところでございますので、大きなおくれは生じていないと考えております。

○大串福祉計画課長 社会福祉法人の認可、それから指導監査に関してのご質問でございました。私ども福祉計画課で指導監査は担当させていただいております、区内に主な事業所を置く13の法人、これを所管しております。補助等を行う部署と、それから我々という形で役割分担をさせていただきながら指導監査、認可等々については取り組んでいるといったところでございます。

○寺嶋高齢者福祉課長 社会福祉協議会の助成に関するご質問でございますけれども、まず平成30年度の予算編成に当たりまして、おおむね各課単位で款項目の目を整理したという経過がございます。その関係で、211ページ、ご指摘の社会福祉協議会に昨年まで入っていたもの、1ページ前の209ページになりますが、例えば成年後見センター運営助成、市民後見人養成事業助成、ほっとサロンといったものが福祉計画事務費に移されたという経緯がございます。それと、地方自治法のそもその定め、歳出予算に関しては目的別に編成するという規定がございますので、そういった観点から昨今の福祉人材確保という目的で整理をしまして、社会福祉協議会のラインに入っていたものを逆に213ページ、次のページの下段になるのですけれども、福祉人材確保の中に品川介護福祉専門学校であるとか福祉カレッジであるとかこういったものを組み替えると、こういう経緯がございます。

あと、障害者福祉課等の予算については、それぞれ障害者福祉の中に従来から入っているものもございますが、本部経費は額が大きいことと分割が難しいので、高齢福祉のほうに入っているものでございます。

○矢木生活福祉課長 私からは、生活保護に関連する3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点。今度新規にお願いしております進学資金貯蓄支援でございますが、こちら実は母子世帯というのは通常の世帯と比べまして例えば児童扶養手当ですとか、働けばもちろん基礎控除というのがございます。ですから、最低限度の生活より少しだけ貯められるお金があるという中で、やはりこちら、皆さん同じで、子どもが大学まで行きたいということになると親は子どもが小さいときからお金をためると思っています。やはりそれは子どもの夢を実現するために必要なことですので、それを行っていただきたいと思っております。

そして2点目、暮らし・しごと応援センターの成果と課題でございます。少し古い資料になりますが、平成28年に相談をいただいた件数が2,910件ございました。そのうちの4割が他課からのご相談ということで、いろいろな生活のお困りごとを丁寧に聞き取り課題解決に向け一緒に考え、必要な場合は他課までご案内する、一緒に行くというようなこともしております。

そして3点目、超高齢社会に向けた今後の生活保護の見通しでございますが、たしかに高齢者世帯は今後増えてくることもあると思います。そういった見通しもなくはないのですが、ただ、そういったところで今般の平成30年度の生活扶助、生活基準の見直しということを国が考えているのではないかと思っております。ただ、それは生活扶助を削減するというばかりではなく、まず生活保護にはそもそも補足性の原理というものがございまして、支給に際しては急迫以外本人の資産・能力を活かすということが前提になってくるものですから、その辺から就労であるとかあと大学進学支援の助成であるとか、そういった自立支援制度の充実が今般国レベルで議論されているところでございます。

○藤原委員 最後に、407ページ、国保ですが、改めて確認をします。今回の制度が変わって、財

政運営の主体が東京都になりますけれども、いろいろな課題があった中で東京都になることでたくさんのが解決され、そして、この国保の制度は守られるのですよね。

○三ツ橋国保医療年金課長 委員のおっしゃるとおり、今回の制度改革によって守られます。

○大沢委員長 次に、田中委員。

○田中委員 237ページ、2項児童福祉費、3目児童保育費、249ページ、4目保育支援費、地域型保育事業費と、231ページ、1目子ども育成費、しながわニューボラネットワーク事業について伺います。

2017年度第4回定例会一般質問のときに、保育の質の向上のために区立保育園に事務員、用務員の専門職を配置し、保育士が保育に集中できる環境が整うよう求めました。これは事前に保育課長へ報告していた事案をもとに質問をしていました。その事案とは、区立保育園で起きた園児が保育時間中に保護者のもとへ帰ってしまった事例です。この件に関し情報公開請求を行ったところ、情報公開に至るまでにもさまざまな課題が見えてきました。品川区の保育の質が今以上に向上し、子どもたち、保護者、保育士、非常勤職員や保育にかかわる全ての方が安心して保育ができる環境が整うよう質問をいたします。第4回定例会で事務、用務員職の設置が必要ではないかという質問に対し、区は非常勤職員を2名以上置き手厚い体制をとっている、今後は事務作業軽減のためにICTを導入するという答弁でした。

質問します。まず1点目です。区立保育園での事故報告の件数、ここ3年分についてお知らせください。2点目、2名以上の非常勤はどのように配置をされているのか。3点目、そしてそのような手厚い体制の中で園児が園の外へ出てしまったという事態が起こっていますが、どのような再発防止の対応がされたのか。4点目、また、事故報告書の中には職員と情報を共有し再発防止に努めたという一文があります。その職員には非常勤職員も含まれると理解してよろしいのでしょうか。5点目、あわせて保育の質を上げるために区でも第三者評価の導入を検討すべきと思いますが、以上5点、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 5点ほどご質問いただきました。順次お答えいたします。

公立保育園で起きているけがの件数、過去3年分です。概算の数字ではありますがけれども、平成27年度は380件、平成28年度は390件、平成29年度は大体420件程度になる見込みでございます。

非常勤の配置でございますが、正規職員と再任用等で配置されている園は当然そのままなのですが、一応退職補充というところで、退職があきが出たところに非常勤、3時間とか5時間とか勤務時間の制限がありますので、2人ペアで1日分ということで配置をしているところです。

3点目です。保育園からご自分の意思でお子さんが出てしまったという件なのですが、再発防止に関しましてはその保育園と保育課内でどういったことができるのかというところを相談しまして、お子さんを見る体制であったり入口出口等の柵の設置、あとはその辺の確認、そういったことを行ったところです。

その辺の再発防止策について非常勤職員にも徹底されているのかということでございますけれども、当該園に関しましては当然全体の会議の中で周知を何度もしておりますので、さまざまな職員まで再発防止を徹底されているというところでございます。

最後、公立保育園における第三者委員会の設置を検討してはいかがかというところなのですが、これはまさに来年度私どもの課題だと考えておまして、どういう形でできるかはまた別ですが、検討はしたいと考えているところでございます。

○田中委員 子どもの数は増えていない状況の中で事故報告が増えているということが確認できまし

た。つまり、事務軽減のためのICT活用も必要かもしれませんが、実態では保育の目や保育の手が足りていない状況が現場にあるのではないかと考えますがいかがでしょうか。現場の声などありましたら、それもあわせてお聞かせください。

そして、2点目の用務もしつつ保育もする非常勤、勤務時間も3時間や5時間というお話だったのですけれども、この時間は用務のための時間、または保育のための時間と分けられた勤務体制なのか、きちんと勤務体制として明確な指示が出されているのかをお知らせください。

そして、第三者評価については検討していただけるということでよかったですと思います。以上2点、お願いします。

○佐藤保育課長 けがの状況等でございますが、400件大体年間来ますので私も1件ずつ見ているところでございますが、原因といたしましては子どもの例えば運動能力の低下もあるのかなというところなんです。具体的には、例えば友達が縄跳びをしているところにそのまま突っ込んでいってしまうとか、転んだ時に手が出ないで顔からいってしまうとか、そういった事例が多いなと私は感じているところがございます。また、保護者のほうもすぐに病院に連れて行ってほしいという要請もありますので、当然適切な対応としてそういう対応をするのですけれども、その辺で件数が少し上がっているのかなというところはございます。

あと、保育士の声でございますが、確かに保育業務はなかなか厳しい面もあるというところは私も800人ヒアリングしましたので聞いているところがございます。また、幼保一体施設のほうが特に幼稚園との連携を必要としますので、単独の保育園よりも事務の負担が大きいというところを聞いているところがございます。

2点目の、3時間、5時間の勤務時間内における非常勤の方の明確な配置や指示等というところですが、これはまさに3時間、5時間と時間が限られるので、例えば朝7時半から勤められる人がいてそういった保育需要があるのであればそこに適切に配置するなど、施設長である園長がさまざま検討して適切に配置しているところがございます。

○田中委員 非常勤への指示がきちんとされていないとかなり非常勤にとっての負担と、そのときに適宜一人で判断し対応するというはとても難しいことだと思うので、きちんと明確な指示がされているようにお願いします。そして、事故報告書にある情報共有については非常勤も含まれるのかという部分なのですが、非常勤職員も含まれるということでよろしかったでしょうか。そこをもう一度お願いします。

その次に行きます。事故報告の共有について伺います。認可保育園の事故報告書を確認したところ、区立園は運営係、私立園は私立支援係が把握し管理しており、報告書の項目についても両係で違うということがわかりました。また、区立・私立ともに同じ品川区内の保育園であるはずなのに、事故報告についての情報共有ができていないということがわかりました。

まず、園長会などの場で事故報告の情報共有がされることを要望いたしますが、区の見解を伺います。私立保育園でも公園で遊んでいたときに園児が1人で園へ帰ってしまったという事例がありました。これを受け、当該園では公園内での死角や保育園の周辺の危険要因等をリストアップし、園内で共有を図ることなどを行ったそうです。私立園の園長からは、事故が起きたときの情報共有を区の保育園全体で図り再発防止に努めたいという意見がありました。どのようなことが子どもを危険な目に遭わせてしまったのかをほかの園と共有することは再発防止や区全体の保育の質を上げることにつながると生活者ネットワークは考えます。見解を伺います。

○佐藤保育課長 3点ほどご質問いただいたと思うのですが、非常勤の方への指示でございますが、こちらに関しましては適切に行うように施設長会等を通じて園長に、今年度に関しましても随時行っているところでございます。

非常勤の方も事故の再発防止策徹底に含まれるのかという確認でございますが、そちらに関しましては当然含まれるように話をしております。

3点目の事故等の共有の関係でございますが、こちらに関しまして、公立園に関しましては施設長会の中でもし大きな事故があった場合には当然周知をして再発防止策を全員で共有しているところです。また、公立・私立でも大きい事故があった場合は当然事務レベルで情報を渡しており、私立に関しましては巡回指導等の場面でもこういった事故があったということも実際伝えておりますので一定の共有化はできていると考えておりますが、今後もより一層努めてまいります。

○田中委員 私立園の園長とお話ししたときには、やはり全体でそろったときにこういうことがあった、こういうトラブルが起きたという情報交換をしたいというお話を伺っています。そういう場がやはり必要だと思うので、ぜひお願いします。

ちなみに、世田谷区では園長のほかに保護者なども加わって保育についての情報交換を行い、保育の質を高めています。ゆくゆくは品川区でも保育にかかわる全ての立場の人が意見交換できる場が構築されるよう求めていると考えていますが、まずは認可保育園を担当する課を含めた4者が情報供給できる場が整うよう要望いたします。

事故報告書の整理の仕方について伺います。私立保育園の場合は、1、感染、2、けが、3、迷子・連れ去り・置き去り等という3項目で国、都の書式にのっとり事故報告書を整理しています。東京都の保育支援課長に伺ったところ、最低この3つだけは整理してくださいということで、それ以外のカテゴリーの設定は区に任せているとのことでした。東京都としては事故報告の書式を区に対して出しているけれども、認可園に示しているわけで区立と私立で分けることはない、品川区の状況についてはなぜそうなっているか分からないという感じでした。区立園も私立園同様、最低この3項目だけは守り、事故報告について共有できるように書式を整えるべきではないでしょうか。それにより、園同士の事故情報の共有もしやすくなり、再発防止につながると考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 公立保育園における事故報告書の関係でございます。先ほどもご答弁いたしましたけれども年間400件程度の負傷等の報告が上がっておりますが、これまでの経過もありまして1件1枚という個票の様式で報告管理を受けていて、再発防止策を決めているところがありまして、委員ご指摘のとおり細かい迷子・置き去り・連れ去り等の区分は設けていないところでございます。しかしながら、事故の種類や園別の発生状況等を管理しさまざま分析するためにも、私立園と同様の区分や一定の区分けが必要と考えますので、様式の見直しは進めたいと思います。

○田中委員 ぜひお願いします。

今回、情報公開請求を行ったところ、事故報告書が整理されておらず、閲覧だけを請求してもプライバシーの処理が必要となり、全ての事故報告書に閲覧書と写しの交付が必要であり、大量の交付と多額の金額が区から求められてしまったということがありました。補正予算の質疑の中で情報公開手数料についてほかの委員の質問に対し、広報広聴課は情報公開を大量請求し悪質に公務を妨害されるという事案を紹介されていました。そしてきのうは私が閲覧だけを求めても閲覧と写しの交付を求められてしまうことについて質問しました。行政側の書式整理がされていないときにも大量請求となったり、閲覧だけを求めても閲覧と写しの交付を求められてしまうということが起きているということを、これを機に

各課で共通認識を持っていただき、確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 閲覧だけというところでございますが、昨日も説明をさせていただきましたが、写しの請求をされた場合には書式のほうには閲覧プラス写しの手数料ということで表示をさせていただいてございます。この辺、少し理解しにくいところもございますので、情報公開請求の際に少しご案内をこちらでも丁寧にするようにするとともに少し説明のような文章も今後ご用意させていただいて、区民の方が理解しやすい形の制度としていきたいと思っておりますのでございます。

○田中委員 少しわかりづらいので、ぜひ一言添えてください。

次に、しながわネウボラネットワーク事業について伺います。

2016年度予算のときに母親の相談が各所管で途切れてしまい、切れ目のない支援となっていない状況について改善を求めました。子ども育成課では子育てネウボラ相談員の配置が2016年6月であり検討中、それまでにきちんとしたものを出したいと答弁されていますが、その後どのように改善されたのか伺います。

○高山子ども育成課長 ネウボラネットワーク事業のご説明でございます。ネットワーク事業の中核となりますのが相談事業ということになってまいります。平成27年の11月より保健センターで妊産婦ネウボラ相談事業が開始されました。その後、子ども育成課、子育て部門におきましては平成28年6月より主に出産後の方々の気軽な居場所として児童センター内での相談事業を本格的に展開したというところがございます。そういう意味でございますは産前・産後を通じた相談体制の仕組みが整ったということでございます。

○田中委員 前もって保健センターのほうでも伺っているのですけれども、やはり相談体制というのが各課で途切れ途切れになってしまっているのです。母親がこういう相談をしたということが伝わらない。保健センター内では情報共有をとれている。ただ、次の制度、次のサービスにつなぐときにそこで終わってしまうという話だったのです。内閣府のネウボラの資料には、本来フィンランドで行われているネウボラは、切れ目のない支援は切れ目のない対話を紡いでいくこと、心配、気がかりな不安や悩みを抱え込まず、母親が語ることが妊娠中や周産期および子育てにおいてリスクや問題の早期発見、早期支援の可能性も高まるとあります。子育て、家族本人の目線から多様な支援メニューの動線を整えていくことが重要であり、縦割りでなく敷居が低い、誰もが使えるワンストップであるということが記されているのです。きちんと決められた範囲での利用者の情報共有はされるべきだと考えます。相談者の目線の切れ目のない支援とは、悩み事や心配事が次の支援でもつながっていることで、自分のことが理解されているということわかり信頼関係の構築につながっていきます。制度によって相談者の相談事などが途切れてしまうことは相談者の負担につながるため、情報共有ができる制度をつくることは可能だと考えますが、見解を伺います。

○高山子ども育成課長 いわゆるフィンランドで進められてきているような、1人の相談員が1家庭と長くお付き合いする。そういったことも一つ相談体制のありようだとは考えておりますが、品川区でこの事業を展開をするに当たっては、いわゆる連携型ということで母子保健部門での相談体制、そして子ども育成課における相談体制ということで、相談の場所、そして相談員については必ずしも同じではないという体制をあえて選択したということでございます。

この背景としましては、やはり相談する時期によって悩み事の種類が異なるということと、必ずしも情報の共有が相談者側のほうに期待されていないという点もございますので、そういった意味で出産後の悩みについては出産後に主に利用される児童センター内での相談事業という中でこの相談をしっかりと

と受けとめていきたいと考えるものでございます。

その上でなのですが、母子保健部門との連携はという点でございますと、やはり相談者側のご理解を得た上で、保健センター側の保健師、母子保健部門にしっかりとその情報をつないでいく、そのようなことは現在も行っているものでございます。全てのケースにおいて共有するというのではなく、必要に応じた連携協力体制が組みられているというふうに考えているところでございます。

○田中委員 その場限りでなく、全体を見て相談者の様子を伺い、相談者の心理状況などを見ていかなければ、万が一の事態を招きかねません。相談者の相談などが支援者に共有され、相談者を本当の意味でワンストップに支える仕組みを構築していただきたいと求めます。

産褥期について伺いたかったのですけれども、時間がありませんので、ぜひ産褥期を初め産後の母体についての啓発というのがなかなかされていないので、母子手帳配付のときに産褥期にはどれだけ母体に負担がかかっているかという話をぜひしていただけたらと思います。

○大沢委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしく申し上げます。

255ページ、生活保護経費の中の生活保護者自立支援事業に関連して。同じく255ページ、ホームレス緊急保護事業についてご質問いたします。

まず初めに、生活保護者自立支援事業について、関連した質疑をさせていただきます。

平成30年1月31日午後11時40分ごろ、札幌市東区北十七条東1にある主に高齢者が入居している生活保護受給者の自立支援施設「そしあるハイム」から出火、木造一部3階建てで約400平方メートルを全焼し、入居者16人のうち11人が亡くなるという痛ましい事件がありました。犠牲になった11人の方のご冥福をお祈り申し上げます。

質問なのですけれども、「そしあるハイム」について、これは誰が運営しているのか、どんな建物だったのか、まず最初に教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○矢木生活福祉課長 札幌市にございました「そしあるハイム」についての質問でございます。こちらは木造2階建ての50年近くたった建物でございまして、合同会社なんもさサポートというところが運営してございました。旅館だった建物を借り、2004年に下宿に用途を変更して一時的に高齢者を受け入れていたということでございます。

○高橋（伸）委員 札幌市の「そしあるハイム」は、この施設、法的にどんな位置づけの建物だったのでしょうか。まず最初に教えてください。

○矢木生活福祉課長 こちら、実は法的位置づけのないホームレス支援施設でございました。この件につきまして厚生労働省が社会福祉法上の無届けの無料低額宿泊施設、ないし老人福祉法上の無届けの有料老人ホームではないかということで、この件につきまして調査が継続中でございます。

○高橋（伸）委員 有料老人ホームはイメージが何となくできるのですけれども、無料低額宿泊所は、なじみがないので、その辺についてもう一度説明をお願いしたいのと、またこれ誰が管理、監督しているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○矢木生活福祉課長 無料低額宿泊施設についてでございますが、こちらについては品川区の場合ですと設立したい方が、東京都に届け出るということになってございます。そして、管理実態としてはそれぞれ設置するところが管理するという状況になってございます。ちなみに区内では現在4カ所ございます。

○高橋（伸）委員 品川区内では4カ所あるとお聞きしました。それで、全国にこうした無料低額宿

泊所というのは、どのくらいあるのかわかれば教えていただきたいと思います。

○矢木生活福祉課長 これは報道によるとということで、厚生労働省の資料によりますと、自治体に届けられた無料低額宿泊所は全国に約530カ所ございまして、約1万5,000人が暮らしているとのことでございます。こちら2015年の6月時点です。

○高橋（伸）委員 今回の札幌であった自立支援施設「そしあるハイム」のこの事件を受けて、区としてどのように対応をされたのか教えていただきたいと思います。

○鈴木建築課長 札幌市の事件を受けまして、用途的には建築基準法では寄宿舍扱いになりますが、そうした寄宿舍等の違反对策の徹底等々について国のほう、国土交通省ならびに厚生労働省から、通知が出されてございます。区のほうでも、福祉部局、我々建築部局、ならびに消防部局と連携をしまして、先ほどの4施設の建物について、先月立ち入り調査を行ってございます。その立ち入り調査で判明しました防火区画ですとかあるいは避難規定等々について、違反的などところが疑われるところについては現在指導を行っているところでございます。

○高橋（伸）委員 あと、今ご答弁ありましたけれども、この生活保護受給者が入居している中で一般住居のオーナーの家も当然あると思うのですが、その辺の対応というのはどういうふうにされているのでしょうか。

○矢木生活福祉課長 通常のアパートに関するご質問でございますが、こちらはそれぞれ管理する大家が消防署等と連携して防火体制をとっているものと考えてございます。

○高橋（伸）委員 この札幌の事件を受けて、今後の平成30年度生活保護基準の見直しの中で無料低額宿泊所に関する議論があると聞いております。おわかりになればその概要をお知らせいただきたいと思います。

○矢木生活福祉課長 こちら、3月1日に厚生労働省のホームページに掲載された範囲内ということでございますが、無料低額宿泊所に新制度を設けて生活支援つき施設ということで新たに設ける方針だというふうに聞いてございます。

○高橋（伸）委員 いずれにしても、生活に困窮する方の住宅の確保、そして防災の対策、これは必須、急務だと思っております。引き続き関係各所管と連携して課題解決に当たっていただきたいと思えます。

次に、同じ255ページのホームレス緊急保護事業に関連をしまして、品川区内にホームレスと見られる方は何人ぐらいいらっしゃるのか、把握しているのであれば教えていただきたいと思えます。

○矢木生活福祉課長 昨年度8月の都との合同調査、こちらは外観目視ということでございますが、13人ということになってございます。私ども独自の調査でも大体12人から13人程度でございます。この数が正確に出ないのは、やはりこちらの方々はいろいろなところに移動されるため、なかなか全体の把握は難しいですが、10人程度ということになってございます。

○高橋（伸）委員 私のところ、旗岡八幡神社の側にある児童遊園、ほかの遊園にもやはりそういった、女性なのですけれども洗濯物を干している方がいるのでやはりお子さんたちが入っていけないというような相談を私も受けました。そういった中で、立会川の緑道とかにもそういったホームレスと見られる方がいらっしゃるわけです。公園を含めこの道路上、緑道における各所管との連携、対応はどのようになっているか、教えていただきたいと思えます。

○矢木生活福祉課長 連携のご質問でございますが、こちらは公園管理者、道路なら道路管理者、および警察と私どもの、本来でしたら自立支援のためのチームなのですが、そういう巡回相談の者と連携

いたしまして、注意を促しているところでございます。

○大沢委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0時01分休憩

○午後 1時00分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。つる委員。

○つる委員 209ページ、ボランティア体制強化事業、217ページ、高齢者優良賃貸住宅家賃助成、231ページ、産後家事育児支援、259ページ、生活困窮者自立支援事業について伺っていきたいと思います。

まず、ボランティアですが、平成32年度からの運用開始の予定でスケジュールが出ております。これはボランティアのマッチングであるそうなのですが、その組み合わせについては、社会福祉協議会のボランティアセンター事業、これが中心になるのかと思いますが、有償・無償などこまごまのボランティアをマッチングシステムの中に入れていくのかということ、まず教えてください。

○大串福祉計画課長 ボランティアの関係のご質問でございます。まずは、これからの支え合いの社会を築いていくためにはやはりボランティアの活躍が必要になってくるというのがまず大前提になっております。そうした中で、ボランティアをしてもらいたい側、あるいはボランティアをしたい側、この円滑なマッチングをどのような形でやっていくことがいいのか。また、そうした上でのシステムの活用といったところを来年度検討してまいりたいと考えているところでございます。そうした中では有償あるいは無償といったところも含めてボランティアのマッチング、これがどのように有機的に、また機能的に行えるか、こういったものを考えていきたいと思っております。

○つる委員 そうすると、社会福祉協議会でボランティアセンター事業、それからさわやかサービス、支え愛・ほっとステーション事業、これは先ほど午前中もありましたけれども、簡易のお手伝い事業とか、それから子ども家庭支援課でいえばファミリーサポートセンターとか、もうちょっと広く見ていくと少し角度は違うのかもしれないですがすけっとサービスモデル事業だとか、このあたりも考え方としては入ってくるのかと個人的には思っております。

そうした中で、ボランティア、今現在いろいろご貢献いただいている方々の世代というのは、提供・依頼それぞれどのぐらい、どういう世代の方が中心なのかということ、これは検索・活用しやすいシステムということを目指しているそうなのですが、その使い方というのはパソコン端末ないしスマートフォン等どういう方向性を目指しているのかも教えてください。

○大串福祉計画課長 2点ご質問をいただきました。

ボランティアの世代といったところがまず一つでございます。それぞれのボランティアの種別によって変わってくるのではないかとというのが実感でございます。例えば、事例に挙げていただいた支え愛・ほっとステーションの地域支援員ですとかそういった方、割と福祉系のボランティアについては高齢の方が担い手になってくださっている例が多いのかなと思います。それ以外のいわゆる単発のボランティアといいますかイベント型のボランティアにおかれましては、やはり若い方に参画をしていただいているというのが実情かと思っております。

システムの方向性といったところで事例を挙げていただきましたけれども、パソコンあるいはスマー

トフォン、こういった日常的に皆様が使っているような端末、こういったものも視野に入れながら使いやすいシステムをつくってあげればと考えているところでございます。

○つる委員 わかりました。ファミリーサポートセンターについては課題として提供会員を増やすとか、あるいは依頼内容にもよるそうですけれども、月10件弱、年間100件程度マッチングできないケースがあるということなどが決算特別委員会の質疑でありました。その中で、今後はシルバー世帯でありますとか別の世代にアプローチをしていくことを考えているというご答弁もありました。そうしたことで、今、先ほど申し上げましたけれども、幅広いさまざまな提供、依頼、それぞれ世代があるとは思いますが、どこまでのボランティアをこのマッチングに中に入れていくかというそもそも論の部分もあると思います。そうしたところまでの幅広いニーズをマッチングさせていくということも必要なのかなと考えています。

そうした中でインターネットを介して個人や企業が余ったものとか、時間、能力を提供、共有する経済活動であるシェアリングエコノミー、シェア経済というのがあります。国では2018年度予算でシェア経済を地域の課題解決に活かすモデル事業、シェアリングエコノミー活用推進事業ということで1億円計上していて、それで15自治体程度の参加を募るということであります。予算書を見ると、なかなかタイミングの問題もあるのでしょうかけれども、当初では予算としては入っていないのですが、当然区も対象になっていて、1自治体当たり1,000万円上限でたしかお金が出るというところがあります。その中でも対象の内容としては、子育てなど女性活躍支援であるとか地域人材の活用ということで、まさに今回品川区が始めようとしていることは、このシェアリングエコノミー活用推進事業の枠の中でもそのお金を活かすことができるのではないのかなと思います。私の調べた限り恐らくこれからのかなと思ったり、4月、5月ぐらいにいろいろ会議もやることになっていますので、その辺というところで。既に品川区産後家事育児支援のところドゥーラを採用いただいておりますけれども、その個人とそれから一事業者が提供事業者として入っておりますが、実はこれもシェア経済を活用した一つの事例であると思っています。その事業者も実は事業者として初めて行政とコラボするのが今回のドゥーラの連携ということだそうですけれども、そうした行政との連携事業というところでは、宮崎県の日南市で2016年8月からスマートフォンアプリを使ってマッチングサービスを提供するエニタイムズという会社と協定を結び、シルバー人材センター、またファミリーサポートセンターと連携してご近所お手伝いサービスというものを行っております。なので、改めて平成30年度、実態把握とかシステム全体像の検討となっておりますので、こうした日南市などの取り組みも参考にして、遺漏ないマッチングの仕組みを考えていただきたいと思いますが、ご見解をお願いします。

○大串福祉計画課長 今委員ご紹介いただいた補助金の関係であったり、あるいは日南市の事例、こういったものも参考にさせていただきながら、ボランティアといったところで着目した形でこのシステムについては考えていこうと思っております。そうした事例等々も参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

○つる委員 使えるお金は活用していただきながら、結果そういうボランティアという地域貢献していただく方々が気持ちよく、そしてまたその地域経済とシェア経済が活性化されるということも今後すごく大きな流れになってくると思いますので、このあたりもぜひしっかりと検討いただきたいと思いません。

次に行きます。高齢者優良賃貸住宅家賃助成になりますが、改めて地域包括ケアシステムの確認をします。可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住ま

い、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される、これが地域包括ケアであると。住まいが最初に記載されています。よく示されるイメージ像ももうここ数年は住まいが真ん中に来ているというところで、今回この新しい取り組みが本当に地域包括ケアシステムのまさに中心、住まい、また住まい方というところをしっかりと確立できる本当に大きな一歩だったのではないかと考えております。

その上で、ご紹介したときには地域でも期待の声が大きくて、本当に他に類を見ない、ほかの自治体にも先進事例としてまねされるような仕組みにさせていただきたいという期待を込めてなのですが、この仕組みとして、午前中新妻委員からもありましたが、死後事務委任契約について伺いたいと思います。まず、葬儀の取り組みについてですが、私も昨年の第3回定例会で終活支援を要望させていただいて、そのときも申し上げましたけれども、今まで病院に送られていた亡くなりゆく人、その方の居場所を地域の中につくっていくというのが本当に地域包括ケアシステム、そういったものなのかと捉えております。ですから、いろいろ地域での医療、介護の推進というのが必要なわけなのですが、そうした部分でパッケージの中に葬儀という、選択メニューかもしれませんが組み込まれたということは非常に大きなことかなと考えております。

ということで、改めて死後事務委任契約について、どういう内容なのかというのをお聞きしたいのですが、先ほど新妻委員からも少し紹介ありましたけれども、福岡市での住まいサポートふくおか、これは社会福祉協議会が行っていますが、死後事務委任契約のところの預託金については、ある程度お金のあつた人は入会金が1万5,000円、年会費が1万円、葬儀、納骨時費用とか公共料金等の精算について50万円からということで、相当程度お金に余裕がある方がそうしたところにお金を預託していると。残存家財処分についても平均して60万円から75万円ということで、これはずーっとあんしん安らか事業ということでオプションメニューなのでしょう、福岡市についてはそういうことで用意されています。さらに、そうした預託金が高いという声に対しては、平成29年度、まさに今年度からですけれども、やすらかパック事業として毎月3,000円から5,000円の利用率、加入する時期の年齢によるようなのですが、直葬、納骨、家財処分、役所の手続等の死後事務については、50万円の保険金が出るという保険の仕組みだそうでもありますけれども、そうした形で事業を行っております。そうしたことも含めて品川区が今後構築していく死後事務委任契約について教えてください。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご提案のとおり、本事業は地域包括ケアの住まいを視野に入れて今後丁寧に展開していきたいと考えております。やはり最後まで自分らしく暮らすためにということで、今後手続き的な意味で死後事務委任契約をどうするか。ご生前のときの契約により、預託金を社会福祉協議会で管理いたしまして、お亡くなりになられた場合にそれを執行するというものでございます。

金額につきましては、福岡市の場合は生命保険会社とタイアップしているというようなことでございますが、品川区の場合は品川区社会福祉協議会に成年後見制度というノウハウがございますので、まさに社会福祉協議会のほうでどのようにするかを研究しているところでございます。福岡市の場合はやはり所得制限がございませんので非常に高い金額を設定しているとは思いますが、品川区の場合は低所得者向けですので、できるだけご負担のないような形の金額設定にしたいと考えております。

○つる委員 いずれにしても、間違いなく高齢者の方が安心の住まいを確保できる、そして地域包括ケアシステムがまさに円滑に動いていくという、そのまさに大きな一歩と先ほど申し上げましたので、その部分を含めてこうしたところも参考にさせていただきながら、品川区ナイズされた仕組みをしっかりとつくっていただきたいと思います。

次に行きます。産後家事育児支援ですが、これはドゥーラの利用助成ということで同様の提案をさせ

ていただいた3年目になりますでしょうか。実は来週の13日にお友達のお母さんがドゥーラを利用されるのですけれども、非常に今回また拡充されるということを伝えたところ、喜んでいただくとともにもっと早く拡充してくれたらと、いわれました。また、ドゥーラ協会の地元である中野区の方にも実は今回品川はこれだけ拡充されるのだと伝えたらうらやましがられて、品川区はすごいですねと、逆に発祥の地からもうらやましがられるぐらい子育て支援に非常に力を入れていただいているのが品川区という印象なのです。その中で、産後の女性、家庭を支援する非常に重要な担い手であるのがドゥーラということで、2016年の予算特別委員会でそのドゥーラを養成する仕組み、その構築を求めて当時の子ども未来部長からは精力的に検討したい、こういうご答弁を頂いておりましたので、改めてドゥーラを養成する仕組みの構築を求めたいと思いますが、その精力的な検討状況について教えてください。

○高山子ども育成課長 そのドゥーラの養成の仕組みということなのですが、資格の取得に当たりましては協会が組みましたプログラムを着実にクリアしていただいた後に資格を取得されるということでございます。区の支援といたしましては、いわゆる育成部分についての支援という部分ではまだまだ十分というところではないのですけれども、そうした方々とのマッチングという意味で申しますと、この間いろいろアンケートをとる中でさまざまなドゥーラの要望なども聞きながら、ドゥーラに対する支援なども考えていけるのではないかとということも、事業構築の中では視野に入れたものでございますので、そういった意味では今後も継続的にドゥーラとのかかわりも大切にしていきたいと考えております。

○つる委員 これはしっかりとお金を支払って行う支援ということなのですが、非常に産後の家庭を支えるということは社会をしっかりと支えていくということにつながる取り組みなのですね。お母さんが安心して子育てができる環境、これを支えていくということがそこにつながっていくという視点で、やはりそれを支える担い手、その人たちをしっかりと育てていく、また支えていく、そういう仕組みが必要かと思っておりますので、協会として独自にドゥーラを養成されているわけでありましてけれども、品川区においてさらにそうした担い手が増えるような取り組みをぜひ検討いただきたい。ドゥーラ本人、ドゥーラを利用した方、また、いろいろな理由で利用できなかった方、そうした方々の声もいただきながら、ぜひその辺の養成についてもさらに検討していただきたいと思っております。

○大沢委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは253ページ、認可外居宅訪問型保育と、218ページ、障害者福祉費に関連した質問を行わせていただきます。

まず、認可外居宅訪問型保育、ベビーシッターのことについてお伺いいたしますけれども、やはりベビーシッターのいい点としましては、保育園施設をつくる時のように、用地確保や施設建設の必要がない、また時間と費用が抑えられる、素早い対応ができるということ。また、品川区でも10年後が年少人口のピークとされておりまして、そうした保育需要が落ちたときの変化に柔軟に対応ができる、またベビーシッターとして働きやすいという評判を伺っております。ぜひともベビーシッター、しっかり品川区として今後も拡充をしていただきたいのです。今回新規に拡大を図るための予算がつけられておりますけれども、利用要件として保育園の入園の申し込みをしなくてはならないとなってます。してベビーシッターを利用されたいという方もいらっしゃるのかなと思ひまして、なぜはじめからベビーシッターの申し込みができないのかということの理由をお知らせください。また、この助成額の上限が設けられておりますけれども、この根拠は何でしょうか。これもお知らせください。

○大澤待機児童対策担当課長 ベビーシッター助成のお尋ねでございます。これは、待機児童対策の

一環として行いますので、基本的には認可保育園に申し込みをされて認可保育園に入れなかった方を対象とするという考え方で始めております。

助成額の上限でございますけれども、今年度から始めました認可外保育施設への助成額と合わせて5万円とさせていただいております。

○筒井委員 わかりました。保育園に入れなかった方の救済的な措置ということですが、はじめから保育園よりベビーシッターのほうが良いという方もいらっしゃると思いますので、その辺今後ぜひ検討していただきたいと考えております。また、上限額ももう少し拡充していただきたいと考えております。

それで、東京都のほうは新規予算で区市町村認可居宅訪問型保育促進事業に8億円、そしてベビーシッター利用支援事業に50億円ということで、かなり力強くベビーシッターを利用しやすいように拡充しておりますけれども、この東京都の傾向は今後品川区にどのような影響があるのか。また、そうした東京都の支援、予算を受けてしっかりと品川区としても拡充をしていただきたいと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 まず、居宅訪問型保育促進事業でございますけれども、これはもともと障害等で個別のケアが必要な場合に自宅で保育を行う居宅訪問型保育事業を待機児童対策まで広げて実施しているものです。基本的には区が事業者と契約をしまして、定員を設けて利用調整を行い利用するというものですので、割と自由度が低いといえますか、ニーズに合うかどうかというところの検討は必要かと考えております。

もう一つ、東京都のほうで新規にベビーシッター利用支援事業というのが出されておりますけれども、こちらは上限を28万円に設定しまして、都のほうでは秋からの実施を目指すと聞いております。こちらについて、詳細はまだ東京都のほうから示されておられませんので、今後詳細が判明した時点で、区のベビーシッター利用助成の状況も踏まえ検討をしていかなければいけないと考えております。

○筒井委員 その都の動向も見据えて、品川区も積極的な拡充、独自に拡充を行っていただきたいと考えております。これは要望で終わります。

次に、障害者福祉費に絡みまして、昨年請願第18号が出されました。視覚障害者の外出の安全・安心を確保するための対策を講じるよう求める請願でございます。品川区視覚障害者福祉協会から出されたもので、この請願は、全会一致で採択されました。

それで、区の処理結果としまして障害者福祉課は今年の1月15日に同協会と意見交換を行い、今後は関連部署とともに検討の場を設けていくということになったようでありますけれども、この際の意見交換の内容と、その関連部署との検討の場の設置というのはもう既にされたのでしょうか。また、その検討の場というのはどのような内容になっていくのか、お知らせください。

○中山障害者福祉課長 昨年11月17日の請願第18号の件でございます。こちらのほう、1月15日に視覚障害者福祉協会の皆様とまずは障害者福祉課で打ち合わせを行わせていただきました。その中で、やはり視覚障害者の方が安全・安心に外出できる対策ということで、どういったものをご要望されているかというような内容について聞き取りをさせていただきました。やはり、道路等の点字ブロックの環境ですとか、あるいは音声信号機、それからやはり周りの方に理解していただいて、危険があったときに教えていただくですとか、駅でも最近放送とかをよくやっているのだからあいうことを周知してほしい。それから、同行援護についても音がうるさいところについては基本を超えるような支給ができないか、そういったようなご相談がございました。関係部署ということで、都市計画課、福祉計画

課、それから生活安全担当の課長と一緒に3月22日にまた再度、視覚障害者福祉協会とお話をさせていただきながら、具体的にどのような手段がとれるかということをお話しする場を設けるといったところでございます。

○筒井委員 わかりました。しっかりと対応をお願いしたいのですけれども、このような状況になっている視覚障害者の方々へご迷惑、ご不安をやはりこの羽田新飛行ルートは与えていると思います。東京はパラリンピック開催都市なのですけれども、まさにこの新飛行ルートはこうした視覚障害者の方にご迷惑、ご不安をかけているということで、ふさわしくないものだと考えております。また、品川区応援競技のブラインドサッカー大会、東日本リーグはしながわ中央公園でやられるということですが、これも本当にどのような影響があるのか心配でなりません。こうした状況を国は知っているのか、また品川区としてお伝えしているのかをお知らせください。

○中村都市計画課長 この国が提案しております新たな飛行経路につきましては、国としてはさまざまな影響があるということを認識しております。今それに対してどのようなことができるかというところを区も国に対して求めているところでございます。今国のほうでも鋭意その辺を検討、内容を精査いたしまして、具体的なものについては今後検討して地域の皆様方に説明をしていきたいということになっております。

○筒井委員 ぜひ国のほうもこうした視覚障害者の方々への対策というのをしっかり明示をしていただきたいと思いますと考えております。ぜひ区としてもお伝えをいただきたいと思います。また、そうした対策はもう区の費用ではなくて国が全部出すべき問題だと考えておりますので、その費用面でもしっかりと要望をお伝えください。

そして、既に現段階で品川区はこの羽田新飛行ルートを了承していないとご答弁でもありましたけれども、この視覚障害者対策を行うまで了承は無理だと考えますので、絶対了承しないようにしていただきたいのですけれども、その点はいかがでしょう。

○中村都市計画課長 区といたしましては、地域の皆様方の意見をしっかりと国に対して伝えまして、国としてしっかりと対応していただくような具体的な案を出していただくように強く要望してまいりたいと思います。

○大沢委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私は国民健康保険について伺いたいと思います。

今年国民健康保険が都道府県化ということで保険料がさらに値上げがされる。これが進むことで税金投入、法定外繰り入れ等がなくされ、保険料で賄わせるということになって、激変緩和措置を行うと国は言っていますけれども、6年間かけて結局上がっていくということになるものです。

品川区もこの保険料については、今でも高い、負担が重いということを認められています。重いなど思ったら軽くしようと思うことが普通だと思うのですけれども、重いと言いながらさらに背負わせる、しかも軽減できるのにやらないと。本当にひどいなと私は思うのですけれども、この重いと認めていることについて、そしてそれを引き下げられるのに引き下げない、軽減しない、これはなぜなのか改めて伺いたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長 実際に社会保険などと比較いたしまして国保は確かに重くなっております。一般的にもそうですし、実際にそうだと思っております。その中で、今回の場合につきましては、激変緩和措置や国からの公費も入ってまいります。また、東京都からも入ってまいります。そして、特別区としても対策をしておりますので、重いですけれども、重いとは感じますけれども、実際には対策

をしております。

○石田（ち）委員 結局は重くなるということなのです。さらに背負わせるということなのです。しかも、その重い負担がのしかかっている区民から保険料を厳しく取り立て、そして差し押さえる。その結果、収納率は23区でトップという状況です。

先日も伺ったのですけれども、収納率向上に関わる取組成績別交付算定表による交付金が、先日の質問で1億6,300万円プラスアルファあるという答弁がされました。それぞれの率と金額、この内訳を詳しく教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 この収納率向上に関わる取組成績別交付算定でございますけれども、平成28年度の数値を用いて平成29年度に交付されるものでございます。こちら、品川区では年度平均被保険者数が5万人以上10万人未満となっておりますのでBというカテゴリーになっております。その中で5項目交付されております。先日1億6,300万円と総額を申し上げましたけれどもその内訳を申し上げます。

まず、平成28年度現年分の収納率が91.68%ございまして、交付額が5,000万円。こちらは基準が91%以上のところに対して交付されております。次に、現年分収納分伸び率でございますが2.32%ございまして、交付額が6,000万円となっております。こちらの基準は2.2%以上でございます。続きまして、滞納繰越分収納率でございますが、49.78%ございまして、交付額が2,000万円です。こちら、基準が41%以上でございます。続きまして、平成28年度新規差し押さえ件数でございます。こちらが772件ございまして、交付額が3,000万円。こちら、基準が500件以上となっております。最後に、差し押さえ割合による交付でございます。こちらが300万円となっておりまして、率が7%でございます。基準は3%以上となっております。

○石田（ち）委員 そうした取り立てと差し押さえを進めることで、これだけの成績をおさめているということです。本当に品川区は取り立て、収納率向上と言い換えれば言葉としていいのかもしれないのですけれども、厳しい取り立てと差し押さえ、ここに徹底して取り組んでいるなどというのが見てとれるなどと思うので、そこを伺いたいです。

先日も伺ったのですけれども、東京都で実地支援研修が行われていて、そしてここに整理係8人が参加したと、この間答弁があったと思うのですけれども、これは品川区がみずから希望して受けるもので、ここに課長も含めて8人参加とあります。これは1回だけなのか、まだまだ開催されるものなのか伺いたいのと、あとそのほかの滞納整理部門の職場研修において職場講師育成も行われて2名が参加したというお話だったので、この中で滞納整理事務処理マニュアルというのを作成するように求められていて、マニュアルがあると処理が容易ですと書いてあるのですが、このマニュアルを品川区は作成しているのか。そして、作成していない場合は作成する考えはあるのかどうかということ。それと、滞納整理部門の職場講師育成の講師が徴収指導員というふうにあるのですけれども、これは東京都の職員なのか、公務員なのかを伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 まず、滞納整理の実地支援の研修でございますが、私、先日私を含めて8名と申し上げたのですが、これは予定人数でございまして実際には5名の参加でございます。申しわけありません、訂正をお願いいたします。私もいろいろほかのこともありましたので、途中で出入りした状況がありまして、一応参加はしております。

あと、今後続けていくのかということでございますけれども、3月にもう一度ございます。まだ日には明確に決まっていないのですけれども、年度末に一度研修を行う予定でございます。

あと、講師育成の部分でございますが、先に講師指導員の部分でございます。こちら、東京都の職員だった方です。例えば国保とか税に携わっていらした方のように、今はどういう待遇になっているかは詳しくわかりませんが、東京都の元職員です。

それから、マニュアルの関係でございます。こちら、厚生労働省から収納対策緊急プランの部分で作成するようにお願いはされているところでございますけれども、こちらの内容に滞納状況の解消などが含まれておりまして、区といたしましては既に取り組んでいるものでございますので、実際に策定はしておりません。

○石田（ち）委員 そうすると、このマニュアルは既に取り組んでいるのでということですが、やはりそういった滞納整理に取り組むに当たって皆さん一致して進んでいく方向性、方針というのが品川区としてあるのではないかと思います。そういった国から言われているマニュアルではなく、何に基づいてこの滞納整理を区としては進められているのか伺いたしたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長 前回は申し上げたのですが、国税徴収法に基づいてきちんと対応しております。

○石田（ち）委員 それとさらにこの職場講師育成の中ではリーダー育成になってくるのかと思うのですが、この品川区の整理係というのでしょうか、チームに分かれて行くと以前伺ったことがあるのですが、このチームは何チームぐらいあるのか、何人でやられているのか。この職場講師育成、リーダー育成からのリーダーがそのチームにいるのか、どういう仕組みで行われているのかを伺いたしたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長 チームリーダーの考え方でございますけれども、整理係は12名おりまして、1名係長でございますが、地区ごとに3つに分かれております。そして、それぞれにチームリーダーがいる状況です。

また、リーダー育成ということでございますけれども、やはり例えば朝の会でチームリーダーを中心に今日の予定を班ごとにいろいろ打ち合わせする中で、実際に行動しております。

○石田（ち）委員 12名を3つのチームにわけそれぞれにリーダーがいると。そのリーダーはやはり職場講師育成というものを基本に職務をされているのでしょうか。この職場研修の職場講師育成という東京都が出しているマニュアルを見ますと、リーダーに求めているものにすごさを感じるのです。メンバー一人ひとりについてニーズを見きわめ、やってみせ、考えさせ、経験させ、覚えさせるというような手法で行っていきましょとか、あとはメンバーが至らなかった場合はリーダーの責任だと思ふようにとか、そういった形で書かれているのですが、こういった講師育成のマニュアルといいますか指導に従って品川区のリーダーというのは動いているのでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 先ほど滞納整理マニュアルを策定しないと申し上げましたのも、品川区ではそのような東京都のマニュアルに沿わなくても実際にできている状態でございます。したがって、係長の手腕などの部分につきましても、品川区の場合は丁寧に対応してまいりますので、実際にがつつ行っているわけではございません。

○石田（ち）委員 窓口ではまさにこういった東京都の指導が行き届いているのではないかと感じる場面も目にするわけですが。どんなに窮状を訴えてもとにかく払え、または窮状を聞くこともなく財産状況だけをもとに払いなさいと、こういった血も涙もない対応が現実にはされている状況です。他区と比べても差し押さえ件数がすごいのです。先ほど課長は滞納世帯数から見ると7%、772件の差し押さえとおっしゃいました。先日も紹介したのですが、目黒区では2.28%、港区では2.16%、大田区で

は1.05%、渋谷区では0.06%ということで、滞納世帯数は品川区よりも多いのに差し押さえ件数は品川区の3分の1、7分の1、または116分の1という状況です。なぜ品川区はこんなに差し押さえが強硬といえますか実施されるのかなど。区民の暮らし窮状をしっかりとその場で把握する窓口対応に本当になっているのかなどというのが私たちの疑問で、問題だと思っています。ぜひこの対応を改めていただきたいなと思いますし、ここまで差し押さえるというのはなぜなのか伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 前回は申し上げたのですが、収納率向上というのは財政基盤の根本にかかわってくるものでございます。そのため、実際にこの国民皆保険制度が維持できるように、継続できるように職員は一生懸命事務の執行に当たっているところでございます。実際には収納状況、世帯構成などいろいろ丁寧にお聞きし、相談を受けている状況でございます。

○大沢委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、233ページ、児童相談所移管推進事業についてをお伺いいたします。時間があれば211ページ、認知症高齢者支援事業についてもお聞きしたいと思います。

まず1点目に、児童相談所移管推進事業についてお伺いいたします。児童相談所の司法関与について、保護者と児童相談所の対立を回避することはよりよい支援につながると考えておりますが、弁護士の非常勤配置と常勤配置それぞれの事例と今後の弁護士活用の考え方について教えてください。

警察との連携、人事交流や研修について、江戸川区は区内を管轄する警察署と児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有などに関する協定を締結しましたが、品川区でも警察署との密接な協力関係を築いて連携を強化していただきたいと要望いたします。また、教育部門、子育て支援部門、保健部門などとの連携については、移管に当たりまして大きな期待を寄せております。寄り添い方の支援と介入型の支援をどのように両立していくのか、現在の区のお考えをお聞かせください。また、品川区は特色のある教育を行っています。学習指導協力員は品川区の教育に精通する教員の方にぜひお願いをしたいと思います。お願いいたします。

○高山児童相談所移管担当課長 3点ご質問をいただきました。

まず1点目の司法の関与という部分でございます。常勤、非常勤の活用という面では、現在の東京都におきましても非常勤という立場で弁護士の方に関与していただいていると伺っております。一方で、児童相談所を設置しております例えば福岡市でありますとか、あるいは名古屋市におきましては、既に常勤の弁護士の活用が図られているところでございます。背景といたしましては、児童福祉法の改正に伴いまして、弁護士またはそれに準ずる者の関与ということが児童相談所の事業運営の中では求められているといったところがございます。その中で活用にあたって実際の担当者の方からのお話を伺いますと、やはり身近なところにいつでも相談ができるというような部分で、いわゆる法的確信というような言い方がされていますけれども、確実に法的な裏付けがとれているということが職員の職務の遂行上にも大変プラスになっているというようなお話を伺ってまいりました。区において児童相談所を設置に際しましても、やはり常勤弁護士の活用というのは視野に入ってくるものと考えております。

そして2点目の警察との連携という部分で申しますと、既にそのような協定が結ばれているというような話は報道等で知っているところでございます。いわゆる子ども家庭支援センターとの関係で児童相談所として加えますところでは、少年センターのような少年の非行とか虞犯にかかわるというようなところは定例的な会議のようなものを設けて、やはり警察関係の情報というのも大変有用ですので、そういった部分での情報の共有というのは必要に応じたものとして今後も努めてまいりたいと考えております。

最後に、寄り添い型の支援と介入という点で申しますと、やはり子ども家庭支援センターにおきましては支援型、そして児童相談所においては介入型という強制的な権限を伴うものと考えております。区で受けとめるに当たっては支援と介入という異なる機能を両立するような支援型の介入、介入型の支援といったものがやはり大切になってくると考えますので、品川区の規模で申しますと、やはり一つの機関でそれを担うということが一つ大変重要な課題であり、それをクリアしていくべきだと考えております。

また、最後の教育の関係で申しますと、やはり一時保護所等に保護されたお子さんは学校に通学することができません。その間の勉学がおそくなるということがこれまでも懸念され、教育権の保障ということが問われている中で、やはり品川区が児童相談所を担うに当たってはそうした教育委員会との連携、これからの庁内の連携体制を進める上では、教育、福祉、保健衛生、そういったものを取り込むような連携体制を構築していくということが大変大切だと考えております。

○横山委員 司法として少年センターですとか警察、また教育委員会との連携、そして異なる機能を持った家庭支援の両立というところ、課題もまだまだあるかと思えますけれども、ぜひ前進していただけたらと思います。

厚生労働省が体罰によらない育児を推進するための啓発パンフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を作成しております。親の体罰、暴言、両親間のDVの目撃によって子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査によりますと、子どもに対するしつけのための体罰を容認する人は56.8%、子どもに対して体罰を決してすべきではないと考える人は43.3%という調査結果でした。児童虐待の防止等に関する法律第14条の親権の行使に関する配慮等の中にありますけれども、保護者の懲戒権と家庭教育・保育、それぞれにおける体罰・暴言について、区の見解をお聞かせください。子どもへの体罰を法的に全面禁止している国は世界50カ国以上ございまして、世界で初めて全面的に法律で禁止をしたスウェーデンでは体罰を認める人は1割しかいないということです。

○高山児童相談所移管担当課長 区の見解ということでございます。民法等に定められております監護権、教育権という親の権利義務という範囲で申しますと、あくまでも子どもの利益のためということが前提となっております。親が行えばそれが全て容認されるということではなく、あくまでも子どもの利益を実現する上での懲戒権ということが認められているというふうなものでございます。

その中で、委員ご紹介のパンフレット等には、やはりそういった体罰や暴言などが脳の前頭前野を萎縮させたり、あるいは聴覚分野の脳の機能を損ねるといった、大変身体、脳に与える深刻な悪影響についての記載があったかと思えます。そういう意味では、家庭内のことですのでそれを一律に区でどのようにとすることはなかなか申し上げにくいのですが、当然親の愛情のもとの子どもの健やかな成長というところがやはり前提となりますので、子どもの心に傷をつけるようなもの、そしてまた子どもの健やかな成長を損ねるようなものというのは容認されるべきものではないと考えております。そうした部分につきましてこれまでも子育て支援の全般を通じて啓発してまいったところではございますが、そうしたさまざまな啓発のパンフレットなども工夫しながら、保護者の方に訴えかけていきたいと考えております。

○横山委員 体罰によらない育児を品川区でも積極的に推進していただきたいと思っておりますので、先ほどのパンフレットのword版は自治体の情報なども入力可能になっておりますので、ぜひ活用していただきながら啓発をよろしく願いいたします。

そして、2点目に、認知症高齢者支援事業についてをお伺いいたします。

軽度認知症の方々は高齢者クラブですとか自主サークルなどへの参加が難しくなり、無理に参加しようとするとうつや心理的負担になってしまうことがある一方で、認知症の中等度や重度の方のプログラムには心理的抵抗を持ってしまうことがあったりなど、必要なケアを受けることが難しい部分があるかと思えます。軽度認知症の方に適したプログラムを提供する必要があると考えておりますけれども、この軽度認知症対応プログラムにつきまして、概要を教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 平成30年度のプレス発表の際にご説明させていただいた事業ですけれども、まず一般のデイサービス、デイサービスは認知症対応型と一般のデイサービスがあるのですが、軽度の方は一般のデイサービスをご利用されているというのが実態として大変多くなっております。そういった状況を踏まえまして、一般のデイサービスにおきましても認知症初期の高齢者について適切な対応ができるよう、平成30年度新規事業としまして専門家の方と現場の職員を中心にプログラムを作成するといった事業でございます。211ページに認知症高齢者支援事業2,335万8,000円とありますが、このうちの331万2,000円が新規事業の予算となっております。

○横山委員 品川区でも今6,000人程度でしょうか、これからますます認知症の軽度の方も増えてまいるかと思えます。認知機能を活性化する効果ですとか、参加者の自主性を尊重していただいたり、また自己効力感を得ながら残存機能を活かしてできることは自分でできるだけ行っていただくというところで検討を進めていただきたいと思えます。

○大沢委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、213ページの福祉人材確保・定着事業について、215ページの高齢者社会参加促進事業について伺います。

先月、品川介護福祉専門学校の卒業式が行われたと思えます。卒業生はさまざまな思いを持って卒業されたと思うのですが、そこで卒業生の進路について伺います。本区内の福祉に関係する会社に就職された方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。また、福祉関係に就職された方々のこの数年間の推移がどのような形になっているのか伺います。あわせて、平成30年度の入学見込み数はどのくらいなのか、例年どおりなのかお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 一昨日、介護福祉専門学校の今年度の卒業式が行われまして、その際に会場で配布された資料の内容になりますけれども、卒業生21名のうち、区内の福祉施設に就職が決まった方が17名、区外が2名、その他が2名、このような内訳になっております。

それから、社会福祉施設への就職の推移につきましては、申しわけありません、後ほどお答えさせていただきます。

平成30年度の入学見込み数、本日の時点で35名と聞いております。あと来週にも試験が予定されていると聞いております。

○松永委員 先ほどお答えの中で2名ほど別のところに就職されたということなのですが、福祉関係に就職されたのか、または全然違う分野に就職されたのか伺いたしたいと思います。

今後、高齢者人口は年々増加傾向にあると考えます。そのために、本区では特養ホームの開設、そして健康寿命を伸ばすような取り組み、または介護人材の確保など一生懸命取り組みをされて、また助成も行ってきていると思っております。

そこで質問なのですが、本区内には介護人材を必要とする施設が多くある中で、現在その施設において介護人材は十分に確保できているのかお知らせください。また、215ページの緊急介護人材確保・

定着支援で3,553万9,000円についてでございますが、こういった取り組みなのか事業内容について改めて伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 申しわけありません、先ほど答弁が漏れました社会福祉施設への就職の推移ですけれども、年間20名から30名ということでこの数年間推移しているところでございます。

それから、区以外の施設の2名ですけれども、これは区外の福祉施設と聞いております。ご出身の場所であるとかそういった形のところに就職されたと聞いているところでございます。

それから、人材確保ですけれども、緊急人材確保の内容につきましては、遠隔地からの人材確保、それから看護職員の派遣に伴う経費、それから介護ロボットの導入支援、これは3年目継続になりまして次年度が3年目になりますけれども、こちらの経費、それから介護職員のレスパイトの事業、こういったものが予算の中には入っております。

○松永委員 遠隔地からの人材確保という答弁が先ほどありました。この遠隔地への確保についてどのような方法で募集をされているのか伺いたいと思います。あわせて、品川介護福祉専門学校の卒業生だけで間に合わないということで遠隔地から人材の確保をされていると思います。こうした状況から特養ホームや老健施設などの施設において福祉人材が足りているのか、今後またそういった施設を増やす予定はあるのか、その辺について伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほど福祉人材が今足りているのかどうかというところのご質問が一点答弁漏れがありましたのでそこを補足させていただきます。入れ替わり等は若干ありまして、離職等についてはそれなりの数字が出ているという昨今の状況はあるのですけれども、欠けているという状況は生まれていないので補充はできているというふうに各法人からは聞いているところでございます。

それから、遠隔地からの採用につきましては、各法人が地方に出向いて積極的に人材の募集をしているという状況になっております。

○大串福祉計画課長 施設につきましては、これまでもご答弁させていただいておりますけれども、今後増加する高齢者の人口に合わせまして、またご本人の状態像やニーズ、こういったものを総合的に判断しながら整備を進めていきたいと思っております。

○松永委員 今後特養ホーム、老健施設などはなかなか入れないという声をよく耳にしますので、ぜひ進めていただければと思います。

そこで、今後の推移についてなのですけれども、子どもの数のピーク時、また高齢者のピーク時それぞれ統計をとられていると思います。そこで質問なのですが、それぞれのピーク時を考えると、今後今以上に人材確保が必要と考えます。そこで本区では要介護度改善ケア奨励助成事業2,938万円についてですけれども、その内訳について教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 要介護度改善ケア奨励助成事業でございますけれども、こちらの事業内容ですが、各区内の特養、それから老健等の施設で要介護度が改善された場合に、基準日を設けまして改善された介護度が1年間継続した場合に1カ月当たり介護度1につき2万円を支給するといった事業を平成25年度から行っているものでございます。平成30年度の事業の内訳ですけれども、2,938万円のうち1,838万円が従来の今申し上げました奨励金に当たるものでございます。それから、残りの1,100万円につきましては、これまでは結果に着目した事業になっていたのですけれども、開始以来5年が過ぎまして、内容についての検証が必要であろうというところから、ケアの状況であるとかご本人の状態等を踏まえてデータ分析を行いまして、より一層のサービス向上につなげる方向で取り組んでいるところでございます。

○松永委員　そうした制度も含めて今後とも人材確保をぜひよろしくお願いいたします。

そこで、全国的にも増えております介護離職について伺いたいと思います。昨年本区内にあります介護施設で介護現場に出てみたものの1年以内でやめられてしまった方というのはおられたのでしょうか、伺います。また、こうした介護離職について、厚生労働省によりますと主な理由は、1番目が職場の人間関係の問題、2番目が法人や施設の理念や運営のあり方に問題があった、3番目にほかにいい仕事・職場があった、4番目に収入が少ないとありました。こうした課題をクリアするために本区内ではどのような取り組みをされているのか、伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長　区内の施設の介護職員の離職状況でございます。人数としては、つかんでいないですけれども、離職率という形で毎年捉えておりまして、平成28年度実績ですけれども14.8%という離職率が出ております。これは対前年度でいいますと残念ながら2.7ポイント悪化しているといった状況になっております。離職防止については各法人と連携してさまざまな取り組みをしているのですけれども、平成29年度につきましては各法人に専門のコンサル等を入れる等、各法人の工夫によりまして離職防止対策を立てるということで、委託という形で事業を組みまして、各法人に離職防止の取り組みを進めてもらっているという状況でございます。

○松永委員　今後も利用される方が増加してくると考えますので、こうした課題も踏まえて待遇、職場環境などの対策にさらに力を入れていただければと思います。

○大沢委員長　次に、こんの委員。

○こんの委員　私からは、247ページ、区内私立保育園経費の中の定期利用保育事業について、2点目が同じページのインフルエンザ予防接種費用助成について、時間がありませんでしたら、ページ戻りますけれども233ページのすまいるスクール運営費から間食についてお伺いしたいと思います。

まず、定期利用保育事業ですけれども、こちらはいわゆる新規開設園の4歳児、5歳児の空きスペースを活用して1歳児を受け入れる事業と理解しております。まず現状というか確認ですけれども、この事業に当たって東京都もこの1歳児を受け入れるという取り組みを推進していて、東京都のほうで緊急1歳児受入事業というのを補助金を出しておりますけれどもそれを活用されているのかというのが1点です。それからこの制度は4月からこれを活用していくことになるわけですが、ルールとしては残念ながら認可保育園が不承諾となってしまった1歳児が約100名の受け入れ定員の中で実際に空きスペースを活用して入園をされていくという流れかと思うのですが、この空きスペースが活用できる園は何園あるのか。そして、利用に至るお子さんは何人現在いらっしゃるのか、現状をお聞かせください。

○大澤待機児童対策担当課長　定期利用保育事業でございます。まず、都の補助金でございますが、開設の際の備品ということで平成30年度予算で新規の事業ということになっておりますので、こちら、東京都のほうが決まりましたら区のほうでも検討の余地はあるかと考えております。

活用できる園でございますけれども、14園、77名の定員で今予定をしております。当初はあと3園予定していたのですが、入園状況等の関係でできなくなったところでございます。

○こんの委員　14園で、77名の定員で4月からこの事業を進めていくということですが、待機児童対策の一つとしては、この特に待機児童になる年齢の1歳児をこういう形で受け入れてくださるという施策は大変評価したいと思います。その評価とともに1年後が気になるわけですけれども、入れていただいたあと、その1年後このお子さん方はどのような形で次の園につながっていくのか、次の園につながっていくその仕組み、流れをお知らせください。

○大澤待機児童対策担当課長　委員おっしゃるとおり、来年度2歳になるときに再度入園の申し込み

をしていただくこととなります。その際には調整指数として2点の加点を予定しております。

今年度の定期利用に当たりましては、これは選考によるものですので必要度の高い方、つまり指数の高い方が利用されることとなります。もともと指数の高い方に加点が加わりますので、認可に入園できる可能性は高いと思われましても、必ずしも認可保育園への入園を確保しているものではございません。ただ、平成31年度の新規園の2歳児枠を今のところ180人程度と見込んでおりますので、そこに収まるのではないかと考えております。

○こんの委員 流れがわかりました。いま一度その入園申し込みをされていく流れだということで、調整指数として加点も考えていらっしゃるということです。そうすると、待機児童は0歳児から2歳児が一番待機児童になるので、今のご説明ですと平成31年度は枠としては何とか大丈夫ではないかという見通しですけれども、確かにこの1歳児クラスを活用されるご家庭のいわゆる指数では、認可保育園が残念ながら不承諾だったということは、認可保育園に入れた方の指数よりもやはり点数が低くて入れなかったということを考えると、加点をしていただいてその流れをつくるのは非常に大事だと思います。

その中で、なぜ点数が低かったかといういろいろな理由があるかと思いますが、フルタイムではなかったとか、あるいはお仕事を休職中だったとかいろいろな理由があつて、お子さんをこの1年間預けることによってしっかりお仕事ができるとまたその翌年の申し込みでは指数を、ポイントを確保できて申し込めるというような流れを想像するのですが、そういう理解でいいかという私の理解度を確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 定期利用をご利用される方もいろいろ個人によって状況がありますので、定期利用を使われる皆さん全員がフルタイムで働くようになるかどうかは今のところわかりませんが、委員おっしゃるとおり入れたので就業時間を延ばして働くようになるという方も確かにいらっしゃるかと思います。

○こんの委員 わかりました。そうすると話は戻ってしまいますけれども、さきほどの14園で77人の枠ということですが、今もう現時点でここを利用するという方の人数を後でお願いします。

いずれにしても、1年後ここを活用した方が漏れなく次の園につながっていく、これは非常に大事なところだと思いますので、審査はあろうかと思いますが、きちんと次の園につながっていく流れ、区としてももう一步そこら辺の対策をお願いしたいと思います。あとでその決まっていられる人数だけ教えてください。

次に参ります。インフルエンザ予防接種助成ですけれども、この助成制度を創設した根拠を教えてください。どういうことを想定をしてこの制度をつくられたのか、また目的などもお知らせください。

○大澤待機児童対策担当課長 初めの定期利用保育のお尋ねですけれども、今応募が100名来ております。利用調整いたしまして3月15日に結果をお送りいたします。

インフルエンザ予防接種助成ですけれども、こちらは一義的にはもちろんお子様の健康を守るために接種の勧奨ということでございますが、それに加えて、既に保育士の中には自費で接種を受けている方も多くございますので、保育従事者の方の処遇改善の一環という側面もございます。

○こんの委員 保育園の保育士がいわゆるそうした予防していくことによって園の中での蔓延も防げる、そして処遇改善の一つで行うということです。わかりました。

そうすると、保育園の中には正規の保育士だけではなくて非常勤の保育士もいますけれども、処遇改善の一つとしてという今ご答弁もありました。そうするとそれとは別に保育園の職員のインフルエンザ

予防と考えたときの非常勤職員の方の扱いはどのようにお考えでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 非常勤職員、また保育士以外の保育園の職員の方全員が対象となります。

○こんの委員 全て処遇改善の中にはそうした非常勤の方や保育士以外の方も入っているということですね。わかりました。非常に大事な視点から政策をつくってくださったなと思います。ぜひこれからも保育園の中の衛生、そうした医療の体制をとっていただくことをこれからもお願いしたいと思います。

○大沢委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは255ページの生活保護費、235ページの子どもすこやか医療費助成について質問します。

まず、生活保護の世帯分離について伺います。今の生活保護の制度は生活保護世帯の子どもは高校を卒業したら働くことが前提という制度になっています。そのため、大学に進学すると同居していても一人だけ世帯から切り離されてしまい、家族は1人分保護費が出なくなってしまいます。また、進学した子どもは経済的保証がなくなり、アルバイトや奨学金で大学生活を維持しなければならなくなってしまいます。一部住宅扶助は同居している場合減額されなくなったということでそこはよかったですけれども、世帯分離により母子家庭はいろいろ減額され、約10万円削減されてしまいます。今回の生活保護改悪では世帯分離の問題を後回しにして入学一時金でお茶を濁すというものになっています。

区はこの世帯分離により支給額が激減されることを問題だと考えているのか伺います。

○矢木生活福祉課長 まず、生活保護制度でございますが、何度もご答弁申し上げているとおり第一号法定受託事務、国の責務でございます。この制度の根幹につきましては、国が一義的に決するものでございます。ただ、世帯分離ということで大学に入学するに際していろいろな困難を伴うことは事実でございます。私どもそういった観点から、例えば新年度の予算でお願いしております進学資金貯蓄支援でありますとか学習支援事業でありますとか、そういったことで世帯分離という制度自体は変えられませんが、大学に進学し続けられるような支援を、生活困窮者制度も含めましてあらゆる方策をとっているところでございます。

○のだて委員 さまざま努力はされているものの国の制度ということで、区としてはできないというお話でしたけれども、大学の進学率は、一般世帯では約7割、生活保護世帯では約3割と大きな開きがある状況です。この保護費が激減する問題が1つの要因になっていると考えられますので、国に世帯分離の問題を解消するように求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 世帯分離の問題を国に請求すべきではないかという話でございますが、再三の答弁になりますが、まず、生活保護の制度は国の制度であるとともに、国民の理解と信頼を得なければならぬ制度でございます。

一般的に大学進学が日本の社会全般で常識になれば、また違うことになってくると思いますが、今のところ、そういう段階には至っていないのではないかと考えてございます。

○のだて委員 国民の中で大学に進学することが常識になればというお話でしたけれども、今、ご紹介したとおり、大学の進学率が一般世帯で約7割となっておりますので、これはもう常識になっているのではないかと私は思います。

改めて、国に世帯分離の問題を解消するように求めたいと思うのですけれども、なぜ求められないのか、伺いたいと思います。大学に行っても貧困にならない仕組みづくりをする必要があると思いますので、ご答弁をお願いします。

○矢木生活福祉課長 再三のご答弁で申しわけございませんが、世帯分離につきましては国の施策でございまして、国民の信頼および理解が大学進学に関して十分になった段階では変わっていくと思いますが、現時点ではそのような状況ではないと認識してございます。

○のだて委員 そのような状況ではないと言いますけれども、やはり大学に行けるようにしていくことが重要だと思いますので、ぜひ、国に求めていただきたいと思ひますし、区としても、大学進学ができるように、ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

次に、生活保護の捕捉率の低さの問題、つまり、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人の割合が2割程度にとどまっている問題です。

厚生労働省が2010年4月に出しています生活保護基準未満の低所得世帯数の推計についてという報告書で、生活保護を実際、受けることができる人が受けている、利用率を所得のみで見た場合、15.3%、資産を考慮した場合、32.1%という値になっていて、専門家からも、大体2割程度にとどまっていると言われております。

この原因の1つが、生活保護という制度を知らないとか、自分が利用できることを知らない、といった制度の周知不足により起こっていると思ひます。品川区でも、事務事業概要によりますと、平成28年度で生活保護受給者は5,650人、保護率が15.3%、東京都になると、保護率が21.5%、全国では保護率は16.9%で、全国と比べると保護率も低い状況になっていると思ひます。

必要な人に必要な支援が届くように周知をしていっていただきたいと思ひますけれども、保護率の低さや捕捉率の低さを区としてはどう考えていらっしゃるのか。ぜひ、さまざまな場所で周知、広報をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 生活保護の捕捉率のお問い合わせでございまして。再三の答弁になって申しわけないのですが、生活保護は申請主義でございまして、必ずしも低所得の方、全てが受給を望まれるものではございません。

ただ、本当は受けたいのに受けられない、こうした方々につきましては、相談を受けて、相談の内容をよくよくお聞きして、解決策を一緒に考えさせていただきたいということで、平成27年4月から、私ども、暮らし・しごと応援センターを設立させていただきまして、先ほど申し上げたような、平成28年度、年間で2,463件という相談件数を頂戴してございまして。引き続きまして、私どもで丁寧に対応をさせていただくとともに、ぜひ、委員の皆様も、そのような方がいらっしゃいましたら、ご案内いただければと思ひます。

○のだて委員 申請主義だということ、望まない人もいるということですが、やはり知らない申請もできないことになります。品川区役所内でも、窓口相談に来る方がいらっしゃると思ひます。こういったときにわかることもあると思ひます。税金や国保の窓口ですとか、あと保健師などは苦しい生活状況などをつかんでいらっしゃるのではないかと思ひます。そういったところで生活保護の制度を知らせていただくよう、ぜひ周知を進めていっていただきたいと思ひます。これは庁内で連携してやっていただきたいと思ひます。また、窓口生活保護のパンフレットを置くですとか、そういった形でさまざま周知をしていっていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 2点、ご質問を頂戴しました。

まず、生活保護制度の庁内連携でございまして、私どもは、生活困窮者自立支援制度運営協議会を設立してございまして、福祉部長を委員長とします、関係所管20人の課長の会議でございまして。これを年に1度、開催させていただいて、暮らし・しごと応援センターの周知ですとか、生活困窮者制度の取

組み等々をお知らせしてございます。

当然のことながら、メインは、新たに就任された方は私どもの暮らし・しごと応援センターをご存じないものですから、そういう周知をするとともに、今後、連携していきますので、どうぞよろしくお願い致しますというご案内をしてございます。ですので、各事案につきましては、私ども、しっかりと庁内連携を進めてございます。

そして、2点目、窓口にパンフレットということなのですが、これは難しいところがございます。なぜかといいますと、なかなかその方の置かれている状況、最低生活費等々、その方の世帯によって全く千差万別の状況でございます。そのため、安易に受ける、受けられないということではなく、丁寧に私ども、生活福祉課、ないしは、生活保護は何となく嫌だと思われる方に関しては暮らし・しごと応援センターでお話を頂戴いたします。両者の連携はとれてございますので、こちらの窓口でぜひじっくりご相談いただければと思います。

○のだて委員 そういった窓口でやっていただけるのは、当然、助かるのですけれども、パンフレットの問題は、そこで必ず生活保護を受けるように進めてくださいということではなくて、パンフレットが置いてあるだけでもそういった制度があることに気付かれる方がいらっしゃると思うのです。そういったところで、ぜひ窓口に置いていただきたいと要望しているのです、改めて伺いたいと思います。

また、早いうちから生活保護の制度を周知していくことも必要だと思いますけれども、子どもたちが教育の中で知る機会はいつになるのか伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 窓口でパンフレットをとというご要望でございますが、ホームページですとかしながわガイドですとか、そういったところでは生活保護制度についての周知はしてございます。ただ本人としては、自分が受けられるのか受けられないのかを一番、お聞きになりたいので、やはりそのことについては専門でございます生活福祉課ないし暮らし・しごと応援センターにおいでいただければと思います。お電話でも承りますのでよろしくお願いします。

○大関教育総合支援センター長 子どもたちが知る機会でございますが、中学生の公民の中で教科書にも出てきており、生活保護については必ず学んでおります。公的扶助の制度など、実際、教育扶助を含めまして、そういった制度があることを子どもたちはしっかり学んでおります。

○のだて委員 さまざまなところでお知らせをして、必要な方がしっかりと受けられるように、今後もしも取り組んでいっていただきたいと思います。

最後に、子どもすこやか医療費助成について伺います。現在、品川区は中学3年生まで医療費助成を行っておりますけれども、高校生になるとあまり風邪を引いたりしなくなることもありますが、けがをしたときに多額の出費が発生してしまうということで、それをきっかけに貧困へと陥らないように支援をしていっていただきたいと思います。高校生まで子どもすこやか医療費助成を拡大していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 23区のうちで21区が15歳の3月まで行っております。ひとり親家庭につきましては、低所得の方には18歳まで行っておりますので、現在のところ、拡大するつもりはございません。

○のだて委員 ひとり親家庭ではやっていらっしゃるということですが、やはりそれをさらに広げていっていただきたいと要望しておきます。

○大沢委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 209ページの支え愛・ほっとステーションとボランティア体制強化事業、215ペー

ジの高齢者社会参加促進事業、この点で伺います。

まず、支え愛・ほっとステーション、2つの地域センターモデル事業からはじまり、3カ年で、全区展開となっています。各地域センターにコーディネーターがいて、主な事業として相談や訪問もあるということですが、事務事業概要等を見たときに、地域センターが幾つかある中で、平成28年度では相談と訪問等が150件前後であります。この数字に対しては、当然ながら、想定があると思うのです。想定に対して、利用実態はどうなのか。この辺の見解を教えてください。

もう一点、ボランティア体制強化事業については、プレス発表等で、ボランティアの担い手と利用者をマッチングしていく。福祉分野だったら、現在は、社会福祉協議会が窓口でやっています。これを多分野で、現在では区がそれぞれの所管で行っているのをまとめていく、そのためのシステムとなっています。

これは理想も含めて、チャレンジの施策だと思うのですが、おそらくいろいろな分野があると思えますけれども、主な分野として、どんなことに力を入れていきたいのか。また年代などどんな方々を想定しているのか教えてください。

○大串福祉計画課長 まず、支え愛・ほっとステーションの関係でございます。委員おっしゃるとおり各地域センターにコーディネーターを2人置いております。コーディネーターは、ご相談いただいたものを専門機関等につなぐのが一番大きな役割になっております。そうした中で相談を受け、訪問といったところで、その方のところにお邪魔するとか、そういったことも行ってございます。その件数につきましては、やはり各地区それぞれ異なってございます。

想定と実態でございますけれども、その辺はやはり地域特性によって変わってきているのが実態と考えてございます。

それから、ボランティアの関係でございます。私どもの考えでは、やはり福祉系のボランティアであったり、あるいはそれ以外のボランティア、そういったものを含めて全体的に、先ほど他の委員のときにお答えしましたけれども、ボランティアをやってもらいたい側とやりたい方をうまく結びつけるものをつくれればと考えてございます。

その年代でございますけれども、ボランティア全体をターゲットにしたいと考えておりますので、いわゆる若年層の方から高齢の方まで、総合的な展開ができればと考えてございます。

○渡辺委員 まず、ボランティアの話ですが、多分、世論調査をやると、ボランティアは何かきっかけがあればやりたい、余裕があればやりたいと、時間的にもばらつきがある中で、テーマを絞ったほうがわかりやすいと思います。例えば、これから2020年に向けては、福祉はもとより、観光のボランティア、これこそ所管をまたがる中でも、多分、区民ニーズは高いのではないのでしょうか。そんな気がしています。

もう一点、この間、地域イベント等でのボランティアの中で、学校ボランティアで、特に都立高校はかなり熱心に取り組まれています、普段の接触が少ないので、どうしたらいいかと学校側から相談を受けたケースも何件ありました。単発のイベントだけではなくて、もっとやりたいというお話もありました。これもうまくアプローチしていったらいいと思うのですが、その辺の学校関係、特に義務教育課程ではないところへのアプローチ、大学もそうです。この辺をどう捉えているか教えてください。

支え愛・ほっとステーションの中の相談と訪問の想定は、地域性というお話がありました。もう一点、数字の話で申し訳ないのですが、平成28年度、同じように生活支援とか見守りのサービス、これは地域センターによっては200件から300件を超える数字が出ているところと、同じサービスなのに数

件のところがあります。この辺はどのように分析されているのでしょうか。

それと、総体的にまだまだ知られていないのではないかと思います。やはり在宅支援を含めて、地域センター単位という大変重要な方向性だと思います。まだ始まって2年、3年という中では、これからなのかもしれないですが、もっと知ってもらうための努力が必要ではないかと思いますが、その辺のご見解を教えてください。

○大串福祉計画課長 何点かご質問をいただきました。

ボランティアに関連して、義務教育以外での学校との連携がまず1つありました。果たして、来年度の検討の中でそこまで含められるかどうか、その辺は何とも言えないところがございますけれども、ボランティア全般では、どなたでもご参加いただける、あるいはアクセスできるような形がとれればと思っております。

それから、支え愛・ほっとステーション、いわゆる生活支援サービスの地域間での偏りがございます。支え愛・ほっとステーションは各地区、13地区で展開をしておりますけれども、できた年次の違いであったり、あるいは、後段のお話にあります認知度の関係になってこようかと思っております。そういったところで、どうしても地域支援員の確保の辺で今は差が出てきていると考えております。

したがって、支え愛・ほっとステーションの周知は、来年度も引き続き、力を入れていきたいと思っております。現行では、例えば町会等の掲示板等、あるいは、コーディネーター自身が外を回る際にポスティング等々を行っておりますけれども、それ以外にもPRの方法を検討していきたいと考えております。

○渡辺委員 先ほどの学校ボランティアについては、高校、大学、専門学校をイメージしてみたのですが、ものすごい可能性と、しっかりされているので頼りになるのではないかという思いの中で、受け身ではなく、個別案件でどんどんアプローチされたらどうかという思いでした。

あと、高齢者社会参加促進事業を伺います。当然、元気な方々が元気なままでいらっしやることが、当人も、そして家族も、あるいは地域にとっても大変ありがたいです。この原則論は当たり前のようなのですが、どこかで表現をしていかないと、当たり前すぎて通り過ぎてしまいます。

そんな思いの中で、外出習慣化、自民党からご提案させていただいて、うまく進んだ成果だと思っておりますが、今は食事の提供のサービスが中心です。その中で、地域の店舗の拡大、そろそろ時期で、検討されてもいいというのが1つの思いであります。その点の見解をお願いします。

そしてあと、外出の観点で、食事という分野に限らずに、メニューがもっとあったらいいと思います。もちろん、それぞれ地域単位でやっている場合もありますが、例えば、風呂屋との連携。今、出会いの湯等で行っています。これをこの施策にひっかけた形で、楽しめる仕組みや、あるいはまち歩きで、近場の散歩もそうなのですが、ちょっとした区内の散策として荏原地区の方が東海道を歩くとか、大井の方が五反田に行くとか。やはり品川区も広いですから、4エリア、5エリアの中で、うまくそれを仕組みとして提示していく。

あるいは、釣り堀なんかもおもしろいと思います。年代的にも結構、好きな方、サラリーマン世代ですごく人気がある中でも、高齢者の方々は好きな方が多そうだと思っております。

それとあと、カラオケのところ、広場がある中で、今、歌唱場の提供となっています。カラオケも外出習慣に絡めて、歌唱をはじめ、一定程度の基準を設けて、複数のコンテストとか大会を仕掛ける。今、登録グループが減っているように思えたので、そういうおもしろみという意味でも、仕掛けてもいいのではないかと思いますので、この辺についてご答弁をお願いします。

○松山高齢者地域支援課長 3点のご質問でございます。

まず、高齢者外出習慣化事業についてのご提案でございます。地域の身近なお店でございますが、商店街連合会のご協力のもと行ってまいりましたが、店を探すのにかなり商店街連合会がお困りなので、この事業は今年度で終了したいと思っております。

また、委員、ご提案の外出習慣化事業に対してのさまざまなお楽しみのニーズなのですが、こちらの対象者の方がひきこもりがち、閉じこもりがちの方なので、どこまでその方々のニーズを反映できるかということでございます。

それからカラオケ等につきましては、今現在、シルバーセンターやゆうゆうプラザでも行っておりますが、今後、高齢者の方々のニーズを捉えて検討してまいりたいと思っております。

○大沢委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、239ページの保育園給食放射性物質検査費です。

3月11日で東日本大震災からもう7年になるわけですが、毎回毎回これを、言わせていただいているのですが、また平成30年度の予算に計上されております。もうそろそろよろしいのではないのでしょうか。お考えをお聞きます。

次に、243ページの保育園民営化です。これは歳入のときに質問いたしました。質問がまとまらずに大変失礼いたしました。おわび申し上げたいと思います。

その際に、公設民営化は、公立保育園と経費は変わらないという答弁をされました。それがどういう意味なのかを再度確認させていただきたいです。

それから、公設民営にする目的は何かをお聞きしたいと思います。

次に、3つ目は、233ページのすまいるスクールです。運営は1人の区の職員と委託業者、ボランティアの方々で実施をしております。働いている方からご指摘をいただきました。例えば、クッキング教室等を行っていると思うのですが、まず土曜日の人がいない中でその行事があったり、資格、知識がない方々が従事されていることで、本当にこれは危機管理として大丈夫なのかという心配の声です。

また、備品とか消耗品の選定も、子どもたちに必要なものなのだろうかという疑問があるということで、この辺の運営、管理、危機管理も含めて、どういう形を掌握されているのか、お答えください。

○佐藤保育課長 私からは、保育園給食放射性物質検査についてのお尋ねについてお答えします。予算額といたしましては、前年度と比べて53万6,000円、下がってございまして、内容といたしましては、ヨウ素、セシウムの検査を年2回から1回に減らしてございます。

この検査に関しましては、この間、さまざまな経過があります。検査をすることによって一定の安心の確認もできるということで、品川区として、学校と足並みをそろえて、こういった予算を計上してございます。

○吉田保育施設調整担当課長 区立保育園の民営化に当たり、なぜ公設民営化にするかというご質問かと思えます。区としましては、区立保育園を当面、5園程度、1年当たり1園ほど民営化する基本方針を持っております。

保育園の運営については、大きく3つございまして、公設公営と呼ばれる、一般的に言う区立保育園。公設民営という、区が運営を業務委託しているケースと、民設民営という、簡単に言うと私立保育園となります。

民営化に当たりまして、いきなり民設民営の私立園にするのではなくて、当面、公設民営の方式によ

る運営、業務委託の手法をとりまして、一定期間の検証後、民設民営化を検討するところでございます。

なぜ、保育園の民営化に当たって、一旦、公設民営化にするかといいますと、民間委託の効果、保育サービス等の質の確保の効果、公設民営の細かいコストの比較などの多角的な検証、総合的に判断していくことを予定しているためでございます。

○高山子ども育成課長 私からは、すまいるスクールの運営と危機管理の面のお尋ねについてお答えいたします。

まず、土曜日のスタッフの資格の面でございますが、運営の仕様上は、放課後指導員と児童指導の経験を有する者といった資格の要件を課しておりまして、基本的に区の職員がいない場合でも、そのような仕様で縛りを設けておりますので、有資格者による勤務を前提とするものでございます。

それから、2点目のクッキング教室等の危機管理です。例えば、アレルギー対応で申しますと、前月のすまいるスクールのお知らせの中で、料理に使用する食材などはあらかじめ明示いたしまして、お子様が食することができるものかどうかを保護者の方に知っていただいた上で、教室への参加の申し込みについて、事前に確認をしているところでございます。

それから、3点目の備品、消耗品等の購入につきましては、基本的には児童指導の資格を有する区の職員が1名おり、その職員を中心といたしまして、スタッフと調整する中で、必要な備品、消耗品について選定し、購入しているため、必ず児童指導員の目線が入っていると言えると考えております。

○西本委員 放射性物質のチェックですが、予算額が少なくなっているとは言いつつも、やはり来年度の予算に入っております。これは安全とは何かという議論になってしまうのです。もう既にチェックをされているものが市場に出回っているのに、安全の確認をするということは、それを信用していないのかという話になってしまいますので、これはもう風評被害なのです。福島の方々は、風評被害で今でも苦しんでいます。もう7年たっているのですけれども、なかなか市場価格は戻ってきません。それを考えると、もう安全なのだから、そういう風評被害を助長するようなことは、もうやめるべきだと私は主張させていただきたいと思っておりますので、今後の考え方を再度いただきたいと思っております。

そして、民営化についてです。これは、いずれ民営化をしていくということですか。では民営化にする意味は何ですか。それと、公立保育園がある意味です。なぜ公立保育園が必要なのか。区は必要ないと思ってしまうのか。それと、民営化になった場合に、今の区の職員の方々はどのような形になっていくのかをお聞きします。

それから、すまいるスクールですが、多分、運営については、おそらくそこに入っている業者のスタッフの方々とコミュニケーションがうまくいっていないのではないかと感じます。私は、すまいるスクール、児童センターも含め指導員の方々のノウハウは素晴らしいものだと思っております。

ですので、自主性ということでももちろん任せていきたいと思っておりますが、ただ、危機管理、何かあったときの標準というものは周知しながら、そこは徹底していくという考え方になっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 放射性物質検査の関係でございますが、さまざまお考えはあるとは思いますが、検査することで安全が確認できる面もありますので、平成30年度に関しましては、検査の回数を1回減らして実施したいと考えております。

また、23区の状況でございますが、変わらず平成30年度も13区が行うところでございますので、他区の動向も見ながら検討していきたいと思っております。

○吉田保育施設調整担当課長 公設民営保育園を民設にする際のご質問だと思います。民設民営化した際のメリットについてご説明申し上げます。区立保育園および公設民営保育園につきましては、運営費用について、ほぼ全額を一般会計より支出しております。民設民営保育園になりますと、運営費については、国や都から約30%の補助金が支給されます。100名程度の保育園を例にとった場合、1園当たり4,700万円程度の歳入が見込まれる概算がございます。民設民営化によりまして、そのような財政の負担の軽減などが、区のメリットとして出てくると思います。

あと、公設民営保育園の存在意義ですけれども、区立保育園は、区立幼稚園とともに、品川区が大事にしている就学前教育の場所としての一面を持っております。区では、全ての園について、当然、民営化することは予定しておりません。今後も、相当数について、区立保育園のままといたします。

それから、公設民営になった際の職員はどうするかについては、また新規採用数による調整になると考えております。

○高山子ども育成課長 私からは、すまいるスクールのご質問についてお答えいたします。ご質問の中で、スタッフ間のコミュニケーションがうまくいっていないのではないかとのご指摘でございます。危機管理の話としましては、すまいるスクールごとに危機管理マニュアルを策定いたしまして、スタッフ、児童指導員、学校との連携で、しっかりとその体制について確認をしております。

例えば、学校現場におきましては、週に1回子どもの状況を確認する場にも指導員が参加させていただく中で、学校と児童の情報について共有しております。現場においてはコミュニケーションが大切という視点に立って、共有を図っております。

○大沢委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、249ページの区内私立保育園開設経費、それから、209ページの在宅高齢者支援事業にかかわること、主に多職種連携についてお伺いをしたいと思います。

初めに、249ページ、区内私立保育園開設経費ですけれども、先ほど午前中にも質問がありましたが、今年の4月1日までに16園、計画どおり開設でき、平成30年度においては、12園の開園を予定しているということです。

近隣の理解に対する説明をしっかりとしていくところで、いろいろ困難な事例もあったということでした。保育園の事業者については、保育そのものの事業についてのプライド、あるいはスキルをしっかりと持っていると思いますが、近隣住民の理解を得ていくことに関しては、若干、やはり難しいところもある事業者もあると聞いております。その点では、区としても、しっかりと連携、協力しながらやっているということです。平成30年度の12園についても計画どおり開園できるようにお願いしたいと思います。

質問なのですけれども、今、企業主導型保育施設が世の中で結構できてきていると聞いております。品川区にも幾つかできていないかと思いますが、企業主導型保育施設はどういうものかをまずお伺いしたいのです。この制度について、保育士の人数とか設備面の部分の基準、それから、地域枠があって、地域のお子様を利用することができるということですが、地域枠がどういうものなのか、利用料、また、利用条件についてもお伺いしたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 企業主導型保育事業についてのお尋ねでございます。これは多様な働き方に対応できるように、そもそもは企業が自分の従業員の保育のために建てるのが一義的なものですが、委員、おっしゃるように地域枠がございまして、50%以内で地域の方も受け入れられることになってございます。ただし、3月1日から50%を超えても受け入れ可能となっておりますので、か

なり地域枠を設けて、地域の方も受け入れてくださる園も出てくると思っております。

保育士の人数は認可に即しておりますが、ただ、2分の1は保育士でなくても構わないという、かなり自由度の高い制度設計になってございます。

保育料でございますけれども、利用者負担の基準額がございまして、0歳児を例に挙げますと、3万5,900円が基準額となっております。この基準につきましては、大きく超える場合は是正指導が入ると聞いております。ただし、合理的な理由があれば、それを超えて保育料を設定してもいいということになってございます。

○塚本委員 品川区内でどれぐらいの施設があって、その地域枠の定員数はどれぐらいあるのかをまずお伺いしたいです。今、1次で不承諾になってしまった方々の2次申し込み中でございますけれども、区として、地域枠をどのように待機児童の受け皿として評価しているのか。また、保護者への案内等についてはどう考えているのか教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長 企業主導型保育事業につきましては、都から情報が来る場合と、事業者が直接、区に情報をくださる場合があるのですが、それによりますと、4月には区内で10園になる見込みでございます。定員の合計は213名となっております。ただ、その中で地域枠があるのが9園でございまして、ヒアリングもしているのですが、各園の地域枠が何人かは、今、确实なところはつかんでおりません。ただ、50%とした場合は98名が地域枠となります。

区民への案内でございますけれども、現在、希望のあった園につきましては、パンフレット等を窓口には置かせていただいております。また、地域枠のある園につきましては、もう既に区のホームページに掲載させていただいております。2次の結果通知の際に、企業主導型保育事業については区からご案内することも現在検討してございます。

○塚本委員 区からも案内ということで、利用料とか細かいところもしっかりとフォローしていただきながら、一応、前評判では認可施設並みの保育園と言われておりますので、保育園を求めている方々にしっかりと周知等、利用等、適切に誘導していただければと思います。

次に、在宅高齢者支援事業、多職種連携についてなのですが、昨年の定例会で、多職種連携について、私、調整部門や専門職の配置の必要性を質問させていただきましたが、現状、今どのような状況になっているのか教えてください。

○大串福祉計画課長 多職種連携に関してのご質問でございます。来年度より、私ども福祉計画課の中に多職種連携の窓口ということで、具体的には保健師の配置を行いまして、多職種連携の担当部署をつくる予定になっております。これによって、一層の医療と介護の多職種連携の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○塚本委員 多職種連携、特に医療と介護での連携が今後、強まっていればという思いを持っているのです。

先日、知っている方だったのでございますけれども、ひとり暮らしの方だったのでございますが、60代の方でも、ぐあいが悪くなって入院し、退院後、リハビリを受けて、これから1人で頑張っていこうというところだったのでございます。いろいろな理由があったとは思いますが、1週間ぐらいで、急激に体調が悪くなって、重篤な状態になってしまい、また施設に入所するということがありました。

病院も介護士の方も、それぞれで努力はされていたのですが、こういった場合においても、退院前のカンファレンスとか情報等、退院後のさまざまな情報連携が必要なのではないか、もっと密にできれば、また改善されるところがあるのではないかという思いもしたところでございます。

そういった中で、今年度から多職種連携システムが導入されます。現場のさまざまな困難事例等に対して有効に活用できればという思いでいますけれども、その点について、多職種連携システムはどういった活用がなされるのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 今年度、6億円強かけまして、在宅介護支援システムの開発を行いまして、その最終段階として、多職種連携システムを今まさに開発しており、4月の稼働を予定しております。

今の委員のご指摘にあったような事例でございますが、まず、ご利用者、ご本人の同意を得た上で、医療、介護それぞれの専門職種がネットワーク上で情報共有できるというシステムになっております。ケアの記録を随時、書き込みまして、それをタイムリーに見ることができる。それから、医師からのコメント等をまた見ることができる。こういったシステムで連携を図りまして、万全なケアに努めていきたいと考えております。

○塚本委員 多職種連携が大変重要でありますので、これからもシステム等の活用も十分に図りながら進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大沢委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 私からは、213ページ、品川介護福祉専門学校、237ページの母子生活支援施設運営費と地域包括ケア、この辺を聞かせていただければと思います。

まず、品川介護福祉専門学校なのですが、先ほど松永委員からも質問がありましたので、重ならないようにお聞きします。先日、厚生委員としてご招待いただいて、品川介護福祉専門学校の卒業式に参加させていただきました。非常にすばらしい卒業式で、卒業生の方の答辞もあつたり、お話もあつたり、聞かせていただく中で、これからの品川区の介護、福祉をしっかりと担っていただいて、福祉の向上に寄与してくれる方たちがいることを非常に心強く感じたところであります。

そうした中で、先ほど話がありましたが、ここ数年の卒業生が徐々に減ってきており、また、入学生もだんだん減ってきている。特に女性の方に関して言うと、男性よりも比率としては多く入学者数が減っているところが見てとれるのですが、この辺について、どのように分析し、考えていらっしゃるか教えていただきたいと思っております。

次に、母子生活支援施設ひまわり荘なのですが、ひまわり荘自体が自立のための支援を行っていく母子の施設で、今現在、10世帯25名が入所していて、在所期間が1年未満が7名、2年未満が3名で、ほとんど一、二年の方が在所している。

この中で、1度、退所されたけれども戻ってきている方がいるのかどうか。また、できるのかどうか。教えていただければと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校につきましては、昨日の卒業式で卒業生が21名、先ほどもご答弁申し上げましたが、来年度は今のところ35名の入学予定者がいるということで、ここ数年ではかなり回復に向かっているのではないかとということでもあります。

それから、今、ご指摘がありました男女比につきましては、女性のほうが多いというのは実数としてはつかんでおりますけれども、その傾向とか原因につきましては、なかなか分析が困難でありまして、引き続き、品川介護福祉専門学校とも連携しながら、そのあたりも調査できればと思っております。

○廣田子ども家庭支援課長 母子生活支援施設ひまわり荘についてでございますが、委員、ご指摘いただいたのは、4月1日現在の人数です。現在、自立して出た方がいらっしゃいますので、7世帯17人となっております。今、入る予定の方が1世帯ある状況でございます。

退所者につきましては、自立が十分にできる形になってから退所するプランを立てて、ケアしてござ

います。退所後につきましても、アフターフォローを計画を立てながら見守りをしておりますので、基本的には、ここ数年で戻ってきた方はいらっしゃいません。

戻れるかというお話なのですけれども、絶対、戻れないということではないのですが、自立の支援をしていて、それに当てはまらなかったら、もしかしたら、別の対処をするケースもあろうかと思えます。

○大倉委員 分析については、なかなか理由も難しいということです。

一方、品川介護福祉専門学校修学資金貸付の事業についてですが、これについても、借りてはいただけるけれども、全額免除まで至らないということで、以前も伺ったのですが、改めて、今、どのくらいの方が修学資金を借りていて、全額免除になっているのか、免除にならない理由等がわかれば教えていただきたいと思えます。

あと、母子生活支援ですが、事業内容のところ退所に備え都営住宅紹介等援助するというので、都営住宅が最初に来ているのですが、その理由について教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校の修学資金貸し付けの状況でございますが、平成28年度入学生24名のうち貸し付けを受けた方が20名、平成29年度入学生につきましては、27名のうち21名の貸し付けとなっております。平成7年、開校当時の累計でいきますと、入学者数総数が879名、貸し付けを受けた方が650名となっております。今現在、在学中の方を含めまして、まだ返還猶予期間の方がいますけれども、全額免除になった方の人数は296名となっております。

免除にならなかった理由としましては、免除規定といたしまして、卒業後、6カ月以内に区内の社会福祉施設に就職をして3年以上勤める条件がございます。先ほどの卒業生の内訳にもあったように、ご両親のいる、もと住んでいた自治体で就職をする方もいらっしゃいますし、福祉の職場に残念ながら就職をしなかった方、3年たらず、お辞めになってしまった方、こういった方が免除にならなかった理由でございます。

○廣田子ども家庭支援課長 退所後の行き先でございますけれども、都営住宅であれば、申し込みをして当たれば入れる。民間の住宅ですと、なかなか受け入れが困難なケースがございますので、都営住宅に入るときも、一定の優遇の制度があつて、利用料にも一定の免除等があるので、そちらをお勧めしますが、民間のところに入る方のほうが現実問題としては多い状況でございます。

○大倉委員 品川介護福祉専門学校の貸し付けなのですが、これだけ多くの方が借りているのに、全額免除が少ない、この辺をどう分析しているのでしょうか。これはやはりうまく使っていただいて、先ほども言いましたが、品川区の福祉向上にぜひ寄与していただきたい。

品川介護福祉専門学校自体が23区でも珍しい取組みだと思いますので、ぜひ、その辺の分析をしっかりして、より品川区が介護に強い、充実した区になっていただきたいと思っておりますが、その分析について伺いたいと思えます。

母子生活支援福祉施設ですが、今、伺って、よくわかりました。一定の優遇制度があるということをつなげていくのがいいのだらうというところなのですが、一方、都営住宅だと、今、住んでいて、お子さんが保育園や幼稚園、学校に通われている中で、地域が限られてしまうところで、例えば区営住宅や区民住宅など、品川区で持っている施設への援助はできないのでしょうか。その辺についてお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、品川介護福祉専門学校に入学された生徒の方につきましては、私ども、もちろん学校もそうですけれども、品川区の福祉に従事するという大きな目標を持って入学していただいていると、固く信じているところでございます。

しかしながら、結果といたしまして、2年間にさまざまな状況の変化等がありまして、残念ながら、志半ば、福祉職場につかなかった。または、別の目標を見付けて、違う方面に行ってしまった。こういった方がいらっしゃるとは聞いておりますが、細かな数字的な分析につきましては、なかなか難しいところではあります。我々としては、品川区の福祉人材確保のための学校と位置付けておりますので、引き続き、その辺の分析は深めまして、今後の人材確保に努めていきたいと考えております。

○廣田子ども家庭支援課長 住宅につきましては、委員、ご指摘のとおり、場所を選ばなければ都営住宅に入りやすい状況ではありますが、やはり子どもの生活圏、学校とか、そういう状況で近隣を選ばれる状態、課題があることは重々承知してございます。

都営につきましては、区で及ぶことではございませんが、区の住宅等の施設につきましては、住宅課とも相談はしております。なかなか広さとか料金の面で、ひとり親で折り合わない部分もございまして、民間の住宅を探す方策を何らかの形で支援できないかについては、今後、住宅課と相談していこうという状況にございます。

○大倉委員 品川介護福祉専門学校なのですが、これからさらに高齢化社会の中で、福祉、介護をしっかりと充実させていかなければいけない。人材確保が困難というお話も前から言われておりますので、ぜひ、分析していただいて、何がさらに必要なのかをもって充実していただければと思います。

母子家庭支援なのですが、わかりました。民間の事業者の活用を考え、住宅課と今後話をしていくところで、やはり子育てしながら自立をしていく中で、品川区は住宅の家賃が安くはないというところでは、区で十分な検討をしていただき支援をしていただきたいと思っているので、その辺、住宅課とも綿密に連携をとって、改善に向けていただければと思います。

最後に、地域包括ケア、品川区の介護のICT化というところでお聞かせいただきたいと思うのです。地域包括ケアシステムの推進に向けた7つのプロジェクトがありますけれども、ICTの活用で、利用者の方の経年的な情報管理ができること、相談認定マネジメントに関する情報共有による、チームケアに効果が発揮できることが記されています。また、今後、ネットワークシステムを民間居宅介護事業者や医療関係機関に広げ、機能を拡充することを検討すると書いてあります。

ネットワークシステムの機能拡充について、どういったものが検討されているのか教えていただきたいのと、ネットワークシステムの機能拡充における利用者、介護者、医療従事者、ケアマネジャーなど4者におけるメリットについて聞かせていただければと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほどの答弁と一部重複しますけれども、今年度、在宅介護支援システムを6億円強かけて改修したところで、この1月から稼働をしております。今までは品川区、20カ所の在宅介護支援センターのみを結んでいたのですけれども、民間の事業者等も含めて、ID、パスワードを付与した上で参入できる形になっております。したがって、タイムリーに情報の把握ができるところが一番のメリットと捉えております。

また、多職種の連携は、これも先ほどと重複しますけれども、さらに医療機関、歯科医、薬剤師等も含めての多職種の方にご登録いただきまして、情報の共有を図っていく、同様に、タイムリーに状態の把握ができるものでございます。

それから、このシステムとは異なってきますけれども、これも先ほどの答弁と重複しますが、施設でのケアのデータ分析等も含めて、ICTをフルに活用してケアの向上を図っていきたいと考えております。

○大倉委員 ICTにおけるメリットは、今、お話ししていただきましたが、情報把握もあると思います。今はビッグデータが課題解決に利用されている中で、品川区における地域包括ケアシステムにおいても、そういう意味では情報が収集できるのかということと、情報を解析、分析していくことで地域の問題解決や、その地域の課題を知っていけるのではないかと思います。

実際に、ほかの自治体でも、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築を行い、情報を集め、分析する中で、ニーズや課題を見える化することで、政策の立案を行っているところもあると伺いました。本人の同意のもと、医療・介護予防に関する情報を共有することで、在宅ケアにかかわる専門職間の連携を支援し、関係者の負担軽減に寄与するシステムと聞いています。こういったことも目指せるのではないかと思います。最後をお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほど申し上げました2つの取組みを中心にいたしまして、先進自治体の事例等も検証しながら進めていきたいと考えております。

○大沢委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私からは、209ページの高齢者福祉施設整備費、それから、217ページ、高齢者地域支援課の介護予防活動拠点関係です。それから、237ページの児童保育費、ひとり親家庭支援事業、これは保育園保育料に関連した部分でお聞きしていきたいと思います。

まず、介護予防活動拠点です。これはプレス発表の中にも出ていましたが、認知症予防事業の内容の充実を図り、自立支援、介護予防、重度化防止を推進するため、事業を改変し、脳力アップ元気教室が実施される。これはいきいき脳の健康教室の内容を向上させていくとお聞きしております。この大きな変更点について教えてください。

それから、ひとり親の関係です。厚生労働省の資料ですと、配偶者と死別、離婚した寡婦への経済的支援の一部を未婚のひとり親も受けられるよう、6月から政令を改正すると報道されています。品川区の場合、既に平成27年の4月から、婚姻歴のないひとり親家庭で児童扶養手当を受給している方を基本に考えて、保育料等の対処がされていますが、今度の改正点と品川区の考え方、その辺の確認をさせていただきます。

○松山高齢者地域支援課長 いきいき脳の健康教室の変更点についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、いきいき脳の健康教室の長年の実績を活かしまして、その予防効果をさらに高めるために、今現在の簡単な読み書き、計算の学習療法に軽度な認知症予防に特化した体操を加えまして、脳力アップ元気教室として事業内容をリニューアルするものでございます。

○佐藤保育課長 いわゆるみなし寡婦の適用の関係でございますが、委員、ご指摘のとおり、厚生労働省が政令を改正いたしまして、平成30年6月から保育料も軽減の対象にするとマスコミ報道があったことは我々も認識をしているところです。しかし、今現在、国や都からの具体的な通知はありませんので、そういった通知を待っている段階です。

○鈴木（真）委員 まず、いきいき脳の健康教室なのですが、厚生委員会の視察で、10年ぐらい前なのですが、東北大学の川島教授のところにお邪魔させていただいて、講義を受けてきたことがありました。今現在、やっている方、先ほど簡単な勉強という感じでしたけれども、対象になっている方々の年齢層の体の具合についてはどう考えているのでしょうか。

私の知っている方で、今、既にいきいき脳の健康教室を受けているのですが、内容が変わってくる、運動とかを考えると、現在、行っている方が、行けなくなってしまうのではないかと。それから、もう少し元気な高齢者の方の参加が増えてくると、対象がどうなってくるか心配というお話がありまし

た。その辺、お考えをお聞きます。

それから、保育料の関係なのですが、国のほうが分からない状況ということですが、品川区の場合、今、お話があった、みなし寡婦の中の児童扶養手当をもらっているのが前提になっていますけれども、これによって、児童扶養手当が全員もらえるようになれば、既に品川区の今の形でもいけると思いますが、今現在、23区の中でも、既に税法上の特典でやっているところもあることを考えると、これを待たなくても、やってもいいのではないかと考えているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 来年度からのいきいき脳健康教室でございますけれども、対象者は、物忘れが気になる方、あるいは、日常生活で転びやすくなっている方など、身体機能が少し低下しつつある方向けのプログラム内容にしております。これまでの年齢が高い方、あるいは、身体に不安がある方も参加いただける内容となっております。

○佐藤保育課長 保育料にかかわるみなし寡婦の適用の関係でございますが、今、23区の状況を見ますと、所得税法ベースで大体500万円ですと、10区がそういった基準でやっています。品川区を含む児童扶養手当ベース、お子さんが1人いる場合、大体230万円の所得が基準のところのほうが若干多くて12区でございます。

政令の改正を待たずに行ってはどうかというお話なのですが、6月に政令が出ることもほぼ確実な状況ですので、その辺を見きわめて、法令にのっとって進めていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員 先ほど我が会派の渡辺委員からも話がありましたが、外出習慣化ということがあって、こういうプログラムに参加しなくなることによって、外出しなくなってしまうのではないかを一番心配なさっている。せっかく元気にやっていただこうという中で、その辺はどう考えたらいいかをもう一度、お願いします。

それから、政令改正を待つということですが、確実に改正となることを期待はしております。ただ、私にお話があった方が、所得が多いので児童扶養手当をもらえず保育料が高くなっている。また、お知り合いの方で、今度、正規社員になったら児童扶養手当がもらえなくなってしまう。さらに保育料が上がってしまう。その方の件は又聞きになるのですが、そういう方もいらっしゃるというお話を聞いた上で、この辺をうまく対応していただくことをぜひお願いいたします。これは要望で結構です。

○松山高齢者地域支援課長 委員、お尋ねの外出習慣の継続についてでございますけれども、こちらの教室やほかの介護予防事業もそうですが、終了後に自主グループをつくって、既にシルバーセンターやゆうゆうプラザで活動している団体がございます。今も自主グループをつくり、活動しようという動きもございますので、区も支援してございます。

今後につきましても、ご本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援、介護予防、重度化予防、外出習慣の継続を区としても推進してまいります。

○鈴木（真）委員 自主グループというお話を伺って気になったのは、よくシルバー大学で、卒業後、自主グループをつくっていくと別々に始まってしまいます。シルバー大学だと場所がないと話題によく出たので、自主グループはいいのですけれども、うまく連携をしていながら進めていってほしいと思います。せっかくこれだけうまくやってきたので、その辺をお願いしたいです。

それから、前にお話を伺った中で、介護予防に地域づくりの推進員というお話がありました。この方たちは、もう既にここで終わってしまうのかどうか、その辺の状況を教えてください。

○松山高齢者地域支援課長 介護予防による地域づくり推進員でございますが、こちらの方は理学療法士の資格を持っております。今回も、介護予防の体系化に当たりまして、既存の介護予防事業を全て

視察し、効果検証を行いまして、リハビリ専門チームで総合事業全体の体系化を図ってございます。

今年度も在宅介護支援センターのケアマネジャー、支え愛・ほっとステーションのコーディネーター向けの介護予防の研修も行っております。また、区民向けの啓発事業も行っておりますので、来年度に続きましても、自立支援を進めるために、地域づくり推進員の力を活用してまいります。

○鈴木（真）委員 わかりました。総合事業の体系化ということで、今、お話がありました、これだけまとめてうまくいった事業だと思います。ぜひ、これからうまく活用して、地域の皆様が元気でやっていただけるように、よろしく願います。

それから、高齢者地域支援課長からお話でしたが、住宅の関係もあります。住宅だけでなく、今までの質疑の中でも随分、出てくるのですけれども、社会福祉協議会に今度も事業を委託していきませんが、いろいろな中で社会福祉協議会という言葉が出ています。現在の社会福祉協議会でも品川区と連携を十分とっていることは承知していますが、これからさらに人の問題も先方では出てくるのではないかと思います。この辺を品川区としてどのように考えているか。私も、たまに社会福祉協議会のある建物の2階へ上がっていくのですけれども、結構、狭い部屋だと思っています。あそこにさらに人が増えたときの対応は区としてどう考えているのか、その点を教えてください。

○大串福祉計画課長 社会福祉協議会と区との関係、また、社会福祉協議会の業務、物理的なスペースの問題かと思えます。確かにここ数年、例えば、私どもの支え愛・ほっとステーションの委託等、人材の採用では、社会福祉協議会は大変大きくなってきてございます。また、それに伴いまして、確かに執務スペースも手狭になってきているのも事実でございます。

ちょうど社会福祉協議会が入っております大井1丁目の共同ビルの上階に空き室が生まれて、そちらについては区の助成を活用して部屋を借りて、そこはボランティアの活動室という形で活用を図ってございます。

また、支え愛・ほっとステーション等々の人員の確保につきましても、改めて来年度、人件費の助成を行い、社会福祉協議会の負担軽減にも努めていくところでございます。

○鈴木（真）委員 社会福祉協議会との連携はこれからもよろしく願います。

もう一点、高齢者福祉施設関係のところです。今年度の区長の施政方針に、平成30年度は民間事業者による平成31年度開設に向けた支援を行い、利用枠の拡大を図っていくとございました。予算の中でいきますと、介護予防拠点として841万5,000円という数字が出ていたと思うのです。これがどういう過程になっていくのかについて。

それから、これから地域との連携という問題がかなりいろいろ出てくると思います。私ども自民党で、先日、愛生福祉会と慈雲福祉会に行かせていただきました。伊藤委員からもお話がありましたけれども、ちょうど行った日に、地域との交流ということで、保育園の園児が来て、そこで地域の方、また入所している方のところでの発表会を見せていただきました。この辺の区との連携関係について、指導や協力体制について教えてください。

○大串福祉計画課長 南品川4丁目で今現在、整備しております特養の関係のお話かと思えます。介護予防拠点につきましては、法人からも提案があったものでございます。こういった形で、やはり地域の中での介護の拠点ということで特養が開設されますので、そうした中では、地域の皆様方とも連携をしながら、特養施設のみにとどまらず、介護予防にも資するものをしていきたいということでございます。

やっていただく内容につきましては、当該の法人とも相談をし、また、地域のニーズも踏まえながら、

どういったものができるかを検討しております。

平成31年4月の開設に向けて、今、準備を鋭意してございます。

○鈴木（真）委員 地域との連携ということで、正面に保育園もありますし、学校とも既にいろいろ連絡をとっていることはお話を伺っています。それから、在宅介護支援センターとの関係をお聞きしたいと思います。

もう一つ、特養の申し込みの中に、いろいろな基準のポイントがあります。以前、民生委員を長くやられた方がご高齢になって体調を崩した際に、特養になかなか入れなかった状況がありました。こういうことをポイント化したり、品川区に長年住んでいる方をその他の項目の点数に入れることはできないのかもあわせてお願いいたします。

○寺嶋高齢者福祉課長 地域の在宅介護支援センターとの連携につきましては、エリアの在宅介護支援センター、例えば、南品川で言いますと東品川在宅介護支援センターを基準に、その他の在宅介護支援センターとの連携もしっかりとっていくものでございます。

それから、民生委員をされた方の入所調整ですけれども、民生委員の皆様につきましては、とりわけ福祉に関して大変ご尽力いただいていることは重々承知しておりますが、現在の特養の入所調整は、緊急度、必要度を基準に優先順位を決めてございます。

したがって、民生委員をされた方のポイントにつきましては、点数の多寡ではなく、考え方そのものの変更になりますので、これは慎重かつ十分な検討が必要であると考えておりますが、基準の変更自体は、特養入所調整会議の委員で決めることはできますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○大沢委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時25分休憩

○午後3時45分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。浅野委員。

○浅野委員 私からは、227ページ、障害児者総合支援施設の電波障害対策について質問をさせていただきます。

建て替え前の施設は2階建てだったということなのですが、このときには、近隣の地域では電波障害は既に発生していたのかどうか教えてください。また、発生していたとするならば、どのような対策がとられていたのかお伺いします。

○小林施設整備課長 既存の建物が2階のときは、電波障害は発生しておりませんでした。

○浅野委員 2階建てのときは出ていなかったということです。このときにそちらの周辺の地域は地デジの対応になっていたのか。地デジ対応にすることで電波障害の発生は少なくなると聞いていますが、現状はどうか教えてください。

なお、障害児者総合支援施設は6階建てで、電波障害を発生させる可能性が高いのではないかと思うのですが、障害児者総合支援施設周辺の地デジの視聴状況を確認すると伺っているのですが、現状はどのような調査結果になっているか教えてください。

○小林施設整備課長 まず、既存の品川学園、2階建てにつきましては、周りの住宅が2階、3階ぐ

らの高さの屋根の上にアンテナがあって、ほとんど影響はありませんでした。また、南側の影響がある部分については、校庭がありましたので、電波障害はありませんでした。

今回、計画している6階建ての建物は、去年、事前に専門業者に確認し、影響のあると思われる範囲をもう出しております。影響があると思われる世帯は約60世帯ということです。

○浅野委員 60世帯が今回、電波障害に該当するというお話かと思えます。確かに以前から、アナログから地デジになることで、電波障害はかなり低下するだろうと言われていたわけですが。今回、6階建てと、高いこともあり、60世帯について対応しなければならない状況かと思えます。

具体的に、今後、この地域の方にどのような説明、また説明会をされるのか、どのような形でこの対策を進めていくのか教えてください。

○小林施設整備課長 地デジが導入された際、地デジ放送で電波障害が起きないと一般的には言われていたのですが、現実的には、回り込みなどの際に画面にブロック画像等の障害が出ております。そのために、高さによっては、部分的にそういう障害が出るので対策を講じるところです。

それと、今後どうするのかといいますと、もうこれは1件1件、訪問をして、持ち主にヒアリングをして検討を進めていくところでございます。

○浅野委員 1件1件、訪問をしながら状況を確認して対処されると伺いました。大変な作業になるかと思えますけれども、住民の方にとっては大切なテレビが見れないのではしょうがないので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、433ページ、特定健康診査事業費について質問させていただきます。この特定健診につきましても、これまで何度ともなく、受診率向上に資する提案をさせていただきました。なかなか現状としては厳しいという答弁が返ってくるわけですが、何点か新たに提案をさせていただければと思えます。

こちらの特定健診ですけれども、新たに40歳になられた方について、特定健診の受診券を発行しておりますけれども、その後、なるべく早いうちに特定健診の案内を発送したというお知らせをしてはどうかと思うのです。時間がたつと、どうしても忘れてしまう、案内がどこに行ったかわからなくなることも考えられますので、早目に手を打つことも必要かと思えますが、いかがでしょうか。

そして、特定健診ですけれども、若いうちに特定健診の意識が高まることによって、引き続き受診ができるのではないかという期待もできるかと思えます。これが年齢が上がると、面倒くさい等、行かない方も多くなるかもしれません。この件について、区としての取組みを教えてくださいと思えます。

○三ッ橋国保医療年金課長 特定健診につきましても、新規、40歳になられた方に対しまして、受診勧奨をしております。そして、その後すぐにまた、はがきでお知らせをしております。まず40歳になられた方に受診券を発送いたしまして、その後にはがきで受診の勧奨をしております。

次に、若いうちに知識などを教えたほうが良いということでございますが、実際に私ども、受診啓発プロジェクトの中では、例えば、子どもフェスティバル、しながわECOフェスティバルのときにも、皆様に「国保基本健診、特定健診を受けましょう」というティッシュを配ってお知らせしております。

○浅野委員 さまざまな場面を通じて、積極的に特定健診を勧奨をしていると理解いたしました。

提案ですけれども、特定健診といいますと、病院関係とか薬局とか、そういうところにも行かれる人も多いと思えますし、そういう機会も多いので、例えば医師会とか薬剤師会、そういうところと連携して、あいているスペースに、例えば、特定健康診査を受けましょうという案内を張ってもらうことも可能だと思うのです。病院の入り口のところに、特定健診受付中というような表示を出しているところも

ありますので、そういう意味では、さまざまな取組みができると思っております。

地域ごとに健康セミナーみたいな形で、医師、専門家をお願いするなどして、特定健診を進める取組みもできれば行っていったほうがいいのではないかと、アピールしていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 病院や薬局などとの連携でございますけれども、品川区としては、データヘルス計画の中で、医師会、薬剤師会、また歯科医師会の皆様、関係団体との連携をとらせていただいております。その中で、非常に活発なご意見をいただいております。このときに、具体的にポスターなどを張っていただくことであったり、また、国保であれば、健診を受診していない方に関してお知らせをしていただけるように、今後、連携してまいります。

あと、地域セミナーのご提案、ありがとうございます。今後のデータヘルス計画評価委員会の中でも何か提案できればと考えております。

○大沢委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 521ページの介護保険の中で、地域包括支援センターについてお聞かせいただきたいと思っております。あと、もう一つは、457ページの後期高齢者医療についてお伺いしたいと思います。

まず、地域包括支援センターについてですが、東京都のホームページでいろいろ公表されているのですが、人員配置を見ますと、品川区では保健師が3人、社会福祉士が10人、主任ケアマネジャーが26人、ケアマネジャーが21人で、合計60人となっていました。ただ、この人員配置が公表されたのが2016年9月28日となっていたのです。

もう既に2018年2月で、新しい数値に変えている自治体もあるのですが、品川区は古い状況のままですので、ぜひ、これは新しいものに変えていただきたいのが1つです。

それから、ここに書かれている人員配置は基本的に同じでしょうか。そして、全ての在宅介護支援センターの人員配置も含む人数と考えていいでしょうか。お聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 東京都のホームページに掲載している人数ですが、2016年度のものとなっているのは確認してございます。品川区としましては、毎年度、新しい情報を送ってございますので、このような状況につきましては申し入れをして、最新の情報に変えていただくようにしたいと思っております。

それから、数字につきましては、記載のものはおそらく準ずる職員が入っていないのではないかと、思うのです。人数につきましては、保健師は今現在、4.5人、社会福祉士は30.5人、主任ケアマネジャーは29人となっております。これは、機能分担している在宅介護支援センターの職員も含めた人数となっているところです。

○鈴木（ひ）委員 ケアマネジャーが21人となっていましたので、多分、ケアマネジャーを準ずる者として入れるとそうなると思うのです。主任ケアマネジャーとケアマネジャーを分けた人数になっていると思っております。それでも、全体としては64人で若干、増えている状況です。

庁舎内にある地域包括支援センターで、保健師が3人、社会福祉士が10人、主任ケアマネジャーが3人と、先日の厚生委員会でご報告をいただいております。そうしますと、在宅介護支援センターに残るのは、保健師、これは準ずる者というので、看護師も入っているのかもわからないのですが、1.5名、主任ケアマネジャーが23名、ケアマネジャーが21名という状況になると思うのです。

そうすると、在宅介護支援センターで地域包括の仕事をされている方は、1カ所、約2名ということ

で捉えていいのでしょうか。そして、その方は、規定の中でも専らその職務に従事する常勤の職員でありますので、この方は専門で地域包括の仕事をしていると考えていいのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほど申し上げました主任ケアマネジャーの人数、29人というのは、主任ケアマネジャーのみの人数でございます。ケアマネジャーはそれ以外に8.6名という人数がございます。

それから、いわゆるサブセンターと言っております、在宅介護支援センターにつきましては、保健師に準ずる者として1.5人です。社会福祉士につきましては6.8名、主任ケアマネジャーにつきましては26名、ケアマネジャーについては7名、こういった人数になっております。

○鈴木（ひ）委員 その方は地域包括の仕事に専ら従事しているということでもいいのかお聞きしたので、その点をお願いしたいと思います。

それから、東京都からはさまざまな情報が出ているのですけれども、私、改めて全ての区を見てみたのです。そうしましたら、地域包括を1カ所しか設置していないのは品川区だけということが改めて明らかになりました。中央区が1カ所なのですけれども、中央区は人口がもともと少ないので、近隣区で言えば、大田区2カ所、渋谷区1カ所、世田谷区20カ所、港区5カ所、目黒区5カ所です。高齢者3,000人から6,000人に保健師、社会福祉士および主任ケアマネジャーの3職種を配置するのが規定になっているわけですけれども、大方、こういう形で地域包括支援センターが設置されて、この3職種が配置されているのが他区の状況だと思います。

そういう中で、品川区は、保健師の数が少ないのは、私、前から指摘してきているのですけれども、なぜ1カ所しか配置しないのか。3職種を配置する必要性についてはどう考えられているのか、お聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、先ほど申し上げた人数は地域包括支援センター機能としての人数でございますので、在宅介護支援センターの人数は、またそれとは別になります。参考までに、在宅介護支援センターの職員を全員合計しますと173人が現在の状況です。先ほどの数字を引いていただいた分が、逆に在宅介護支援センターの専属になります。

それから、なぜということですが、これは答弁が毎回同じになってしまうのですが、まず、地域包括支援センターにつきましては、各地区ごとに配置している自治体も多数あるとは聞いておりますけれども、そのエリア内、1つの生活圏域の中で地域包括支援センターを設置する場合には3職種が必要だということです。

品川区の場合は、介護保険制度以前から在宅介護支援システムという、品川区が基幹型の在宅介護支援センターを担う形で、サブセンター形式でずっと運営してきまして、この連携がしっかり図られているということで、本課の方に保健師を配置するやり方をとってございます。したがって、3職種の必要性については、十分認識してございます。

○鈴木（ひ）委員 高齢者が3,000人から6,000人に3職種1人ずつ必要というのが、厚生労働省でも品川区の条例でも定めているわけですし、特に厚生労働省では、3職種の配置については参酌すべき基準ではなくて、従うべき基準となっているのです。ですから、私は、在宅介護支援センターが地域の中で連携をとりながら行っている、そういうシステムで行うことに対して否定するものではないのです。ほかのところも在宅介護支援センターはずっとあって、それで連携をとりながらやってきて、在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変えて、さらに地域包括という中身に変えているのが、他の自治体、また、厚生労働省が求めてきたことだと思っております。

なぜ保健師を配置しないのかという点について、もう一度、教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、品川区の体制につきましては、これも毎回の答弁になりますけれども、国にしっかり確認をとった上での体制になっているというところなんです。それから、この連携システムは、他の自治体では改めて取り入れられないところを品川区は制度当初から行っていたことで、こういった十分な体制がとれているのが品川区のまさにメリットであると考えております。他の自治体の視察等でも、品川区のやり方につきましては大変高い評価を得てございます。品川区のこの体制を否定するものではないと先ほどお話をいただきましたけれども、ぜひ肯定をしていただけるようお願い申し上げます。

○鈴木（ひ）委員 私は保健師を配置していただきたいと言っているのです。在宅介護支援センターを否定しているのではないのです。保健師を配置してほしいのです。そして、3職種が必要だと厚生労働省も言っています。なぜ3職種の配置が必要なのか、なぜチームでの対策が必要なのかということを厚生労働省も述べているわけです。高齢者は、ほとんどの方が疾病も抱えています。だからこそ、医療を含めたチームアプローチが求められていると思うのです。保健師といえば、看護師の資格もありますので、そういう点でも、保健師の配置は欠かすことができない職種だと私は思うのです。

地域包括についてほかのいろいろなところ、何か所かにお聞きしたのですけれども、地域に出かけて行って認知症の講座をやったり地域の健康力を上げて介護予防をしていく、そういう役割もすごく求められていると思うのです。

そういうところを果たすためにも、保健師をぜひ配置していただきたいと私は思うのですけれども、なぜ配置しないのか。ほかのところはみんな配置していて、厚生労働省も求めている、品川区の条例でも配置すると決めているにもかかわらず、なぜ保健師を配置しないのか。このことについてお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川区の在宅介護支援センターには3人の保健師、準ずる者において4.5人の保健師を配置しておりますので、配置していないというご指摘は当たっているのかどうかと思わざるを得ないところでございます。

それから、他の自治体の場合は、1つの地域包括支援センターに地区が完結されているといった事例が多いと聞いておりますけれども、連携がとれないのであれば、各地に地域包括支援センターが必要であるという考えはありますけれども、品川区の場合はしっかり連携がとれていまして、保健師も各地区に出向いております。そのことで不具合が生じたこともありませんし、順調に運営をしてきたところでございます。

それから、必要に応じて、きちんと見直しをして、配置すべき者は配置するという考え方を持っております。先ほど福祉計画課長から答弁申し上げましたように、地域医療福祉の連携につきましては、保健師の配置等をしっかり来年度は考えている実態もございまして、今後、必要に応じて、そのときの状況を見ながら適正な配置をしていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 私は、保健師を基準どおり配置してほしいと言っているのです。品川区は、3,000人から6,000人に1人の保健師は配置されていないのです。地域包括ケアシステムの中で、地域包括支援センターというのは中核的な機関として位置付けていくと厚生労働省もしています。その中で、適切な人員体制を確保することが重要だと言っているわけです。だから、3,000人から6,000人に1人という配置、3職種の中で保健師が配置されていない問題をぜひ解決して、増員をしていただきたいと私は思うのですけれども、改めてお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 繰り返しになりますが、地域包括支援センターには必要な職種を配置してい

る認識であります。それで、当然、何か不都合等があった場合には見直しをする考え方も持っております。今現在、品川区の在宅介護支援システム、地域包括支援センターが順調に運営されている状態のもとで、今のような体制を継続してございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、保健師が配置されることで、もっと充実をさせることができると思うのです。それが今、求められていると思うのです。ぜひ、保健師を規定どおり、品川区が定めている条例どおり配置していただくように求めておきます。

また、公表についても検討するということですが、ホームページに地域包括支援センターのことが出ていないのです。これもぜひ、公表するようお願いしたいと思います。事業の内容、運営状況、こういうところまで見えるようにしていただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療のことについてお聞かせください。所得割額の軽減制度がさらに平成30年度から引き下げられました。また、社会保険の扶養者だった方の軽減措置も、また平成30年度から引き下げられました。この対象がそれぞれ何人いるか教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 所得割軽減の方は、平成29年12月現在ですけれども、70%の軽減の方が1,269人、45%の軽減の方が373人、20%の軽減の方が2,957人で、合計4,599人です。一方、被用者保険の被扶養者でございます9割軽減の方につきましては、817人となっております。

○鈴木（ひ）委員 本当に後期高齢者も負担がどんどん増えていくということで、今年、値上げになるわけですが、値上げにならないように、ぜひ、これからも取り組んでください。よろしく願います。

○大沢委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 233ページ、児童相談所移管推進事業で、先ほど藤原委員からも話がありましたけれども、まず、考え方を共有しているつもりなので、もう一度、改めて共有をしたいと思います。

プレス発表には、設置が可能とあります。しかしながら、区は担当課長名を児童相談所移管担当課長にしている。これは意味がすごくあって、もともと東京都は移管ではなく設置という考え方でありまして、人的支援もなかなか見込めない。財源配分の議論にも入れない。しかしながら、都区のあり方全体を考えると、そこは必ずやっというということで、私どもも、これには賛成をしておりますし、必要であると思っております。ぜひ、これは踏ん張ってほしいと思っております。

その中で、練馬区は手を挙げず、今後の動向を見極めるという態度を出しましたけれども、3区は先行、品川区もこういう形で設置をしていくということでもあります。22区のうち3区はわかっておりますが、他区の状況がもしわかったら教えていただきたい。品川区は必ずこれを平成34年までに行っていくって、どういう形であっても、最終的には、区で担っていき、移管していくという意気込みをもう一度、お聞きしたい。

先ほど公有地の活用の目途が立ったということで、答弁では公園用地という話ぐらいまではありましたけれども、具体的にどこと言えるのなら、ぜひ教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○高山児童相談所移管担当課長 それでは、私から、他区の状況をお答えさせていただきます。ご案内のとおり、練馬区を除く22区が、時期の違いはあれども、設置に向けて鋭意進めてございます。報道発表などを見ますと、既に用地が決まって、具体的な建設費を計上している区もあれば、現在までのところ、まだ用地が確保できていないということで、開設時期につきましても見直しをかけるという状

況もでございます。

それから、2点目でございますが、区で担う意気込みでございます。先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまうのですが、児童の相談にかかわるものの最終形としましては、児童相談所を区で持つことは大変意義あるものでございます。それと申しますのも、一時保護所に代表されます、24時間365日の体制を組んだ、子どもを守る仕組みが構築されること、そして、もう一点、社会的養護という、ご家庭で過ごせないお子さんたちを18歳まで社会全体で支える仕組み、これを区で受けとめていくところが大変重要なポイントだと思います。そういった意味で、区が持ち合わせております保健、福祉、教育、そして、これまでの児童相談のノウハウを全て結集して、このことに取り組んでいきたいと考えております。

それから、相談所の用地につきましては、公園用地ということで、現在、最終調整に入っている状況でございます。明確な場所につきましては、子供の森公園を中心としました、公園用地の内部の再編成の中で、このことについては検討を進めてございます。

○石田（秀）委員 ぜひ、意気込みをそのまま活かしていただいて、必ず最終的には移管で、財源配分の議論にも入っていただければと思っております。

それから、子供の森公園というお話でありましたけれども、立坑は10年ぐらいかかるのではないかなという部分がある。また、ミストサウナもあるし、少年野球場もあるということで、それはそれで構いません。子供の森公園で結構でありますので、ぜひ、その辺はしっかりいいぐあいに再編をしていただいて、10年以上かかってしまうのだろうけれども、最終的にスケジュールも出していただく。ぜひ、そういう形をとっていただきたいと思っております。応援していますので、よろしく申し上げます。

それから、233ページの奨学金貸付事業で、高校生の夢と自己実現を応援、在学応援資金を創設というのがあります。これは、議案が、文教委員会で全会一致により賛成となりましたので、それはそれで、我々もいいのですが、よりよい制度にしていきたいと思うので、確認だけします。

基本的には所得制限があつて、所得制限も結構、高い額なので、70%ぐらいの人はその中の対象になるのではないかと考えています。そう考えたときに、これはもちろん免除の部分があるので、私どもが伺っているところでは低所得者対策ではなく、高校生が夢と自己実現をしっかりするための、応援していく制度だと我々は認識をしています。

そうなったときに、例えば、今年は別としても、こういう制度があるから、活用してくださいと来年、中学3年生の皆様全員に配る。おそらく親御さんにしてみると、お金がもらえるのだったらとりあえず申し込んでおこうと。書類も作文ももちろんきちんと書きます。最終的にもらえなくても、今までいろいろクラブ活動だ何だと払っていたわけです。そうすると、非常に申し込みが増える。予算もあるのでそれを審査していくのはもちろんありますが、例えば、対象が3,000人だったとして、7割といたら2,000人ぐらいになるわけです。学年が増えていけば、高校生は6,000人ぐらいになるわけです。そういう対象の中で、各家庭がもらえなくてもいいから、とりあえず申し込んでおこう、そのために一生懸命、作文を書きなさい、一生懸命、いろいろやりなさいと言って、申し込みが増える気がしてならない。

そういうときに、今のこの予算でいくと、低所得者対策ではないという、きちんとそういう意気込みを持って高校生活を送っている、夢を持っている子は応援していくという制度の理解でいいのかという確認だけしたいです。

○廣田子ども家庭支援課長 対象の数ですけれども、平成28年に小・中学生に行った調査によりま

すと、設定として、4人家族で世帯収入が760万円未満という試算をしているのですが、世帯収入が750万円未満と答えているのは、9年生で56%なのです。さらに、9年生だと私立の中学生が入っていないので、2年生だと、その割合が4割ぐらいなのです。750万円未満は全体で45%ぐらいとなります。今、15歳から17歳のお子さんが3,400人だと、年齢層と収入で言うと、おおむね1,300人ぐらいの考えを持っております。

低所得者対策ではないというところについてですが、低所得の人も借りられないわけではないのですが、考え方としては、今も奨学金であるとか、ひとり親の福祉資金等の貸し付けをやっておりますが、本当に低所得の方は、在学期間中、60万円の貸し付けでは足りないのです、ほかの福祉基金等を、まず最初に借りざるを得ない状況があります。そちらを借りた上で、プラスアルファでやりたいことがあるので借りる。所得がある方については、授業料は自分で賄えるけれども、それ以上の資金を借りたいというところなので、入り口のところでは、低所得の方には聞き取りをして、ひとり親とか非課税世帯とか生活保護の方については、他の給付制度がありますので、そちらを優先していただいて、そちらを受給した上で、足りないときに来てくださいという形にしようと思っております。そうすると、もう少し所得の高い方とスタートラインは同じになるという考えを持っております。

今回の制度について、どうしてこういう対象にしたかといいますと、せっかく頑張って収入が高くなり非課税でなくなると、いろいろなサービスの対象から漏れてしまうので、そういう方にも貸し付けられる、恩恵が受けられる制度をというところに入れてのです。そういう意味で、低所得者の方のためではなく、収入が多くなったけれども、決して高くない世帯の方を対象にした制度を区が国や都のすき間を埋める形の考えでやっているのです、決して低所得者を対象としているというような、第一義的にやっているわけではないと考えております。

申し込みが増えた場合ですけれども、あくまで、これは貸し付けで、貸し付けに当たっては作文を書かせるだけではございません。面接につきましては、今までは我々が面接をしていましたけれども、学識経験者という形で、学校現場の方であるとか、ある一定の教育現場の方にも入っていただいて面接をしまして、本当にその子が何を目標として高校生活を過ごしたいのか、やりたいことは何なのかを確認した上で、貸し付けるものであります。

あくまでその子のスケールで、人と比べるのではなくて、その子がどこまで頑張るか、頑張りたいと思っているのかを事前に聞き取りまして、その成果に応じて返還免除をするものであります。返還免除につきましては、ある一定の基準は設けますけれども、その基準だけでは、その子どもの思いが受け取れないので、面接と併用しまして総合的に判断する形を考えています。

○石田（秀）委員　ぜひ、よろしく申し上げます。

もう一点は、保育士、特に公立の保育士です。今、保育士がすごく増えているのですけれども、その人たちが結構、早い段階にやめてしまうのをなるべく行政側もしっかり支援してあげてほしいと思質問します。

3歳から4歳ぐらいまでの母親の方を対象に子育て関連雑誌のアンケートをとります。子どもをたたいたことがあるかという質問をすると、9割ぐらいはあると。子どもをたたいたことがない人という質問をすると4割ぐらいの人はたたいたことがないと回答をする。これはアンケートのとり方だと思いました。

何でたたいたのかというと、自分がいらいらしたとか、親の思いどおりにいかないとか、約束を守らない、他人に迷惑をかけて、相手に申しわけないと思う気持ちをあらわすためとか、言葉で言っても聞

かないとか、命の危険に直面するような行動があった、子どもが友達をたたいたとき、自分もたたかれたらどんなに痛いかをわからせるためとか、いろいろ理由があります。

その中で、保育園に文句を言う親もいたりする。保育士たちも、中には二十歳ぐらいの子もいれば、二十三、四、五歳ぐらいの子もいるわけです。親御さんのほうが必ず年上で、そういうふうにいると言われると、結果として、よく小学校でもサラリーマン化しているみたいな話になりますけれども、必要以上に接しないとか、普通が当たり前なわけですから、そういう状態が起きてしまうことはいいことではないと思うのです。

そういうことが起きてくると、保育士も本当につらくて、早目にやめてしまうことも起きているということがいろいろな雑誌に書かれていたわけです。そういうことが起きてしまうような今の親御への対策、そこら辺のところは、行政側として、どうやって守っていかうとされているのかをお聞きしたいです。

○佐藤保育課長 公立保育園の保育士に関しましては、区で定めている保育士人材育成プランがございまして、経験年数や年齢、職層に応じた研修、教育等を行ってございます。あと、ベテランの主任保育士、副園長、園長がいますので、随時、そういうところで、OJTを通して人材育成に努めてございます。

○石田（秀）委員 これだけお願いしておきます。例えば、小学校の校長先生がよく地域に来られたり、あとは、例えば台場幼稚園は併設しているので、こども園とか、地域に結構、出てこられる。私立の保育園の方も、園長先生が出てこられます。けれども、言われてみてよくよく考えてみると、別に公立保育園の園長が出てこなくてもいいのだけれども、そういう意味では、会う機会が少ないと思います。

そうなったときに、保育士をしっかり守ってあげるという意味で、地域も一緒になってやろうというぐらいの感覚があったほうがよいと思います。ただ、そこまでやると園長が大変になってしまう場合もあるので、そこまでは求めていないけれども、一緒になって、そういう子どもたちを育てていこうとどこかで考えていければいいと思っているので、よろしくをお願いします。

○大沢委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくをお願いします。227ページの障害児者総合支援施設、239ページ、特別支援保育、213ページ、福祉人材確保・定着事業です。

初めに、障害児者総合支援施設建設経費の中で、この施設をどのような形で進めていくかということで、事業の中に保育所等訪問支援があります。これは社会福祉法人ゆうゆうによるものです。これは来年度からの話ですが、保育所等に行き支援をしているもので、現状も行われていると思います。対象や回数、現状をお聞かせください。

○中山障害者福祉課長 保育所等訪問支援についてのお尋ねでございます。この支援は、保育所あるいは幼稚園、学校など、通常、障害のあるお子さんが通っているところに資格のある者が行って、環境を整えたり、お子さんに合った支援の方法をアドバイスしていくものでございます。今、3月現在、3人のお子さんがこの支援を使われております。全て保育園に通われているお子さんになります。回数なのですが、大体、月2回程度となっております。

○高橋（し）委員 月に2回も行かれて指導されているのは、その子にとって大変意味のある、貴重な支援だと思います。

そこで、施設開設後の見通しです。これは状況によるかもしれませんが、何人ぐらいのお子さんたちを見込んでそれに備えて、先ほど資格のある方とおっしゃいましたが、どれぐらいの職員の方がそう

いった対応をとる予定になっているのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今後の保育所等訪問支援ですが、来年度に向けて計画を立てておるところです。新施設ができることで、現在のところ、平成30年度は2人、平成31年度は4人、平成32年度は6人と2人ずつ増加する予定でいます。

○高橋（し）委員 数字的に言うと、本当に数人になるわけですがけれども、訪問支援事業は進めていっていただきたいのです。今、お話があったように、人員との関係がある、あるいは、施設の中で療育もするので、職員がなかなか外に行くのも厳しいのではないかという認識を持っています。

ところで、保育所等訪問支援というのは、後からも出てきますけれども、保育課の行う巡回指導等も行っていると思うのです。そことの違いはどのような形なのでしょうか。そして、同じ保育所に行ったりするわけでありますから、今年はどのような連携をとられていて、今後、開設した後はどのような形で保育課の行う巡回指導と連携をとるのか、その辺のこともお尋ねいたします。

○中山障害者福祉課長 保育所等訪問支援は個別給付になります。ですから、お子さん1人に対して、そのお子さんに合わせた療育のありようを指導していくものになります。このほか、現在、保育課とは別に、品川児童学園でも、私立の幼稚園ですとか、ご要望があったところに訪問させていただいて、そのお子さんの様子を見せていただくこともあるのですけれども、個人給付かどうかで大きな違いがあると考えております。

○佐藤保育課長 保育課で行っている特別支援の巡回相談は、主に特別支援児に保育士がどういった対応をするかというところの相談やノウハウを学ぶ場として使用してございます。

○高橋（し）委員 それぞれの違い、重きを置いているところのお話がわかったのですが、それぞれ指導、支援されていて、その情報、それぞれの保育士へのアドバイス、あるいは、ほかのお子さんたちへの支援の仕方がそれぞれ蓄積されていると思うのです。それぞれの支援がどのようにして共有されて、それぞれの事業等に活かされていくのかをお尋ねしたいのです。どちらの課がリーダーシップをとって行っているのか、その辺の情報共有等の場、あるいは、そういった場面があるのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 保育所等訪問支援は、そのお子さんに対する支援になりますので、例えば、そのお子さんが通われている保育園の先生方に、そのお子さんのことをよく知っていただく。環境設定については、こうしたほうがよりそのお子さんに適しているということでお話をさせていただく機会がございます。その場で実際には連携が図れるものと考えております。

○佐藤保育課長 保育課で行っている特別支援に関しましては、完全にシステムチックになっているといえますか、ベテラン園長がノウハウを持っていて、そのノウハウを若い園長、主任、副園長、若い保育士に引き継ぐ形で、効率よくやっております。

○高橋（し）委員 それぞれの方向、方策で、今あるように発達あるいは就学前のお子さんたちのこのような特別な指導をしていっていただいて、充実していくことをお願いしたいと思います。

次に、そこに今、出てきた特別支援保育なのですが、平成28年度の決算は600万円余、平成29年度当初では650万円、今回、1,916万円と約3倍という形で予算が増えています。委員会でも、充実を目指していきたいという課長のお話がありました。どのような形で、充実、拡大をされたのか、お尋ねいたします。

○佐藤保育課長 委員、ご指摘のとおり、予算を約3倍にしております。中身といたしましては、臨床心理士、学校心理士の巡回相談を144回、あと、保護者に対する相談会を8回、延べ152回の増を図っております。

○高橋（し）委員 保育園、公私立幼稚園に対する今の支援が拡大されたということで、大変ありがたいことだと思います。お子さんたち、保護者の方、そして保育士にとって非常に特別支援の保育が進むのではないかと思います。

ただ、心理士は今、どこも引く手あまたで、特に東京都のお仕事をされている方もいらっしゃると思うと、その人材の確保が大変なのではないかと思いますが、その辺の手当てはいかがでしょうか。

それから、巡回保育は今年、行われていたわけですが、その内容を今度は小学校につなげないといけないのですが、就学相談や小学校へどのように巡回保育の情報や支援との関係が伝えられていったかをお尋ねいたします。

○佐藤保育課長 ご質問は2点あったと思います。

1点目です。臨床心理士の確保に関しましては、長年、品川区でやっていただいている方の関係で、うまく確保できたところで、今後も続けていけるように信頼関係の構築に努めたいと思います。

あと、2点目の小学校へのつなぎでございませぬけれども、5歳児の児童に対して、小学校に上がるときに、各保育園の担任が児童票をつくりませぬ。そのときに、実際に学校に伺って、特別な状況等をきめ細かく説明する場を持ってございませぬ。

○高橋（し）委員 それぞれの就学前の指導が次の小学校へ引き継がれて、切れ目のない円滑な支援が進められることを要望いたします。この巡回相談の結果、あるいは、小学校の特別支援教室の成果で、就学相談の件数が増えていると聞いております。こちらは教育費でお尋ねしますが、特別支援教育の面でかなり進められて、充実してきているということで、今後も進めていっていただきたいと要望をいたします。

○大沢委員長 次に、若林委員。

○若林委員 247ページの私立保育園費のインフルエンザ予防接種費用助成について、まずはお聞きします。一度に4点ほどお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、私立保育園、地域型保育事業、認証、私立幼稚園、この4種があるわけですが、区立保育園の状況でも構いません。従事者の接種、罹患の状況を確認させていただきたいと思ひます。

それから、2つ目に、従事者がかかったり、子どもから移されたり、移ったり、この関連はどう捉えられているか、お聞きしたいと思ひます。

それから、3点目に、今回の4種でのインフルエンザ予防接種費用助成の導入の経緯をお聞きしたいと思ひます。

4点目に、インフルエンザの予防接種といえば保健予防部門との連携があったと想像いたしますので、保健予防部門とどのような連携があつて、話し合いが持たれて、こういうふうに至つたのか。その辺の確認をさせていただきたいと思ひます。

○大澤待機児童対策担当課長 インフルエンザ予防接種の件でございませぬけれども、保育士の接種状況は、区で今のところ把握はしてございませぬ。

園児と保育士の感染でございませぬけれども、私立保育園の場合は、10人以上のインフルエンザの園児が出た場合に、必ず区にご報告いただくことになっているのでございませぬけれども、そのとき、園児と同時に、保育士もどのぐらい感染しているかの報告はいただいております。保育士は大丈夫な場合が多いのでございませぬけれども、園児でインフルエンザが出た場合は、当たり前のことですが、手洗い、うがいをして、必要に応じてマスクの着用などをしていられるという報告をいただいているところでございませぬ。

導入の経緯でございませぬけれども、先ほどと同じような答弁になってしまひますが、一義的にはお子

様の健康を守るため、それに加えて、保育士の処遇改善という側面も持っているところです。

保健部門との連携ですけれども、保育士の処遇改善という面もございますので、連携という面では、今回は特にはございません。

○若林委員 保健予防部門との連携は特になく、保育園の処遇改善と子どもの健康のために判断をされたということを確認いたします。

続きまして、209ページのボランティア体制強化事業について、これは何度か話が出ていますけれども、今、社会福祉協議会のしながわすまいるネットがあります。これとは別につくるとプレス発表では読めるのですが、その理解、認識でいいかをお聞きしたいと思います。

また、ボランティアをする方、ボランティアをしてほしい方のマッチング事業なのですが、地域共生社会をまさにこれから地域福祉計画等の中で進めていくに当たって、そういう政策的な観点を入れると、このマッチングという以上に、何かもう少し政策的な意味があるのかと思ったのですが、その辺もお聞きしたいと思います。

○大串福祉計画課長 ボランティアシステムでございます。今、ご紹介いただきました社会福祉協議会のしながわすまいるネットですとか、今ある既存のものも含めて検討をしていきたいと考えております。ボランティアセンターの機能とか、あるいは、今現在、庁内で持っているボランティアの活用との関係とか、こういったものも含めて、全体的な検討を進めていきたいと思っております。

それから、2点目でございます。地域共生社会での観点というお尋ねでございます。来年度、私どもでは、地域共生社会を最終的には目指す形での地域福祉計画改定を予定しております。そうした中で、先般、厚生委員会で住民アンケートの報告をさせていただき、アンケートの中でボランティアのことを聞かせていただきました。その中で、きっかけ、あるいは自分の今の生活状況に応じた形での何か情報提供があれば、ボランティアという形で地域の中に参画をしていきたいというご意向もいただいたところでございます。そうしたところを踏まえまして、最終的には地域共生社会の実現といったところにも資するような視点で、ボランティアのシステムの検討を進めていきたいと考えてございます。

○若林委員 今の言い方は、私の言い方も含めて、支える人がいて、支えられる人がいるという役割が固定したもので、今後の共生社会は、支えられる人も支え手になっていく。それがまた新たな担い手でありますとか、例えば、介護でいえば、品川区は先駆的に要介護度改善ケアをやっています。これは、自分の持てる力、職員の方等の力を借りて引き出して行って、介護等が改善して、お元気になっていただくものですがそれも含めて、支えられる側に固定しないで、こういうツールを使いながら、実はあなたにも人を支える力があるんですよという政策的な観点があればお聞かせください。

○大串福祉計画課長 今、委員、おっしゃっていただいたように、一方的な支える側と支えられる側という関係性だけではなく、あるときは支える側に回り、また、あるときは支えられる側に回る。まさに支え合う社会、こういったものが地域共生社会の基盤になってこようと思っております。

そうした中で、ボランティアについても、あるときはボランティアを求める側、あるときはボランティアをする側に回るということも十分出てこようかと思っております。そうした双方向の関係も、ボランティアのシステムをつくりながら醸成できればと考えてございます。

○若林委員 その辺は話すと非常に簡単になってしまうのですが、これをシステムとして、見た人が理解して、運用していくのは大変な作業で、地域、町会等にも丁寧にお話をしなければいけないというところで、ご苦勞をおかけいたしますが、地域共生社会の実現に向けたツールになりますように、お願いいたします。

最後に、223ページの医療短期入所事業について確認だけさせていただきます。これは、比較的重い、また、医療的ケアを必要とされる重度の障害のある方の家族、また当事者の方々から、長年、要望があったもので、医療的ケアを必要とする子ども、または大人がショートステイで、本人と家族のケアをするという大切な事業でございます。これは20人で5日間という予算立てがまずされておりますけれども、その辺の積算の考え方。それから、ぜひとも、平成30年度、予算が立てられましたので、この年度内に何とか実現をするように頑張っていたきたい。エールを送りますけれども、これに対しての今後の展望、進め方、決意などをお聞かせいただきたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 医療短期入所事業ですが、重度心身障害で医療的ケアが必要な方のショートステイの場が現在、区内になく、比較的、遠いところまで行かないとショートステイが使えない状況になっています。また、そういった施設が都内全体でも少ないために、使えるとしても、年間で使える日数もごくごく限られたものとなっています。

私どもといたしましても、何とか区内の医療機関のご協力をいただくことで、何とかそうした重度心身障害で医療的ケアの必要な方が近いところで、入院という形にはなろうかと思っておりますが、保護者の方のレスパイトも含めて、できないかと考えているところです。

20人掛ける5日間というのは、実際にご利用されている方たちの状況も鑑みまして、若干、盛り込ませていただいたところです。できるだけ何とか対応できるように頑張っていきたいと思っております。

○大沢委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 255ページのホームレス緊急保護事業、それから、生活保護費に関連して質問します。

まず、ホームレスの件ですけれども、午前中の審議で、品川区では13名いると報告がありました。例えば、私もお世話になっている地域で、実際に今、2人か3人ぐらいいます。大森海岸駅近くの天井屋があるのですけれども、この近くでホームレスの方々が空き缶の回収事業の拠点にしている事例もあります。

それから、13名というのは、目視とおっしゃいましたけれども、感覚的には、品川区にはもっといるのではないかという感じがするので、改めて、こういう具体的な案件があった場合の品川区の対応の確認。

それから、たまたまここは南大井ですけれども、ほかの地域も同様のケースがあると思われるのです。だから、このことに関して、ある程度、品川区の考え方を確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 大森海岸駅近くのホームレスその他の関係のご質問にお答えいたします。ホームレス関連事業といたしましては、先ほども申し上げましたが、巡回相談ということで、月5日程度、2名体制である程度のスポットを回り、自立支援の一環といたしております。生活の立て直しをしないかと、ただお声かけしても、そんなにうまくはいきませんので、最初は観察、見守って、お話できるようにしたらお話をします。そういう事業を生活福祉課では行ってございます。

また、いろいろな方がいろいろな地域にいらっしゃいまして、私どもも、いろいろ通報を頂戴するのですが、自立支援ということで、私どもも巡回してお話を伺います。それとともに、そのときの状況に応じまして、警察ですとか区役所内の所管とも連携いたしまして、何か迷惑な行為をしているような場合は、それを何とか是正していただけるようなアプローチをしてございます。

ただ、脱法とか違法という行為に至らない場合は、粘り強く繰り返し対応していくのが今の私どもの行っていることでございます。

○伊藤委員 本当に大変だと思います。例えば、23区で連携して寮をつくったりしています。すごく難しいと思いながら質問するのですけれども、やむなく路上生活に陥ってしまった方々なのでしょうから、根気よく聞き取りをした上で、できれば自立に向けて頑張ってくださいのための支援をつなげていかないことには、こういう問題は解決しないのではないかと思うのです。

今、課長からお話があったような自立支援の取組みなり、それから、きっかけがなかなか難しいのはわかりながら質問しますけれども、何とかして、こういう方々の生活をできれば改善してあげたいという気持ちで質問させていただいております。自立支援と自立の方向に導くことこそ必要だと考えますが、改めてお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○矢木生活福祉課長 委員、ご指摘のとおり、そういう方々も自立をして、再度、豊かな人生を暮らしていただくのが最善だと思いますので、私どもも引き続き、粘り強く対応してまいりたいと思っております。

○伊藤委員 ぜひ、大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

それから、生活保護費であります。まず、平成30年度予算では、対象人員が5,694人と予算上ありました。私たちがずっと、かねてから指摘をさせていただいておりますのが、生活保護が現金支給なものですから、その後、例えばすぐにパチンコに行ったり、競馬に行ったりする方もいらっしゃる。それはとめることはできないのは仕方がないのだけれども、それが果たして正しいことなのかどうかということは、ずっと私ども、指摘をしてきました。

それから、対象者の資産調査等の課題についてもずっと指摘してきました。例えば、ほかには病院等での過剰診療、反社会的団体への関与、少なく所得申告をする等、さまざまな不正受給の例はネット上でも巷でも言われています。

少し気になったのが、事項別明細書によれば、生活保護費、資産・扶養等専門調査員、3人とあるのです。3人で5,694人の方々の資産等の調査をしているのでしょうか。確認をお願いいたします。

○矢木生活福祉課長 資産・扶養等専門調査員についてのご質問でございます。こちらの調査員、3名、非常勤でお勤めいただいているのですが、通常、私たち、生活保護受給開始時にそういう資産、困窮度を調査してございます。ですので、新規での受給に限って、こちらの方は行ってございます。あと、年に1度、資産申告ということで、これは受給を開始してから、各ケースワーカーを通じまして調査をしている状況でございます。

○伊藤委員 新規ということで、わかりました。ただ、その後、税金の正しい使われ方を考えていくと、5,694名の方々に対する不正受給がないような仕組みは、行政でしっかり取り組んでいかなければいけない。もちろん生活保護制度そのものを私たちは否定するわけではありません。これは日本国憲法に示されているとおりの権利でありますから、正しいことですがけれども、税金が本当に不正使用されることについては、きちんと指摘をしていかないといけないわけです。

改めて、対象者の方々の資産の確認、それから、この方々も同じように、できれば将来は自立をしていっていただきたい。つまり、自分で生活保護の状態から脱却をして、できれば、どこかに住居を構える、もしくは購入していただいて、そこで自立した生活を送るということが目的であると思うのです。

だから、改めて聞きたいのが、5,694名の方々に対する資産等の確認の調査の方法と、それから自立支援、まさにこの方々に対しても自立支援が必要だと思うのですが、品川区のお考えをお聞かせください。

○矢木生活福祉課長 対象の方々の資産申告につきましては、最低年1回はということで、いろいろな

状況の方がいらっしゃいますので、例えば就労している方につきましては、毎月、収入申告をいただいている状況でございます。

あと、特に就労、お金を得ることは大事なことで、私ども、早期就労支援プログラムを何年か前から始めまして、稼働年齢層で就労阻害要因のない方につきましては、保護開始時から3カ月以内に集中的に就労の指導をするということで、こういう取組みもございまして、今年度、既に54名の方が早期に自立廃止されてございます。去年は40名でしたので、この段階で54名というのはなかなかいい成績かと思っております。引き続き、こうした就労支援等に注力してまいりたいと思います。

○伊藤委員 予防ですけれども、そういう不正受給の事例がないようにしていただくことと、それから、特に、私たちとしては、できれば生活保護の脱却を目指して、しっかりした自立支援をお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

○大沢委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。私からは、236ページからの保育について、それと、231ページ、児童センター運営について、時間があつたら235ページの在学応援資金についてお伺いをします。

初めに、児童センター運営についてですが、例えば不審者情報や事件があつたときに、利用者の子どもたちへの対応がどのようになっているのかお知らせください。

それと、保育についてですが、昨年、また来年度も、国や東京都が待機児童対策に力を入れて、さまざまな予算を立てているわけですが、保育は基本的には区が担うものが多いと思います。そこで、平成30年度の保育関連の予算について、国や東京都が力を入れている待機児童対策がどのように反映されているのかお知らせください。

○高山子ども育成課長 私からは、児童センター運営費にかかわります不審者情報を得た際の対応についてご説明させていただきます。不審者情報につきましては、教育総合支援センターなどを通じて集まりました情報を即時に児童センター、すまいるスクールに提供しているのですが、それを受けたセンター側の対応としましては、状況にもよるのですが、例えば、できるだけ複数で移動する、帰宅を促す、また、危険を感じた際には、躊躇なくまもるっちを引く、保護者の方と連絡をとって、お迎えをお願いする。そのような形で、できるだけお子様を1人にしないような対応を心がけてございます。

○大澤待機児童対策担当課長 国や都の待機児童対策ですけれども、大きいところでは、開設経費の補助がございまして、それは国からも都からも目いっぱいいただいているところです。あとは、大きいところで、開設後家賃の補助をかなり国も都も幅を広げてきました。区は、そもそも独自で開設後家賃を6年以降も出していたのですけれども、その分を国や都が広げたので、その分、補助金はそのままいただけるようになっております。

あと、国はかなり企業主導型に力を入れており、国の整備予算、8万2,000人分のうち2万人を企業主導型に予算を組んでいるということで、それに伴って、区では宿舍借り上げの補助ですとか、都のキャリアアップ補助金、企業主導型も平成30年から新規に対象とするように予定しております。

○石田（し）委員 児童センターなのですが、ある小学生の保護者の方とお話をさせていただいた際に、不審者情報が出たときに、警視庁のメール等も含めて、いろいろ情報は入ってくるのだけれども、その後、逮捕されたのかどうかという情報が全然入ってこない。不審者がいるという情報はいただけれども、結果がどうなったのかがなかなか示されないの、どうなったのか不安に思うときがあるという声がありました。逮捕をしても、いろいろ調査とか手続などがあつて、なかなか情報提供ができない

と思うのですが、その点、どのようになっているのかお知らせください。

保育園についてです。今回も保育園の入園選考が行われたと思うのですが、基本的にはフルタイムの方しか入れない状況だと思います。そこで、自営業やフリーランスの方々への不利な扱いの是正について、まず伺いをしたいと思います。

フリーランスの方は就業時間が不規則だったり、自宅を職場として仕事をしている方もいるので、その点で大きく減点をされてしまう。いろいろ今、仕事もさまざまな働き方がある中で、雇用関係によらない働き方と子育てについて、どのように区で考えているのかお知らせください。

フリーランスの方も、ある推計だと、1,122万人もいるとされていて、そのうちの半数が女性だという推計も出ている中で、どのような取組みをされているのでしょうか。

○高山子ども育成課長 私からは、児童センターにおける不審者情報のその後の状況報告についてのお尋ねにお答えします。基本的には、事件直後の身の安全を図るのが最優先ですので、その後の事件のてんまつまでを丁寧にご説明する機会はなかなかございません。品川区でも、五反田駅周辺でありましたタクシー強盗の件も数カ月たって犯人が逮捕されたということで、大きな事件になれば、その後の報道と関係性というのが比較的容易に見出せるのですけれども、大きなもの、小さなものがございます。区といたしましては、児童センターにおける直後の身の安全の部分に重点的に対応を絞ってございます。

○佐藤保育課長 フリーランスや自営業等の方の保育園の入園の関係でございますが、区は法令により、保育事業等の利用について、利用調整を行うこととされておりまして、品川区では、国が示す優先利用の基本的な考え方に基づいて指数を決めております。先日、自営業もしくはフリーランスの方の指数を著しく低く下げたはならないと厚生労働省から通知もございました。その通知があるまでもなく、品川区といたしましては、従前から実態を重視しまして、勤務実績によって指数をつけておりますので、一律、自営業やフリーランスの方を低く見ている指数付けはしておりません。

○石田(し)委員 そう言われますが、なかなか自営業やフリーランスの方が入れない現実があるので、ぜひ、その点は取り組んでいただければと思います。

それと、今、政府が幼児の教育無償化を打ち出していますけれども、もちろん無償化は私も賛成はするのですが、その前に待機児童の解消をする必要があると思います。そこで、需要サイドのみならず、供給サイドである施設や保育士について、今後、しっかりと取り組んでいかなければいけないかと思えます。

そんな中で、区としてどのように質の高い保育所を整備していくのか。また、保育士が継続的に働けるような待遇の改善としてどのようなことを考えられているのかお知らせください。

また、保育園に入りたい方々、入園の申し込みをされている方たちですが、この間、衝撃的なニュースが目に見え込んできました。不承諾の通知を歓迎する。また、内定辞退をする方たちも中にはいる。これはさまざまな理由があって、不承諾をもらって、働いている企業に提出して、育休を延長してもらったり、法定内での育休をもう一度、申請するだったり、そういったために、あえて不承諾の通知をもらうという方もいるといった報道がありました。

また、とりあえずは子どもを産んで、例えば会社もやめて、在宅で子育てをしようと思ったのだけでも、1年後、2年後に預ける。今、そういったさまざまなケースがあると思います。

そんな中で、潜在ニーズを見誤って、施設整備が追いつかず、国が言っている無償化がされれば、もっと不公平感が高まってしまいますし、待機児童も解消されないと思いますので、どのように子どもたちを預ける親御さんたちのニーズを調査されているのかお知らせください。

また、平成30年度において内定を辞退された方が現段階でどのくらいいるのかお知らせください。

○佐藤保育課長 私からは、保育の質の維持向上についてお答えをいたします。来年度、保育課の組織改正が予定されておりまして、保育課と保育支援課に分かれる予定にしているところなのですが、私立保育園の巡回相談も保育課に集中しまして、また、公立保育園への指導も同じ組織で行うことになっております。そういったところで、ノウハウを1つに集中しまして、品川区内の私立保育園、公立保育園の質の向上に努めていきたいと考えております。

○大澤待機児童対策担当課長 保育士の処遇改善ですけれども、やはり賃金改善が一番大きな意味があると思っております。キャリアアップ補助金とか国の処遇改善等を使用して賃金アップに努めてございます。あとは宿舍借り上げ助成とか、新規で出させていただいているインフルエンザ予防接種費用助成とか、いろいろな手段で、できるだけ保育士の処遇改善に努めていきたいと思っております。

あと、ニーズをどう把握していくかですけれども、これは平成30年度にアンケート調査をしまして、平成26年に1回、どのくらいの方が認可を望まれるかということを行っているのですけれども、来年度、改めて行う予定でいます。

○石田(し)委員 アンケートですが、私も本会議で質問をして、答弁で、子ども・子育て支援事業計画改訂に向け調査を行っていくといただいているのですが、対象者をどのようにするかで実態調査は大きく変わってくると思うのです。先ほど言ったように、保育園に申し込みはしたけれども、実は入るつもりはないという方もいたり、そもそも、申し込んでいない方がいらっしゃるのです。本当は保育園に入りたいけれども、諦めも含めて、申し込みすらしなかった、別のアンケートでもそういった結果があるのです。どの方たちを対象にアンケートをとられて、調査をされるのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

多様な働き方、多様なニーズがある中で、しっかり把握をしていって、多様なメニューを用意していく必要が、待機児童対策またはその解消を含めて、取り組まなければいけないと思うのですが、その点もどのように考えているのか、あわせてお答えください。

○吉田保育施設調整担当課長 子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の方法と対象者の考え方についてのご質問だと思います。前回、平成26年のときの考え方なのですけれども、区内に在住する0歳から3歳未満の子どもを持つ保護者、3,200人と、3歳から就学前の子どもを持つ保護者、2,800人、計6,000人をサンプルといたしまして、郵送によるアンケートを行っております。その後、世帯を構成している分類、8つほどに分けて分類して、計画に反映したことになります。

今回に当たりましては、その当時とまた状況も変わっていると思いますので、その辺を含めまして、今年度、コンサルタントを入れて進めてまいりますので、新しい計画が出せると思っております。

○大澤待機児童対策担当課長 待機児童対策ですけれども、認可保育園の開設のほかに、認証保育所への保育料助成とか、認可外への助成、平成30年度からベビーシッター助成も始めます。あと、新しく定期利用保育もやりますので、さまざまな手法で解消していきたいと思っております。

○大沢委員長 次に、南委員。

○南委員 私も、待機児童対策について質問したいと思えます。いよいよあと二十数日で、4月から保育園に入園となる状況の中、まだ決まっていない方が何人も存在すると思えます。待機児童を本当にゼロにするための対策、区も一定の努力をいただいているとは十分承知しておりますけれども、ゼロにするためにどうするかというところが、とりわけ今日的な重要なポイントだと思いますので、改めて伺いたいと思えます。

聞いてはいることですが、この質問をするに当たって必要な数字なので紹介していただきたいのですが、1次に申請した人数、それから、その中で特に待機児童が多いのは0歳から2歳ですので、0歳から2歳の子どもの申請数、また、内定数、そして、不承諾の通知、本会議で聞いたら955人だったのですが、これは5歳までの数字でありますので、0歳から2歳の数字を改めて教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長 待機児童解消のためには、認可保育園の開設を中心に、先ほど申し上げましたように、認証の活用や定期利用保育、また、認可外への助成など、さまざまな手法でゼロにしていこう努力をしているところでございます。

1次の申し込みが0歳から2歳の合計が3,037人、内定した方が2,204人、不承諾の方が833人となっております。

○南委員 本会議でも質問をさせていただいて、0歳から5歳児の申請数が3,636人、そのうちの0歳から2歳が3,037人ですから、7割の後半から8割という数字ではないかと思っているのです。したがって、圧倒的に0歳から2歳の待機児が占めているということです。

私は、さらに質問したいのですが、不承諾の通知は833人ですが、ここで0歳、1歳、2歳、それぞれの数字も教えていただきたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 不承諾の内訳でございます。0歳児が192人、1歳児が457人、2歳児が184人となっております。

○南委員 子どもを保育園に入れて働きたい、ママたちの本当の願いは、繰り返して申し上げておりますけれども、認可保育園に入れて働きたい、これだと思うのです。そこの受けとめ方は、区としてはどう考えていらっしゃるのか、改めて伺いたいと思います。

安心して働きたい、認可保育園に入れて働きたいという人が不承諾通知を受けた833人の中にいると思います。そこで、2次のあきについて、2次のあきがそれぞれ何人か、そして、さらに2次のあきに入れても何人が入れないかというところも伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 認可に申し込まれて入れなかった方については、やはり心苦しくは思っております。補完の役割として、認証保育所、また認可外保育施設がございますので、それについて、区としては保育料を助成するなどして支援をしてございます。

2次のあき状況でございますけれども、0歳児が10名、1歳児が8名、2歳児が56名となっております。833人ですので、もし、ここに全部、うまくはまれば、残りは759人という数が出てきます。

○南委員 随分、枠を広げていただいていると思っております。しかし、759人が認可保育園に入りたいけれども入れない、こういう状況をどのように捉えていらっしゃるかをさっき聞いたら、認証だの認可外だのという話がありましたけれども、認可保育園に入りたいということですから、そこの関係では要求に合っていないということです。しかし、どこかしらの保育園に入れていただければ働き続けられるということですが、認証保育園や認可外保育園は、保育料の補助はあるけれども、しかし、2歳になったら、また新しい保育園を見付けなければいけないという苦労があるのではないですか。どうでしょうか。改めてそこも伺いたいと思います。

その対応として区が丁寧に説明していくと本会議でも答弁されておりましたけれども、働かなくてはいけない、職場復帰しなければいけない、また、働きたい、そういう方々の思いの中で、759人が、今、紹介していただいた認証保育所や認可外施設等々に入っていて、どのくらい解消できるのか、

ゼロになるのか、まだあきがあるのか、不足するのか。その辺について、どういうふうに予測をしているか教えていただきたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 2歳までの認証を卒園した後の3歳児の入園でございますけれども、現在、3歳で入園させたいと思う方の数よりも、はるかに多く3歳児の枠がございますので、その点では、3歳の壁は区内ではもうないと認識してございます。

759人からの数ですけれども、丸めてお話しさせていただくと、759人の中には、転園希望の方が入ってございます。0歳児から見て、転園希望が110人いらっしゃいますので、759人から110人を引いていただいて、650人ぐらいになろうかと思えます。

認証と定期利用保育の方は大体480人を見込んでおります。これは、今回、認証から認可に上がられた方が411人おりますので、普通に考えると、その分は認証にあきが出るであろうという予測のもとでございます。

また、先ほど申し上げましたように、定期利用保育については77人の枠がございますので、マッチングの問題がありますが、それを足して、480人は入れると見込んでおります。

あと、保育料の助成を受けて認可外施設を利用される方が、去年の実績で、0歳から2歳で60人いらっしゃいましたので、今年もそのぐらいを見込むと60人ぐらいと予測はできるところでございます。

あと、今回、不承諾になって、育休を今年度いっぱい延長して、来年、入園を希望される方が毎年一定程度いらっしゃいます。去年、その数が280人でしたので、今年、その半分としても140人ぐらいかと思っております。これは、今、申し上げた数を不承諾の中から引いていく計算になっていきます。

○南委員 今、いろいろ説明していただきました。新規園での空きスペース利用も含めて、トータルで540人ぐらいと、育休の数字が140人ぐらいなので、680人になるのですか。そうすると、759人のどこにも入れなかった子どもから転園を引くと650人、680人からこれを引くと、30人ぐらいあきがあって、みんな、つつがなく入れることになるということでもいいのですか。数字上のこと、これはあくまでも予想なので、実態とはまたいろいろと違って来るかもしれませんけれども、そういうことを見込んで、待機児はゼロになると見込んでいるということでもいいのでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 委員、おっしゃるとおり、今の時点の予測ということでは、地域的なマッチングとか、それぞれのご希望がございますので、あくまでも数の上でということでございます。おっしゃるとおり、30人から40人の方は残ってしまいますけれども、その方が企業主導型の利用に流れていけば、一定、解消には向かうという今のところの予測でございます。

○南委員 今は数字上の数合わせの段階にすぎませんので、課長もおっしゃったように、地域のマッチングももちろんあります。これだけの枠があります。だから、押し込んでしまえばゼロに限りなく近付くかもしれないけれども、そうはいかないと思うのです。

私が去年、相談を受けた方は、南品川に住んでおられて、大崎の保育園まで通っているのです。それはご本人の希望だけでも、認可保育園に入れなから認証保育園を希望して通っている。しかし、雨の日もあるし、荷物も、バスタオルを週末には持って帰らなければいけないとか、そういうことで本当に大変です。そういうことを考えたときに、これだけの数があるから大丈夫ということでおさめてほしくないと思うのです。

それと、3歳になって、子どもが新しい保育園に転園することの子どもへの負担、ここも考えていかなければいけないと思うのです。そういう負担については、どのように区としては認識を持っていらっしゃるのか。改めてそこは伺っておきたいと思っています。

品川区はこの間、保育園をたくさんつくってきたけれども、みんな企業立の保育園です。4月になって、どうなるかはわからないけれども、全ての子どもを認可保育園で吸収できる。少なくとも、マッチングも含めて、なかなか難しい子どもに対して、区が緊急対策をとるべきだと思うのです。あと二十数日しかないですけれども、しかし、それは最大限の努力をするべきだと思うのです。

今年はいみじくも区長選挙があります。濱野区長はまた立候補するご意思を表明されました。区長のこの間の保育園に関する公約を見てみると、1期目は子育て支援の充実、2期目は待機児童解消、少し進化したと思ったのですけれども、3期目は待機児童解消、ゼロを目指しと進化しています。進化していると思うのです。しかし、これが本当に実現されなければ、掲げた公約は終わってしまうわけです。そういうことがあってはならないと思いますので、区民の認可保育園に入れたいという思いを、最終的なところでは区が責任を持ってフォローしなければいけないと思うのです。そういう姿勢があるのかどうか、そこのところを確認していきたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 区としましては、やはり今の時点では数としてそろえていますとしか言えません。個別の事情はもちろんございまして、それは距離だけの問題ではなくて、例えば、お友達と一緒に園に入りたいとか、この事業者がやっている園に入りたいというご希望もございまして。全ての希望に応えることは、区としては限界がございまして、3歳児以降の問題も含めまして、今後とも認可保育園の開設は進めてまいります。

○大沢委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 227ページ、障害児支援事業で、医療的ケアの必要な障害児の療育施設への支援、2番目には、217ページ、高齢者住宅生活支援サービス事業、3つ目は、時間があれば、237ページ子どもの未来応援事業ということで、子ども食堂開設・運営支援と235ページ在学応援資金について伺いたいと思います。

まず、医療的ケアの必要な障害児というところで、今回の障害福祉関係の予算では、タクシー券の所得制限の撤廃が行われ、また、医療支援がかなり拡充をされました。これはプレス発表等には載っていないのですが、長年、障害者の当事者団体とか私どもの会派として要望してきたことが実現をされたことを高く評価いたしております。

また、障害児者総合支援施設の運営につきましては、プロポーザルで決まった直後に滋賀県に会派全員で行きまして、社会福祉法人グローの理事長・副理事長に会い、どういうところなのか、どういうことを品川区で行いたいのかきちんと伺いました。この数年間で、今回の4法人、フリーユニティー、全て責任者の方にお会いして、その方針を伺えば何うほど、今、日本の障害者福祉を引っ張っていくような区外のこういうところによく決めたというところで、区の挑戦をする姿勢に私は非常に感銘を受けております。

ただ、今回の中で厳しい意見も言わなければいけないのですが、今回は障害児通所支援事業助成ということで、559万8,000円、医療的ケア児に対して支援とついでございますけれども、今回、品川区内で医療的ケア児を預かり、療育が可能な児童発達支援事業と放課後等デイサービスの事業所、該当するところはどこなのか具体的に教えてください。

○中山障害者福祉課長 医療的ケア児の療育の対応ができる事業所というお尋ねでございまして。児童発達支援、未就学のお子様については、ほわわ品川がございまして。一方、放課後等デイサービス、就学児のお子様の療育では、療育スタジオ・ピコがございまして。

○あくつ委員 東品川のほわわ品川と療育スタジオ・ピコ戸越公園教室、この2つです。伺いたいので

ですけれども、今回、対象である、この2つの施設に対して計上されております約600万円の補助が適用できるのかどうか教えてください。また、その理由も教えてください。

○中山障害者福祉課長 こちらの今回の事業費でございますが、看護師等の配置に対して年額529万8,000円、新規開設のときの医療器具の整備助成として30万円ということで予算計上させていただいているところです。しかしながら、今回、この補助金の該当になる事業所というのが、品川区内のお子様が6割以上、通われていることを条件にさせていただいているので、残念ながら、ほわ品川、療育スタジオ・ピコとも、この事業費の補助金の対象となっていないところでございます。

○あくつ委員 今回は予算案の審議なので、せつかく来年度の予算を計上しているのに利用できる施設がない。また、来年度、利用できそうかどうか、これもなかなか見通しが暗い。区の要綱で、先ほど6割以上、区民でなければならないとありました。ただ、医療的ケア児の方が使うかどうかは、正直、わからないところではあります。私は、要綱を改正した上で予算計上をすればよかったですのではないかと思います。

今回、この支援の目的というのは、ご存じのとおり、医療の進歩も背景として、何とか生き延びたお子さんを預かれるところ、これがもう本当に志で、採算度外視で預かる、こういうところを支援しようというところでプレス発表にもしっかり載せている。今回は放課後等デイサービスも入れたのです。これを非常に使いにくくしているということであれば、私は非常に残念であります。

品川区民でなくても、品川区民はそんなに狭い見方は持たないと思うのです。これに区の税金を入れる。区内の施設ですから、一生懸命、人生をこれから楽しもうとしている医療的ケア児、これを支える保護者、それを支える施設、これを応援してあげよう。これは非常に大切な視点だと思うのですが、国の動きも含めて、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○中山障害者福祉課長 今回、この補助金のスキームをつくる時にも、その施設に対しての助成にするのか、それとも、お子様1人当たりに対しての助成にするのか、すごく悩んだところでございます。

今回、国も、やはり医療的ケア児に対する支援はすごく重要視しています。法律改正もありまして、また、こちらの報酬改定もございます。医療的ケア児に対して、看護師職員配置加算もとっているところでございます。

ですので、区としましては、事業所が運営できなくなってしまうと、今、通っていらっしゃる医療的ケアのお子様、あるいは、これから通いたいと思っている方たちが通えなくなってしまうので、この国の報酬改定の状況も見ながら考えるべき課題と認識してございます。

○あくつ委員 実は、国のほうも暗雲が立ち込めておりまして、報酬改定の案を出しましたが、非常にハードルが高いというところで、NPO法人フローレンスがやっているヘレン、ここは日本一、受け入れているようですが、そこでも5園あるうちの2園しか対象にならない。そういうところで、また改めて議論をし直しているところで、国の報酬改定はどうなるかわかりません。

先ほど課長からご答弁がありましたが、看護師の配置加算ではなくて、医療的ケア児に対する単価の加算というところで、品川区も再構築をしていただければと思います。

続きまして、217ページ、高齢者住宅生活支援サービス事業で、これは制度設計について伺いたいのですけれども、東京都で今、計画案を立てておりまして、福祉サービス等と連携をした居住支援の促進を図り、住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、福祉と住まいを組み合わせる。こういう制度を活用して補助金をもらう。

それに対して、品川区としては、先ほどから何度も出ていますが、品川区が誇る、社会福祉協議会の

支え愛・ほっとステーションのコーディネーターによる見守り機能、また、成年後見センターが持っている死後事務委任契約のノウハウといった機能を組み合わせた、品川区らしい制度である、こういうことでよろしいのでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 連携先としましては、やはり社会福祉協議会がポイントになります。成年後見センターの部署でこの業務を行うことになっております。その中で、対象者がひとり暮らし高齢者ということですので、民生委員、各地区の支え愛・ほっとステーション、そのほか生活支援サービスが必要であれば社会福祉協議会のさわやかサービス、また、今はお元気ですけれども、介護が必要になれば、早々と社会福祉協議会の職員が情報をキャッチしまして、在宅介護支援センターにつなぐ。包括的に高齢者の方が住みなれた地域で住み続けられるよう一連の支援ができるような制度設計をしていきたいと考えております。

○あくつ委員 コーディネーターだけに焦点をあててしまい、私も先走ってしまったかもしれませんが、社会福祉協議会全体の機能を活用していくということだったと思います。

それで、私どもが主張している居住支援協議会、これは空き家とか空き室、また、ストック機能であるとか学識経験者の検討会とか、かなり大所帯になってしまうというところで、現実に発生している事象に目を向けて、そこだけでもなるべく解決していきたい。これは一定の趣旨は理解するところであります。

そこで、伺いたいのは、この制度に生活保護の制度を受けている方が入っているのか。これは私はもちろん入れていただきたいという趣旨なのですが、伺います。

○松山高齢者地域支援課長 生活保護の方は対象なのかということですが、今のところ、生活保護の方は対象とは考えておりません。と申しますのは、まずは生活保護のケースワーカーが訪問する安否確認と社会福祉協議会の職員が訪問する安否確認で、二重の支援になることと、あと、生活保護という制度の整合性です。国の考え方等の確認が必要になってございますので、そういった課題があること。また、もう一点としましては、大家のヒアリング結果から、生活保護の方はケースワーカーがいるので非常に安心だと、入居させやすいといったお声も伺いまして、本事業の趣旨に照らしますと、今のところ、対象とするのは難しいと考えております。

○あくつ委員 課長は生活福祉課のケースワーカーもご経験をされて、社会福祉士と臨床心理士ということで、福祉職の大ベテランであると伺っております。ですから、生活保護の制度、また実態についても本当によくご存じだと思っております。

こんの委員も質問で取り上げていましたが、私が受ける相談で一番多いのは、これから生活保護を受けられる方、また、これは質問で取り上げたこともありますけれども、大家、そして連帯保証人、緊急連絡先、緊急連絡先はケースワーカーでありますけれども、誰かが家財撤去のときに泣かなければいけない。こういうところが問題点であるということはよくご存じだと思います。

これは制度として入れられるのか入れられないのか。今は考えていないかもしれないですが、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○松山高齢者地域支援課長 本事業を通じまして、これから1件1件、社会福祉協議会との定期的な連絡会で一つずつ事例検討を行う中で、何か課題解決のヒントがありましたら、所管と連携し、研究してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 一つひとつ、ケースを丁寧に分析していただいて、先ほどの居住支援協議会と一緒に、いきなり制度を膨らませると回しにくいこともあるかもしれません。ただ、私がこの7年間、区議会議

員になってから、何度となくご相談者を連れて不動産屋に行き、家を探す。また、その後の家財撤去の課題では何度も悩んできたところがございます。今回はこの制度ができて、とても喜んだのですが、今回は入っていないというところで非常に残念なのですが、今後、ぜひ大きく育てていただきたいと思えます。

最後に、子ども応援基金のところで、子ども食堂の運営を支援するという、今回、珍しいスキームをとっていると思うのです。社会福祉協議会が基金をつくった。なぜ区が基金をつくらなくて、民間である社会福祉協議会が基金をつくったのか。そして、今回、どれぐらいの規模の基金になっているのか。以前から、民間企業や個人からの寄附などの善意の受け皿を構築すべきではないかと申し上げてきたのですが、この基金に寄附金などを受け入れることは可能なのでしょうか。

まとめて聞いてしまいますが、CSR企業も含めて、寄附の呼びかけに対して、こういうところの周知はどうお考えなのか伺います。

○廣田子ども家庭支援課長 子ども食堂にかかわる基金のお尋ねでございます。なぜ社会福祉協議会で基金をつくったのかにつきましては、区で基金を持ってしまうと、審査でありますとか、公平性を保つために複雑な手続をさせてしまわなければならないというところがあります。社会福祉協議会で常日ごろから活動している団体とコミュニケーションをとって審査をしていただくほうがよいだろうと判断したところがございます。

規模につきましては、開設当初は社会福祉協議会が100万円、今年度は当初予算で計上させていただいて、区から100万円の助成という形で、その後は、区からの助成はとりあえず100万円で、あとは寄附で頑張ろうという意気込みで始めたものでございます。12月に社会福祉協議会が立ち上げまして、その後、社会福祉協議会も子どももいろいろ周知、各企業個別に当たっているのですが、そちらを始めたところ、お声かけは結構ありますので、寄附で何とかやっていたのではないかと考えています。

寄附につきましては、個人でもCSR協議会でもできます。現時点でも、個別に個人として毎月何万円と入れてくださる方もございますし、企業として入れてくださる方も、手を挙げてくださってございます。

今後は、新年度予算に計上させていただいているのですが、6月のきゅりあんで行うフォーラムで、CSRの企業も含めまして、各種企業で支援をしていただける方に広く周知したいと思っております。今、個別にCSRの企業も回ってございます。

○あくつ委員 子ども食堂のオーナーから、そういう支援制度をつくってもらっても、いろいろな書類を出すのが大変だから使わないと言われていたのですが、民間で基金をつくるという、非常に工夫をされたところで、素晴らしいスキームだと思います。

最後に、在学応援資金のところでは、先ほど石田秀男委員とのやりとりを聞かせていただきました。あまり時間がないので、ご答弁は結構なのですが、1つだけお願いしたいのは、面談の中で有識者の方がお話を聞かれると思うのですが、ぜひ、学業だけではなくて、その人の人間性をしっかり見ていただいて、品川区の子どもの未来がしっかりと開いていけるような、そういう事業に育てていただきたいと思えます。

○大沢委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 先ほど2人前の委員のときに保育待機児童のお話が出てまいりました。細かい数字を課長が丁寧にお話いただきました。私たち党派としましては、さまざまな手法を用いて、待機児童が生

まれないようにというのは、もう常々言ってまいりました。

今、数字を聞いていて思ったのですが、これは濱野区長が言っていた「待機児ゼロを目指す」の、いわゆるゼロにいきますよね。そういう認識をしました。今の段階の数字なのですが、数合わせでいくと、そうとれます。ただ、一部、育休の延長をとっていただける方がいてというところで、私はそのように聞こえたのですが、その辺の考え方を教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長　さまざまな手法で、認可外ですとか認証、あと企業主導型を使った場合、全ての方が何らかの保育施設を使うという枠を平成30年度は用意できているということでございます。

○渡部委員　今までは、そこがかなっていなかったのが、平成30年度にはそこがかなうというのはすごいことだと思います。やはり今までの区の実績がやっと形になってきたのだと思いますので、また引き続き進めていただきたいと思います。

次は国保です。国保も、先ほどの議論を聞いておきまして、国保が高いか安いかはさまざまな議論があるところだと思うのですが、普通に聞いていますと、収納率を下げなさいというような発言がありまして、驚いたのです。収納率を上げていくための努力は、相当、国保医療年金課の方々もやってこられたと思うのです。

当然、その努力をする前の段階として相談業務があつて、その中で、例えば分割納付の要望だとか、さまざまな取組みを課を挙げてやられてきていると思うのです。その辺を一切触れずに、取り立てるといふのがあつたのですが、その辺の仕組みを教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長　保険料は、本来、自主納付が原則と考えております。その中で、納付に応じない一部の被保険者の方に対しては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方にに基づき実施しておりますが、この制度が維持、継続できるよう、事務の執行に当たりましては、収入や資産の状況、また世帯構成など、個々の生活状況を総合的に鑑みて行っております。区といたしましては、制度の安定性や公平性を引き続き図ってまいります。

最後に、保険料の負担により生活が厳しい方につきましては、個々に応じた納付相談などを窓口や電話にて、引き続き丁寧に行ってまいります。

○渡部委員　よろしくお願ひします。それだけいろいろなさつていただいている中で、本当に区役所の職員はよくやつていただいていると思います。当たり前のことを当たり前に行つていて、普通に納付されている方が先ほどの議論を聞いたら驚くと思います。区役所は滞納整理をしないで収納率を下げろみたいなことを本当にまともに払つている方が聞いたら、国民皆保険制度を維持したくないかのような発言です。国民皆保険制度を守つていくためには、保険者がしっかりと保険に加入されている方の中で回さなければならなくて、それをしっかりと所得の中で配分をして、所得割とかを行つていないわけですか。そういう中で、そのような発言が出たことに驚いています。

区の国保医療年金課の職員は、当たり前のことを当たり前に行つていただいていると思います。係長たちもいらっしゃいますので、引き続き、これからも頑張つてやつてください。よろしくお願ひします。

243ページなのですけれども、先ほどこれもほかの委員からありました保育園給食放射性物質検査についてです。偶然、文教委員会で報告があつたのですけれども、今まで区は本当によくやつていただいていたと思います。区民の方々の放射能に関する不安の払拭に6年にわたつて当たられたと思います。確かに何があるかわかりませんので、相当、住民の方々が困つていたところがありますから、速やかにこれを行つていただいたことはありがたいと思っています。

ただ、もういいのではないかと思います。今回、予算計上がされています。先ほどの答弁を聞いていても、忘れたころに一、二回やるというようなことであれば、もう十分、役割は果たしたと、区民の方々に対しては、不安の払拭に十分努められたと思います。

風評被害は別問題です。区民の方々に対して、もうしっかり義務は果たされたと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 給食食材の放射性物質検査の関係でございますが、先ほどのご答弁と重なる部分もございますけれども、来年度、1回、検査回数を減らせていただいで、一定、検査をしてみて、品川区として学校と歩調を合わせながら、どういうことができるかを考えていきたいと思っております。

○渡部委員 今までの検査でも何も問題はなかったと伺っています。6年間、本当にありがとうございます。不用額で出ても、誰も何も言わないと思います。今、予算の中で1回あるということですから、そこでピリオドを打つような思いでやっていただきたいと思えます。

食品は、市場で出ているものは間違いなく安全だと思います。私たちが口に入れてありますし、子どもたちも食べています。そのような思いで、この放射性物質検査については当たっていただければと要望いたします。

最後になります。本日、私どもの会派でさまざまなお話をさせていただいています。幼児保育の問題、こちらにも医師会にいろいろな協力もいただけるやに伺っておりますので、新たな仕組みをつくっていただきたい。児童相談所の設置につきましても、昨年度も動いていますが、いよいよ本格的に大きく動き出したと思えます。これにつきましても、途中途中、報告をいただきながら、着実に進めていただきたいと思えます。要望して終わります。

○大沢委員長 以上をもちまして本日予定の審査は全て終了いたしました。次の会議は、12日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時47分閉会

委員長 大沢真一